

特別史跡 三内丸山遺跡
整備計画

令和2年3月

青森県教育委員会

はじめに

「特別史跡三内丸山遺跡整備計画」は、過去の計画の理念等を継承しつつ、三内丸山遺跡史跡整備検討委員会での検討結果を基に、今後10年間に行う三内丸山遺跡の基本的な整備内容を取りまとめたものです。

青森県教育委員会では、平成6年の三内丸山遺跡保存決定からこれまで20年以上にわたり、青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本構想及び同基本計画に基づき、縄文時代の“むら”のたたずまいを感じさせる景観をつくり出すための大型掘立柱建物や竪穴建物等の立体表示、植生をはじめとする環境整備、三内丸山遺跡及び縄文文化に関する調査・研究、出土品を展示するための施設の整備等に取り組んで参りました。

この間、平成9年に史跡指定、平成12年には縄文時代の遺跡としては44年ぶりとなる特別史跡の指定を受けたほか、平成17年からは三内丸山遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向けた取組を進め、さらに、平成31年4月には縄文時遊館と遺跡を合わせて三内丸山遺跡センターを開所すると同時に観覧を有料化するなど、遺跡を取り巻く環境は大きく変化してきております。

このような中、青森県教育委員会では、平成29年度に定めた三内丸山遺跡保存・活用の取組方針に基づき、三内丸山遺跡の更なる魅力づくりに向けた史跡整備を進めるため、平成30年度に専門家等からなる三内丸山遺跡史跡整備検討委員会を設置して、これまでの取組状況や現状における課題、最新の発掘調査成果などを踏まえ、今後の整備内容等について検討していただいたところです。

本計画をまとめるに当たり御指導・御助言を賜りました同委員会の委員をはじめ関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿



遺跡の現況（北地区・南地区・近野地区の一部 平成 30 年撮影 東から）



北地区の第 1 期整備後の状況（平成 18 年撮影 北西から）

例 言

- 1 本書は、青森県青森市大字三内字丸山及び大字安田字近野に所在する特別史跡三内丸山遺跡(平成9年3月5日史跡指定、平成12年11月24日特別史跡指定)の整備計画である。
- 2 本計画は、平成9年度にまとめた『第1200号青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画報告書』における整備の基本理念と基本方針を継承し、平成30年度に開催した三内丸山遺跡史跡整備検討委員会での検討を踏まえ、文化庁の指導の下、整備内容を改訂したものであり、青森県教育委員会が策定した。
- 3 整備に関する過去の委員会や報告書等の名称及びそれらの本書での略称は、巻末の参考資料に一覧としてまとめたので、参照願いたい。
- 4 本計画の策定に当たり、下記の機関から御指導・御協力を賜った。ここに記して、感謝の意を表する次第である(順不同)。
弘前市教育委員会、八戸市教育委員会、福島市教育委員会

目 次

第1章	整備計画策定の経緯と目的	1
第1節	計画策定の経緯	1
1	遺跡保存の経緯	1
2	過去の整備の経過	2
3	展示・収蔵施設の整備検討	6
4	特別史跡を取り巻く環境の変化	8
5	調査・研究の進展	9
6	管理体制の変遷と今回の整備計画	10
第2節	計画策定の目的	12
第3節	史跡整備委の設置と開催状況	12
1	委員の構成	12
2	審議経過	13
第4節	関連計画等との関係	15
1	青森県基本計画	15
2	青森県教育施策の方針	17
第2章	特別史跡三内丸山遺跡を取り巻く環境	18
第1節	自然的環境	18
第2節	歴史的環境	18
第3節	社会的環境	21
1	人口	21
2	産業	21
3	交通	21
4	土地利用	21
5	観光	23
6	見学者の動向	23
第3章	特別史跡三内丸山遺跡の概要及び現状と課題	25
第1節	三内丸山遺跡の概要	25
1	史跡指定	25
2	特別史跡指定	28
3	特別史跡追加指定	29
4	特別史跡三内丸山遺跡の本質的価値	31
第2節	現状と課題	37
1	全体計画及び地区区分（ゾーニング）	37
2	動線	40

3	遺構等の保存・保全	42
4	遺構表現・展示	43
5	地形復元に関する計画	51
6	植栽及び修景に関する計画	52
7	案内・看板（サイン）に関する計画	55
8	公園設備・便益施設に関する計画	56
9	調査等	58
10	公開・活用	59
11	管理運営体制	59
第4章	基本理念と整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	60
1	基本理念	60
2	整備の基本方針	60
第5章	整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・	62
第1節	全体計画及び地区区分計画（ゾーニング）	62
1	整備の対象範囲及び期間	62
2	北地区での整備	63
3	南地区での整備	63
第2節	動線計画	63
1	観覧動線	63
2	管理動線	64
第3節	遺構等の保存・保全に関する計画	64
1	遺構の保存	64
2	露出展示遺構	64
3	地形保全	64
第4節	遺構表現・展示に関する計画	64
1	遺構表現全般	64
2	住居域（Aゾーン）	65
3	環状配石墓（Lゾーン）	65
4	大人の墓（第1号道路跡）（Cゾーン）	65
5	南の谷・北の谷	67
6	子供の墓（Dゾーン）	67
7	北盛土・南盛土（Fゾーン）	67
8	大型掘立柱建物（Iゾーン）	68
9	西盛土周辺（Mゾーン）	68
第5節	植栽及び修景に関する計画	68
1	植生復元	68

2	修景	69
3	縄文植物園	69
第6節	案内・看板に関する計画	69
第7節	公園設備・便益施設に関する計画	70
1	園路	70
2	北地区の施設・設備	70
3	南地区の施設・設備	70
第8節	調査等に関する計画	71
1	発掘調査	71
2	環境調査	71
第9節	公開・活用に関する計画	71
1	公開	71
2	活用	71
第10節	管理運営体制に関する計画	72
第11節	事業計画	73
1	事業内容	73
2	スケジュール	73
第12節	完成予想図	74

参考資料

参考文献

整備に関する過去の委員会や報告書等の名称及び本書での略称一覧

青森県三内丸山遺跡センター条例

三内丸山遺跡の魅力づくりに関する報告書（概要版）

第1章 整備計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

1 遺跡保存の経緯

特別史跡三内丸山遺跡は、縄文時代前期から中期にかけての大規模な集落遺跡である。平成4年に開始した青森県総合運動公園拡張整備に伴う発掘調査が進む中、平成6年7月に巨大な木柱の一部が残存する大型掘立柱建物跡が発見されたことをきっかけに、一般市民の関心や保存を求める声が大きくなり、青森県は、同年8月に遺跡内で行われていた県営野球場の建設中止を決定した。並行して行っていた周辺の試掘・確認調査の結果も併せ、一体の集落を形成していたと考えられる約39haを遺跡の保存・活用区域（遺跡区域）として保存・活用することを決定した。

その後、平成9年3月に史跡指定、平成12年11月には縄文時代の遺跡として44年ぶりとなる特別史跡の指定を受け、平成15年5月には出土品1958点が重要文化財に指定された。さらに、平成26年3月には隣接する近野遺跡の一部等が追加指定された（図1）。

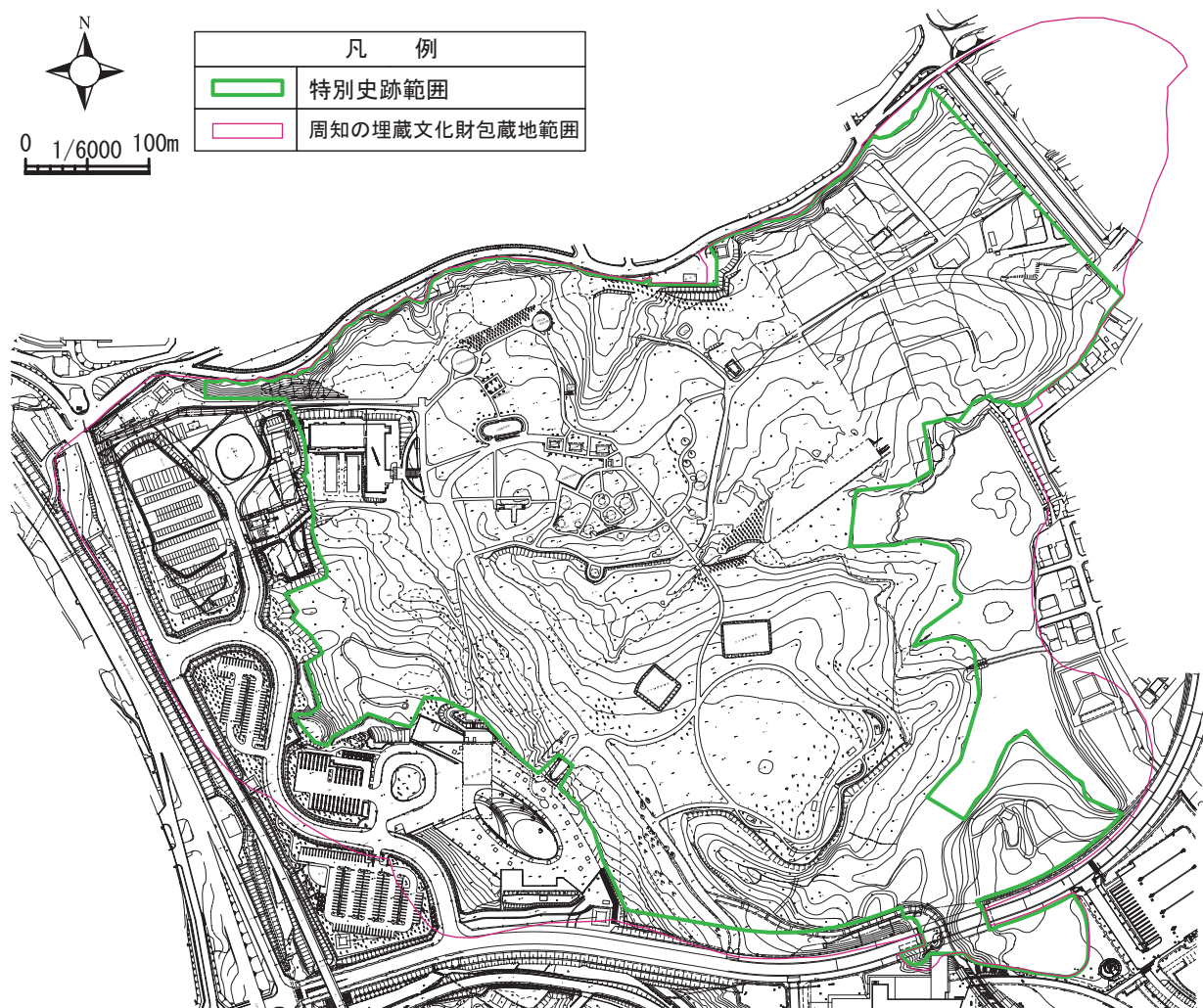


図1 特別史跡指定範囲

2 過去の整備の経過

(1) 基本構想策定と短期整備

三内丸山遺跡の整備は、平成6年度に策定した『青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本構想報告書』（以下「基本構想」という。）に基づいて行われてきた。基本構想に示された基本理念及び基本方針は、以下のとおりである。

基本理念

およそ5500年から4000年前まで三内丸山で生活を営んでいた縄文人の”むら”跡を貴重な歴史的遺産として保存し、縄文人の”むら”を体感、体験できる場を創出することによって広く活用をはかり、さらに日本の文明のとびらを切り開いた縄文文明の解明とその世界規模での見直しを行う文化の交流拠点とする。

基本方針

(1) 遺跡の魅力を実物で公開

遺跡の保存をはかるとともに、三内丸山の魅力を示す特色あるものは、保存方法を検討の上実物を公開する。

(2) 縄文”むら”風景づくり

縄文時代の”むら”を感じさせる景観をつくり出すように、掘立柱や竪穴などの建物を復元するとともに、植生等も調査結果を基に復元する。

(3) 企画性に富んだ開かれた遺跡の活用

縄文の”むら”の生活や、遺跡の発掘が体感、体験できる、企画性に富んだ開かれた遺跡とし、誰にでもわかりやすく楽しめるものとする。

(4) 憩いの場としての遺跡

四季を通じて来訪者が憩い楽しめるような環境づくりを行うとともに、充実した各種サービスを提供できる場とする。

(5) 縄文文化交流の拠点として

遺跡の多様な内容をわかりやすく理解してもらうために、出土物等の展示や収蔵を行うとともに遺跡の継続的な発掘、調査並びに国内外との情報交換など、縄文文化研究交流を行うための拠点となる施設と体制を整備する。

(6) 保存・活用計画の段階的推進

今後の計画は、発掘調査、研究に基づいた保存活用計画を継続的に行うが、計画の推進は、短、中、長期計画を作成し段階的に行うものとする。

また、「三内丸山遺跡に対する国民的な関心を持続させ内外にアピールしていくために、また、来年度からの見学者への対応も考え、平成7年度においてすでに発掘された特徴的な遺構を部分的に公開するとともに、一部建造物の復元や出土遺物を一般公開する展示室等応急的な関連施設を整備する。」とあり、平成7・8年度に短期整備として、通年公開を実施しながら復元建物や遺構の露出展示覆屋と、出土遺物の仮設展示室を整備した（図2）。

(2) 基本計画策定

平成7年度からは、青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画検討委員会（以下「基本計画委」

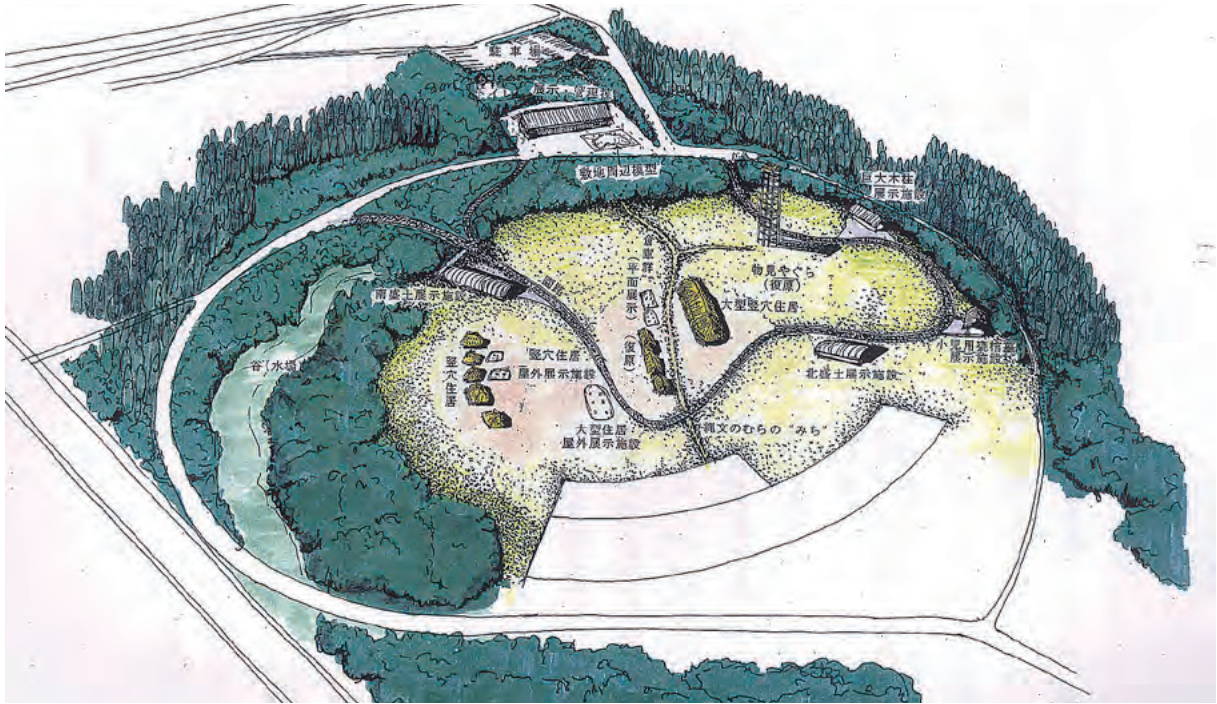


図2 短期整備計画での整備完成予想図

という。)を開催し、平成9年度に『第1200号青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画報告書』(以下「基本計画」という。)をまとめ、今後の遺跡の保存・整備・活用について以下のような基本理念や基本方針が示された。

(1) 基本理念

三内丸山で生活を営んでいた縄文人の「むら」の跡を貴重な歴史遺産として保存し、縄文の「むら」のたたずまいを体感・体験できる場として整備することによって広く活用を図り、縄文文化の解明とその世界的規模での見直しを行うと共に、縄文が現代へ投げかけている諸問題を、様々な活動を通して発信する文化交流の拠点とする。

(2) 整備の基本方針と内容

①縄文の「むら」の風景づくり

縄文時代の「むら」のたたずまいを感じさせる景観をつくり出すために、掘立柱や竪穴等の建物を復元すると共に、植生をはじめとする総合的な環境整備を行い、「むら」の雰囲気を感じ・体験できる場を創出する。

- 《内容》 ・「むら」のすがたを示す。
 ・自然環境を再現する。
 ・縄文時代の臨場感ある生活の展示。

②遺跡の魅力を実物で公開

縄文の「むら」のたたずまいを守りながら、三内丸山の魅力を示す特色あるものは、保存方法を検討の上、実物を公開展示する。

- 《内容》 ・発掘調査の公開展示。
 ・実物現地展示。
 ・出土遺物の展示。

③企画性に富んだ開かれた遺跡の活用

縄文の「むら」の生活を体感・体験しながら縄文の知恵を知り学ぶ活用をはじめ、企画性に富んだ各種活用事業を積極的に実施し、様々に楽しめ学べる場としていく。

- 《内容》
- ・縄文を核とした新しい文化事業の創出。
 - ・企画性に富んだイベントの実施。
 - ・史跡観光の推進。

④憩いの場としての遺跡

四季を通じて利用者が憩い楽しめるような環境づくりを行うと共に、充実した各種サービスを提供できる場とする。

- 《内容》
- ・緑と水辺の整備。
 - ・柔軟な運営・管理と適切な施設整備。
 - ・レクリエーション環境の整備。

⑤縄文文化交流の拠点として

三内丸山遺跡及び縄文文化に関する調査・研究・展示を行う（仮称）縄文センターを設置し、縄文研究の中心としていくと共に、ここを拠点に学术交流や縄文を核とした各種文化交流を積極的に実施する。また、縄文を現代に活かした新しい文化の創造とネットワークの形成に取り組み、文化の香り高い青森県の発展に寄与できる場としていく。

- 《内容》
- ・（仮称）縄文センターの設置。
 - ・姉妹遺跡、姉妹博物館の締結。
 - ・研究者・市民交流の促進。
 - ・巡回展示の企画・推進。
 - ・内外関連施設との人交流の促進。
 - ・資料の収集と情報提供。

⑥保存・活用計画の段階的推進

整備は、発掘調査結果に基づきながら、段階的に実施していくものとする。

- 《内容》
- ・植栽の整備。
 - ・主入口施設区の整備。
 - ・集落の復元と発掘調査。

基本計画では、遺跡内の土地利用ゾーニングや集落復元、植生復元、公開・活用に関する基本的な方針や完成予想図（図3）が示されるとともに、集落復元・植生復元・公開活用の3つの専門部会が設置され、これらの部会での検討を基に、『第1001号青森県総合運動公園植生復元基本設計報告書』（以下「植生復元設計」という。）、『第1203号青森県総合運動公園遺跡ゾーン主入口施設区基本設計説明書』、『第2416号青森県総合運動公園 公開・活用計画報告書』（以下「公開活用計画」という。）をまとめた。

(3) 第1期整備

基本計画を受け、平成10年度から集落復元・植生復元・管理運営の専門部会での議論を重ね、



図3 基本計画での遺跡ゾーン整備完成予想図

同年度に『第1006号青森県総合運動公園集落復元基本計画・基本設計報告書』（以下「集落復元設計」という。）、『第1005号青森県総合運動公園管理運営計画報告書』（以下「管理運営計画」という。）をまとめた。

集落復元については、復元竪穴住居の実施設計に生かすための予備設計を平成11年度に行い、樹皮^ぶ葺き、土^ぶ葺き、茅^{かやぶ}葺きの3種類の屋根の住居を試験的に復元し、詳細なデータを得た（『第1005号青森県総合運動公園集落復元予備設計報告書』にデータを掲載）。また、植生復元については植生復元設計に基づき、平成10年度から14年度まで植生復元試験植栽調査を実施し、草地や樹木の植栽や維持管理について様々なデータを得た（『青森県総合運動公園植生復元試験



図4 遺跡区域実施設計での整備完成予想図（主要部分のみ拡大）

植栽調査の経緯』。以下「試験植栽調査経緯」という。)

青森県総合運動公園遺跡ゾーン整備検討委員会（以下「整備委」という。）での検討と並行して行ったこれらの実践的な取組に加え、平成11年度には園内の地形復元に関する方針をまとめた『第1002号青森県総合運動公園地形復元基本設計説明書』（以下「地形復元設計」という。）を、平成13年度には『第1007号青森県総合運動公園遺跡ゾーン実施設計報告書』（以下「遺跡区域実施設計」という。）をまとめた（5p 図4参照）。また、平成14年度には、『国特別史跡「三内丸山遺跡」地形・集落復元工事に伴う整備計画（現状変更）資料』（以下「地形・集落復元整備計画」という。）をまとめ、公園整備の段階的なスケジュールや規模等を示した。

地形・集落復元整備計画によると、第1期整備計画は、(仮称)公園センターオープン予定の平成14年度を終期と設定している。復元建物や遺構覆屋等が整備された短期整備の範囲はおおむね現状を維持しつつ、新たに堅穴建物や地形の復元とともに園路等の整備を実施し、主入口施設区を基点とした園内の主な観覧動線を整備することとした。また、集落復元設計や地形・集落復元整備計画では、短期整備で設置した復元建物等は、当面それを生かしつつ、将来的には撤去し新たな復元等により更新すべきであるとした（5p 図4、図5参照）。

平成12年度から開始した第1期整備では、北地区で土葺き・樹皮葺きの復元堅穴建物や園路の整備が、南地区では植栽と縄文植物園の整備が行われ、主入口施設区で公園センターとなる縄文時遊館が整備された。第1期整備に予定されたものの中には、環状配石墓、西盛土付近の展望広場、南地区のトイレ整備や給水・給電施設整備等、実施していないものもある。

続く第2期・第3期整備は、青森県財政改革プラン（平成15年11月）の策定・実行により実施されていない。

遺跡公園として開園後23年が経過し、施設の老朽化が進行している。平成19・20年度には、整備後おおむね10年を経過した遺構露出展示等の状況調査を行い、顕著な劣化が認められないことを確認した。また、平成22年度には、復元大型掘立柱建物の根元部分の腐朽調査を行い、応急的な処置が行われた。平成24・25年度には、第1期整備で復元した堅穴建物のうち倒壊寸前であった6棟を体験活動により修復した。

3 展示・収蔵施設の整備検討

平成15年5月には、三内丸山遺跡出土遺物のうち1958点が重要文化財に指定されたが、園内の既存施設では重要文化財を保管・展示することができなかつたため、県立郷土館に収蔵されることとなった（平成18年からは一部を県立美術館が保管・展示）。

重要文化財を含む出土品の収蔵・展示が可能な施設を園内に整備するため、平成18年度に三内丸山遺跡展示・収蔵施設整備庁内検討委員会、平成19年度に展示収蔵機能検討委員会（以下「展示収蔵委」という。）で検討を行い、同年度に『三内丸山遺跡展示・収蔵機能のあり方』（以下「展示収蔵機能あり方」という。）をまとめ、それに基づき、縄文時遊館の縄文ギャラリー等を改修し、重要文化財の展示が可能な常設展示室として「さんまるミュージアム」が平成22年7月にオープンした。

また、展示収蔵機能あり方では、(仮称)縄文センターは縄文時遊館を改修、増築して対応する

第1期整備全体平面図



図5 地形・集落復元整備計画での第1期整備計画平面図

こととした。

平成 21・23 年度には、(仮称)縄文センターの機能である重要文化財を含む出土品の収蔵、出土品の整理作業室、企画展示室について、三内丸山遺跡施設整備検討委員会(以下「施設整備委」という。)で検討を行い、平成 24 年度に、『世界遺産登録を見据えた三内丸山遺跡の施設整備計画(展示・収蔵)について』(以下「展示・収蔵施設整備計画」という。)をまとめた。

これに基づき、他館の国宝・重要文化財も展示可能な企画展示室、三内丸山遺跡出土品及び重要文化財を保管する収蔵施設、出土品の整理を公開しながら行う整理室など、先に整備した「さんまるミュージアム」と合わせ、(仮称)縄文センターの機能をほぼ備えた施設が平成 30 年度までに縄文時遊館に増築されることとなり、平成 31 年 4 月に三内丸山遺跡と縄文時遊館を合わせて教育機関「三内丸山遺跡センター」として開設した。同センターの業務は、「遺跡に関する調査及び研究に関すること」、「遺跡及び遺跡の出土品の保存に関すること」、「遺跡に関する資料の展示に関すること」、「遺跡に関する学習の機会及び情報の提供に関すること」及び「その他遺跡の保存及び活用に関し必要な業務」である。

4 特別史跡を取り巻く環境の変化

(1) 史跡の追加指定と保存管理計画策定

平成 26 年度に近野地区南側等が追加指定されたことを受け、特別史跡を取り巻く環境の変化に対応すべく、『特別史跡三内丸山遺跡保存管理計画書』(以下「保存管理計画」という。)を平成 27 年度に策定した。

(2) 世界文化遺産登録に向けた動き

平成 17 年 10 月、青森県知事は、三内丸山遺跡を中心とした県内の縄文遺跡群について、ユネスコの世界文化遺産登録を目指す考えを表明し、平成 21 年 1 月には北海道・岩手県・秋田県の縄文遺跡を加えた「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」がユネスコの世界文化遺産暫定一覧表へ記載された。また、平成 30 年 7 月の文化審議会において世界文化遺産の国内推薦候補に選定され、令和 3 年度の登録を目指し、取組を進めている。

(3) 遺跡観覧料金の有料化等について

平成 14 年 11 月の縄文時遊館オープン後、平成 15 年度には、三内まほろばパーク有料化検討懇話会により有料化の検討が行われた。翌年度には、三内丸山魅力づくり会議による有料化や魅力アップの検討が行われたものの、結果的には有料化は見送られた。その際、重要文化財の園内での収蔵・公開等魅力アップが図られた後に有料化すべきという意見が出た。

平成 28・29 年度には、縄文遺跡群の世界遺産登録を見据え、その中核である三内丸山遺跡の更なる魅力づくりについて、三内丸山遺跡魅力づくり検討委員会(以下「魅力づくり委」という。)を開催し、平成 29 年 10 月に『三内丸山遺跡の魅力づくりに関する報告書』(以下「魅力づくり委報告」という。)をまとめた(概要版を巻末参考資料に掲載)。

魅力づくり委報告では、(1) 縄文時遊館の活用、(2) 縄文のむらの風景づくりの推進、(3) 来場者サービスの充実、(4) 管理運営体制の充実の 4 つの提言がなされた。特に、(2) に関しては「復元建物や覆屋等の適切な維持・管理が必要」とし、「特に大型掘立柱建物と大型竪穴住

居については遺跡の顔であるので、可能な限り長期間活用できるようにする」とされた。平成29年度に、復元大型掘立柱建物等の劣化状況調査を行い、平成31年度から長寿命化のための計画的改修を行うこととした。

また、魅力づくり委では有料化についても検討され、魅力づくりのため有料化は避けて通れないが、その範囲・時期について検討すべきことや、有料とするに足る新たな魅力が付加されることを条件に有料化すべきという意見が出た。これらを受け、文化財保護課内で検討した結果、平成30年度から史跡整備の検討に着手すること等も踏まえ、平成31年4月の三内丸山遺跡センター開所と同時に有料化することが青森県三内丸山遺跡センター条例（平成30年3月青森県条例第2号）により規定された。

(4) その他

平成24年度頃からは、外国人観光客の増加が見られるため、英語に加え、平成30年度までにリーフレットや遺跡内の解説板の多言語化（英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・タイ語）を行った。

5 調査・研究の進展

平成4～6年度の運動公園整備事業に伴う発掘調査に続き、平成7年度からは遺跡の全体像把握のため、保存目的の発掘調査を開始した。遺跡の保存と解明を適切に進めるため、青森県教育委

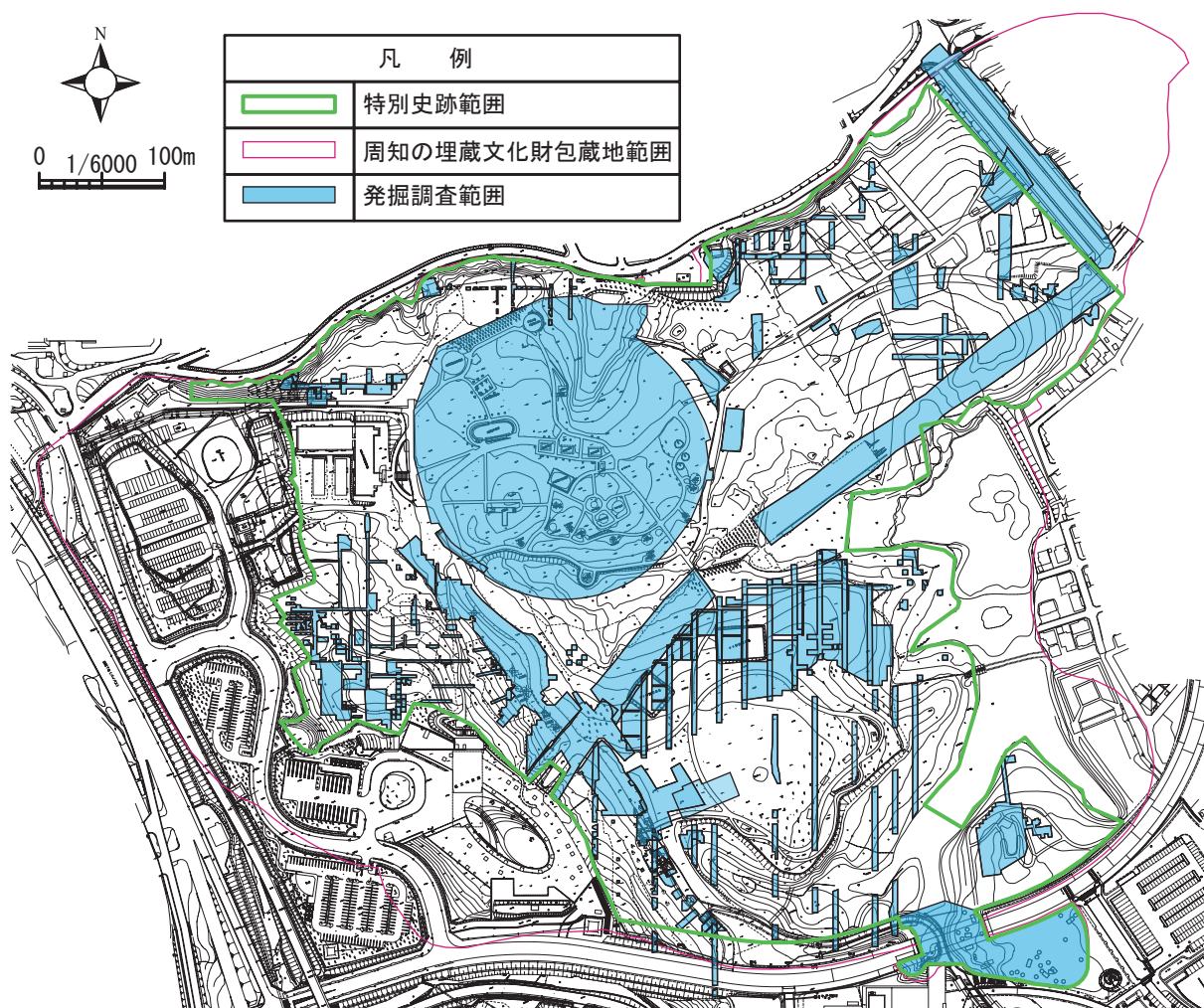


図6 三内丸山遺跡の発掘調査状況

員会では、平成7年度から文化庁と協議を行い、平成9年度に設置した三内丸山遺跡発掘調査委員会にて検討の上、平成10年度に三内丸山遺跡発掘調査計画を策定した。現在は、平成28年度から8か年の第3期発掘調査計画に基づいて発掘調査を実施している(9p 図6 参照)。

また、発掘調査報告書の刊行も継続的に行っており、平成28・29年度には、これまでの調査・研究を総括した『三内丸山遺跡44 総括報告書』を刊行した。このほか、考古学・民俗学・自然科学等様々な分野の研究者と共同して行う特別研究推進事業も、平成10年度から継続して実施している。

6 管理体制の変遷と今回の整備計画

運動公園敷地の管理は県土整備部(都市計画課)が所管しているが、文化財については教育庁(文化財保護課)の所管となっているなど、管理面で複数の部局が関係している状況であった(表1)。

平成30年度からは、遺跡区域(供用範囲)の管理・運営を教育庁(文化財保護課)が担当することとなった。

このような管理運営体制の一体化と、平成29年度の魅力づくり委報告による報告を契機に、青森県教育委員会では、外部有識者からなる三内丸山遺跡史跡整備検討委員会(以下「史跡整備委」という。)を設置し、今後の整備内容を検討することとした。

なお、本計画においては、基本計画で示された基本理念や整備の基本方針を継承しつつ(図7)、老朽化対策や新たな魅力を創出するため最新の調査成果を踏まえてこれまでの整備内容の見直し、既存計画の改訂等を行うものである。

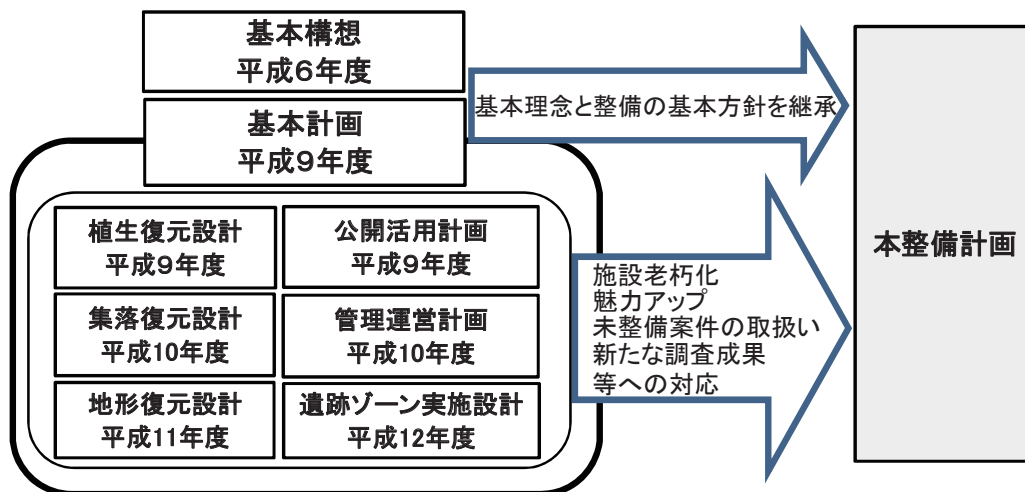


図7 これまでに策定された整備関係の計画と本計画の関係

年度	管理			計画・保存	委員会等	史跡整備	公開・活用	
	遺跡区域	縄文時遊館	史跡・文化財					
H6	都市計画課 県土木部	-	教育庁文化課 H13より文化財保護課	遺跡保存決定(8/1) 基本構想 三内丸山遺跡対策室設置 公園整備推進室設置	基本構想委		現地説明会	
H7		-			基本計画委	短期整備	三内丸山応援隊発足 仮設展示室公開 露出展示覆屋公開 解説員設置 縄文フォーラム 三内丸山通信発刊 リーフレット発行	
H8		-		国史跡指定 (1997/3/5)			仮設体験学習館整備 縄文まほろば博 縄文教室開始 三内丸山遺跡年報発刊	
H9		-		基本計画 発掘調査委員会設置			地形復元設計 植生復元設計	公開活用計画 主入口施設区基本設計
H10		-		管理運営計画			集落復元設計 試験植栽調査	
H11		-					集落復元予備設計 竪穴住居詳細設計	
H12		-		特別史跡指定 (2000/11/24)		整備委	竪穴住居実施設計 試験植栽調査	サマーフェスタ
H13		-		復元竪穴建物1軒 放火により焼失			遺跡区域実施設計 試験植栽調査	マスコットキャラクター さんまる 決定 公式ホームページ開設
H14		県土整備部 都市計画課		暗渠排水工事で 遺構一部損傷			竪穴住居整備 試験植栽調査の経緯	縄文時遊館開館 さんまる着ぐるみ作成
H15				重要文化財指定 (1958点)		有料化懇	竪穴住居整備 縄文植物園整備	縄文春夏秋冬祭り
H16						魅力づくり会議		有料化見送り
H17		文化観光部 文化振興課						
H18		(~7/12) 文化観光部 文化振興課 (7/13~) 商工労働部 県立美術館					展示収蔵委	
H19					展示収蔵機能委			
H20	商工労働部 県立美術館				三内丸山遺跡対策室を 三内丸山遺跡保存活用推進室 に名称変更	展示収蔵機能あり方 世界文化遺産暫定リスト記載		
H21					施設整備庁内委 時遊館管理運営体制委	縄文学講座開始		
H22					遺跡ゾ管理運営体制委	さんまるミュージアム公開 遺跡内重文展示開始)		
H23					施設整備庁内委			
H24	県立美術館 観光国際戦略局	文化財保護課 教育委員会				三内丸山遺跡 魅力アップ推進事業 縄文の家づくり体験		
H25			近野地区追加指定 (2014/3/18)			展示収蔵施設整備計画 縄文の家づくり体験		
H26								
H27			保存管理計画				ITガイド運用開始	
H28						魅力作り委	縄文時遊館増築工事	
H29				魅力づくり委報告	縄文時遊館増築工事			
H30	教育委員会 文化財保護課				史跡整備委	縄文時遊館増築棟公開		

表1 三内丸山遺跡の整備等に係るこれまでの取組等

第2節 計画策定の目的

平成7年の短期整備開始から20年以上が経過し、過去に整備された施設の老朽化が進んだ。また、第1節で記載したとおり、予定された整備が実施されていないものもある一方で、発掘調査や研究の継続により、新たな成果も見られる。

加えて、世界文化遺産登録へ向けた取組の推進等、三内丸山遺跡を取り巻く環境が大きく変化している。遺跡の価値や魅力を広く伝えながら、適切に保存・活用していくためには、基本計画で示された基本理念や整備の基本方針を継承した整備の実施が必要であることから、平成30年度に史跡整備委を設置し、整備内容を検討した上で本計画を策定することとなった。

第3節 史跡整備委の設置と開催状況

1 委員の構成

整備内容を検討するため、史跡整備委は文化財保護や公園整備の専門家、教育関係者、地域住民等で組織する団体が推薦する者など幅広い分野の委員により構成し（表2）、様々な観点からの検討を行った。

分野		所属	氏名
文化財保護	考古学	青森県企画政策部理事 (世界文化遺産登録推進室長事務取扱)	岡田 康博
	古環境学	東京大学名誉教授	辻 誠一郎
	保存科学	東北芸術工科大学 文化財保存修復研究センター 教授	石崎 武志
	県文化財保護 審議会委員	青森県文化財保護審議会 委員	工藤 竹久
公園整備	宮城大学事業構想学群 教授	舟引 敏明	
教育関係	青森市立奥内小学校 校長	齋藤 美鈴	
地域住民で組織する 団体	一般社団法人三内丸山応援隊 代表理事	一町田 工	

表2 三内丸山遺跡史跡整備検討委員会委員名簿

2 審議経過

史跡整備委での審議経過は、以下のとおりである。このほか、必要に応じて整備を所管する都市計画課等、庁内関係課との打合せを行った。

(1) 第1回委員会

ア 開催年月日 平成30年7月23日

イ 開催場所 青森県庁 西棟6階C会議室

ウ 委員長等選出 委員長に岡田康博委員、委員長代理に工藤竹久委員を選出

エ 議題

- ・三内丸山遺跡史跡整備検討委員会について
委員会の設置目的や今年度の目標等について確認した。
- ・特別史跡三内丸山遺跡整備に係る取組と現状について
これまでの取組状況と現状での課題などについて検討した。
- ・特別史跡三内丸山遺跡整備計画について
今回の整備計画と過去の計画との関係や整備内容等について提示した。

(2) 第2回委員会

ア 開催年月日 平成30年10月11日

イ 開催場所 三内丸山遺跡 縄文時遊館2階会議室

ウ 議題

- ・整備の内容と優先度について
整備すべき内容の確認と整備の順序や、過去の取組状況などについて検討した。
- ・整備計画（案）について
第1章～第4章の文章案を検討した。

(3) 第3回委員会

ア 開催年月日 平成31年3月13日

イ 開催場所 青森県庁 東棟4階E会議室

ウ 議題

- ・整備計画（案）について
環状配石墓や大人の墓等の整備内容を検討した。

三内丸山遺跡史跡整備検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 特別史跡三内丸山遺跡の整備のため、三内丸山遺跡史跡整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、7名の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1) 文化財保護専門家（考古、古環境、保存科学、青森県文化財保護審議会委員）

(2) 公園整備専門家

(3) 教育関係者（青森県小学校長会が推薦する者）

(4) 地域住民等で組織する団体が推薦する者（（一社）三内丸山応援隊）

3 委員会に委員長及び委員長代理各1名を置く。

4 委員長及び委員長代理は、委員の中から委員の互選により定める。

5 委員長は、委員会を主催する。

6 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第3条 委員の任期は、第1回会議開催日から平成31年3月31日までとする。ただし、各委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会は、教育長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 教育長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、青森県教育庁文化財保護課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月22日から施行する。

第4節 関連計画等との関係

青森県基本計画及び青森県教育施策の方針において三内丸山遺跡に関連する部分について述べる。

1 青森県基本計画

青森県では、県の最上位計画として、青森県基本計画「「選ばれる青森」への挑戦～支え合い、共に生きる～」を平成30年度に策定した。本県の「多様性」と「可能性」を示しながら、人口が減少しても安心して暮らせる、持続可能な青森県づくりをめざした基本計画である。2030年のめざす姿を見据えつつ、5年間（2019年度～2023年度）の計画としている。

第1章 青森県を取りまく環境の変化

2 これまでの成果と今後の可能性

<教育・人づくり分野>

○世界に向けた縄文文化の発信

特別史跡三内丸山遺跡に代表される「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、2009（平成21）年1月5日にユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、本県を始め北海道、岩手県及び秋田県の4道県の関係自治体共同で早期の登録実現をめざし、推薦書案の作成などの条件整備や学術的価値の浸透を図るとともに、縄文遺跡群の更なる認知度向上と世界文化遺産登録を後押しする気運醸成の取組を進めてきました。

2018（平成30）年7月19日に国の文化審議会でのユネスコへの2018（平成30）年度の推薦候補に選定されるなど、国内外で縄文遺跡群の認知度や評価が着実に高まっています。

第3章 全県計画4分野

産業・雇用分野（しごとづくりと所得の向上）

政策2 世界から選ばれる「あおもりツーリズム」の推進

滞在時間の増加と滞在の質の向上による観光消費額の拡大を図るため、生産性や収益性の向上に取り組み、本県観光産業が、国内外から高く評価され、「投資を呼び込む」産業となることをめざします。

多彩な地域資源を生かしたコンテンツづくりやターゲットに応じた戦略的な情報発信、国内外の観光客が満足し、繰り返し訪れたくなるような受入環境の整備に取り組みます。

施策2 魅力あるコンテンツづくりと戦略的な情報発信

美しい自然景観と豊かな自然環境に育まれた食、本県ならではの風土に根付いた文化と暮らしぶり、日本を代表する夏祭りなど多彩な地域資源を生かしたコンテンツづくりとターゲットに応じた戦略的な情報発信に一体的に取り組みます。

【主な取組】

・世界自然遺産白神山地や世界文化遺産登録をめざす「北海道・北東北の縄文遺跡群」を始め、本県の強みである自然環境や食、歴史・文化、魅力的な人材などの地域の特性を生かしたコンテンツづくりを推進します。

教育・人づくり分野（生活創造社会の礎）

【2030年のめざす姿】

○歴史・文化が息づく青森県

県民は、子どもの頃からふるさとの歴史・文化を身近に学び、地域の伝統を生活の中で自然に受け継いでいます。

若い世代を始め多くの県民が文化芸術に触れ、文化芸術資源を活用した地域づくり活動に参加する機会が増えており、趣味や余暇が充実しています。

ふるさとの伝統文化や歴史的な文化遺産が県民共通の財産として継承されており、特別史跡三内丸山遺跡に代表される縄文文化の価値は、国内外で高い評価を得ています。

政策3 あおもりの活力をつくる文化・スポーツの振興

本県の歴史・文化を継承していくため、その適切な保存と積極的な活用に取り組みます。

文化芸術に親しむ環境づくりと人財の育成を進めるほか、文化芸術資源を活用した地域づくりに取り組みます。

施策1 歴史・文化の継承と活用

縄文遺跡群の世界文化遺産登録をめざす取組を推進するとともに、一体的な保全と活用に取り組みます。

郷土の歴史、民俗、産業、自然等に関する資料や文化財などの適切な保存と活用を促進するとともに、伝統文化の鑑賞・体験機会の充実に取り組みます。

【主な取組】

- ・縄文遺跡群一体での学術的価値の浸透や効果的な情報発信など、県内外での認知度や魅力の向上に取り組みます。
- ・文化財を適切に保護・保存するとともに、公開・活用や県内外への情報発信に取り組みます。

第4章 地域別計画

東青地域

2 地域の概要、特性と課題 ～めざす姿の背景～

○多くの歴史ロマン

東青地域には、日本最大級の縄文集落跡である特別史跡三内丸山遺跡を始め、中世の義経北行伝説ゆかりのお寺である義経寺、平安時代に訪れた円光大師（法然）の教えから人々が利用するようになったと言われている浅虫温泉、江戸時代には蝦夷地へと行き来する人々でにぎわった松前街道、幕末に吉田松陰が北方の守りの重要性を説くために訪れたみちのく松陰道、世界へ誇る昭和の大事業の足跡を後世に伝える青函トンネル記念館など、多くの歴史ロマンが残されています。

2 青森県教育施策の方針

青森県教育委員会では、青森県教育施策の方針を以下のとおり定めている。

青森県教育施策の方針（平成26年1月8日決定）

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目刺します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育

学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育

次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用

活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

この方針を基に、教育庁文化財保護課は、『平成31年度 青森県の文化財保護行政』中で以下のとおり文化財保護行政の方針と重点を示し、本遺跡の調査研究と活用の推進を重点に挙げた。

1 方 針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重 点

(1) 文化財の保護・保存

オ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた取組との連携協力

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

イ 史跡等の公有化や整備の支援

(4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

イ 三内丸山遺跡センターの遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する調査研究・展示・教育普及活動の充実と情報発信

第2章 特別史跡三内丸山遺跡を取り巻く環境

第1節 自然的環境

三内丸山遺跡は青森市南西部に位置する（図8）。青森市は北緯40度49分、東経140度45分付近を中心域とする。青森市の気象は平成25～平成30年の平均気温は11.1℃、年間降水量1318.4mm、日照時間1712.1時間、平均湿度74.7%であり、東京都（16.5℃）と比べると平均気温は5℃以上低く、年間降水量は約360mm（東京1686.3mm）、日照時間では300時間弱（東京1997時間）少ない。特に冬の間は曇天日と降雪日が多く、12、1、2月の3か月間はほとんど快晴日が見られない。降水量も年間降水量の約1/3を占め、過去30年間における積算降雪量は平均600cmであり、全域が特別豪雪地帯に指定されている青森県の中でも降雪量の多い場所である。風向きは、夏季のみが東北東風で、他は南西風となる。

遺跡は、北八甲田連峰から続く緩やかな丘陵が青森平野に接する河岸段丘上に立地する。沖積地に面した標高20mほどの低位段丘と標高25～30mほどの中位段丘上に形成されている。低位段丘は沖館川（二級河川）及びその支谷による開析が進み、滑らかに平野部へ向かって傾斜している。遺跡西端部は中位段丘となり、遺跡内で最も標高が高い地点であるが、その西側は後世に大きく地形改変されている。近代の地図より、本来は西側の谷地形へ向かって傾斜していたと推定される。

遺跡北側を二級河川沖館川が東流し、青森市中心域で陸奥湾へ注ぐ。251,793.70㎡（当初指定面積243,340.11㎡追加指定面積8,453.59㎡）が特別史跡に指定されている。

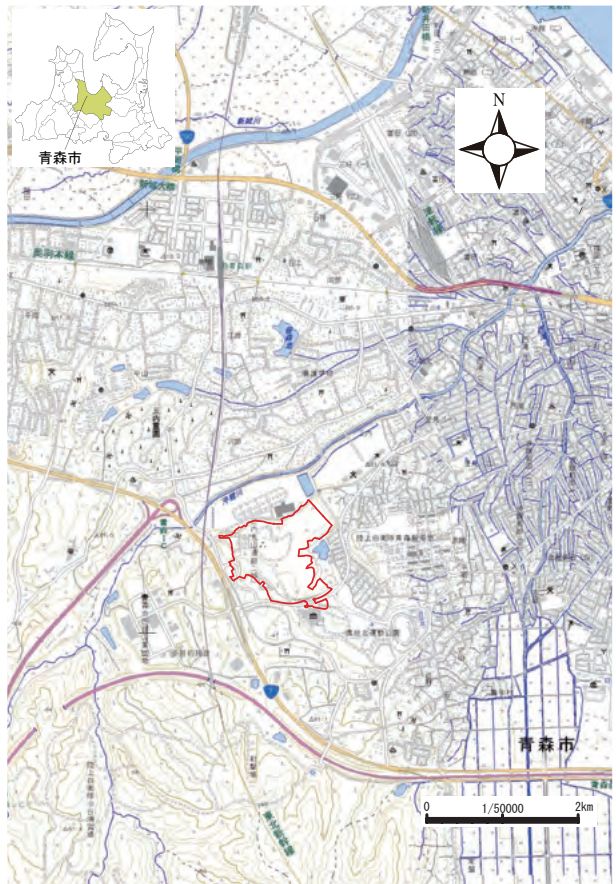


図8 特別史跡の位置（赤枠内）

第2節 歴史的環境

青森市には、縄文時代・平安時代の遺跡が数多く所在する（20p 図9）。

縄文時代早期中葉（7,000B. C. E）～前期初頭（5,000B. C. E）には集落跡が僅かに見られ、本遺跡以前にも人々の暮らしの痕跡が見られる。

近年、縄文時代前期（4,000B. C. E）の十和田火山の大噴火による環境の変化が、本遺跡に代表される円筒土器文化の成立の一因との説もあり、この時期以降、遺跡数の増加が見られる。

青森平野においては、円筒土器文化が成立した縄文時代前期中葉（3,900B. C. E）以降には平野に臨む丘陵部、特にその西部において人々の活動痕跡が高い密度で見られ、本遺跡の周辺では、多くの縄

文時代の遺跡が確認されている。縄文時代前期では、熊沢遺跡で竪穴建物跡・炉跡のほか、捨て場からは大量の遺物が出土し、大型の岩偶も見られる。その東側の岩渡小谷(2)遺跡・岩渡小谷(3)遺跡・岩渡小谷(4)遺跡で前期から中期の遺構・遺物が確認されている。なかでも岩渡小谷(4)遺跡では、前期中葉から末葉(3,900～B.C.3,000B.C.E)の竪穴建物跡や埋設土器を含む集落跡が検出されている。隣接した谷地形から、貯水部と堰からなる前期中葉の水場遺構が検出され、出土した数々の木製品類は、円筒土器文化前半期を代表するものである。石江遺跡では、縄文時代前期後半の土坑墓列、フラスコ状土坑、竪穴建物跡などが列状に分布していることが確認されている。

縄文時代中期(3,000～4,000B.C.E)には、三内丸山遺跡周辺に遺跡が分布している。三内沢部(1)遺跡では、中期中葉から後葉にかけての竪穴建物跡・土坑などが、三内霊園遺跡では、縄文時代前期から中期にかけての遺構、遺物が確認され、ヒスイ製大珠や玦状耳飾も出土している。後に三内丸山遺跡に編入された近野遺跡の一部では、青森県内初となった中期中葉(3,000B.C.E)の大型竪穴建物跡と周辺の竪穴建物跡群が検出された。三内丸山(6)遺跡では、尾根頂部に貯蔵穴群、斜面に竪穴建物跡群と、明確に場所を違えて配置されている。

縄文時代後期(2,000～1,000B.C.E)には、三内丸山(5)遺跡・三内丸山(6)遺跡・三内遺跡・近野遺跡・安田(2)遺跡において遺構・遺物が見られる。特徴的なものとして、三内丸山(6)遺跡のクマ形土製品や近野遺跡の人物線刻石冠がある。三内丸山(6)遺跡では、丘陵頂部に貯蔵穴が配され、斜面下位の裾付近に竪穴建物跡が築かれていた。

青森平野の南部・東部では、縄文時代後期において、史跡小牧野遺跡の環状列石や上野尻遺跡の環状掘立柱建物跡群があり、縄文時代晩期(1,000～300B.C.E)には400基余りの土坑墓が検出された朝日山(1)遺跡・朝日山(2)遺跡など、貴重な遺跡が存在する。

弥生時代・古墳時代・飛鳥・奈良時代の遺跡は青森市内においては非常に少ない。しかし、平安時代、特に9世紀～10世紀前半に遺跡の大幅な増加が見られ、野木(1)遺跡・近野遺跡・石江遺跡群において、多数の竪穴建物跡が調査されている。

中世には青森平野から津軽半島一帯は「外が浜」と称され、安藤・北畠・南部・津軽氏の影響下にあり、尻八館跡や油川城、国史跡浪岡城跡などの城館遺跡がある。近世の青森開港までは善知鳥村と呼ばれ、漁師の家が数十軒ほど点在していたとされる。

港湾都市である青森市の歴史は、弘前藩二代藩主津軽信枚の命で行われた、寛永3(1626)年の開港奉行森山弥七郎による開港が始まりとされる。当時善知鳥村と呼ばれた青森の地は、諸国からの移民の促進や免税措置もあり、商業・漁業の発展が見られ、弘前藩の外港としての地位を確立した。

明治新政府による廃藩置県で誕生した弘前県は近隣諸県を併合し、明治4(1871)年青森県と改称し、現青森市に県庁を置き、近年は本州と北海道を結ぶ青函連絡船の発着地としてにぎわいを見せた。

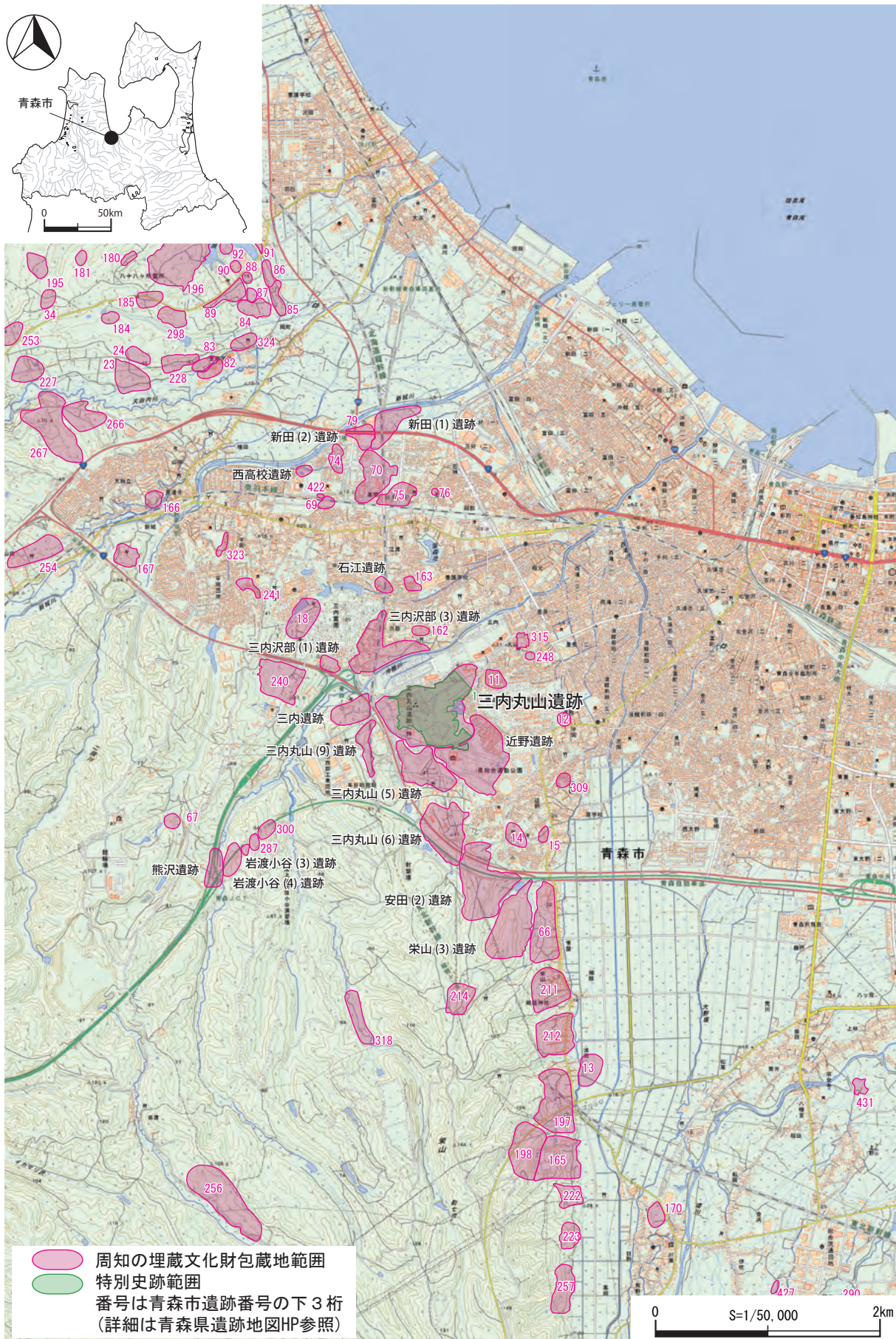


図9 周辺の遺跡分布図(『青森県遺跡地図』を基に作成)

第3節 社会的環境

1 人口

三内丸山遺跡が所在する青森市は、平成31年4月現在、約28万2千人を有する中核市である。総人口は平成12年度国勢調査をピークに減少しており、平成12年に初めて老年人口（65歳以上）が年少人口（0～14歳）を上回った。将来推計人口（中位推計）によると、令和2年の総人口は、平成21年と比べて約3万人減少する見通しとなっており、年齢別人口の構成比については、年少人口割合が10%程度まで低下する一方で、老年人口割合は30%を超えると予想され、今後、一段と人口減少・高齢化が進展するものと見込まれている。

2 産業

青森市の第1～3次産業の就業人口は、平成12年をピークに減少に転じている。伝統的に港湾を中心とした商業都市や交通都市としての性格が強く、現代の産業構造においても、農林水産業、製造業など「ものづくり」産業の比重が低く、卸小売業、金融保険業、不動産業等のサービス産業、内需型の産業の比重が高いという傾向がある。

3 交通

三内丸山遺跡のある青森市への広域交通網は、東北自動車道青森インターチェンジを利用した陸路、JR北海道新幹線・東北新幹線新青森駅、JR奥羽本線・青い森鉄道青森駅を利用した鉄路、北海道函館市と青森港を結ぶフェリーを利用した海路のほか、東京・名古屋・大阪・札幌等と青森空港を結ぶ空路があり、陸路、鉄路、海路、空路がそろった交通網を有している（図10）。

本遺跡へ車でアクセスする場合は、東北自動車道青森インターチェンジから遺跡北側に通る国道7号青森環状道路を経由し約5分、フェリー埠頭からはフェリー大橋から国道7号線を経由し約15分、青森空港からはスカイブリッジ・国道7号青森環状道路を経由し約30分で三内丸山遺跡センターへ至る。駐車場は第1、第2、第3駐車場があり、合計512台の駐車スペースがある。路線バスでは、JR青森駅前から市営バス三内丸山遺跡行きで約25分、JR新青森駅東口からあおもりシャトル de ルートバスねぶたん号を利用し、約10分で縄文時遊館前に至る。また、青森空港からは、青森空港バスで青森駅前まで移動し、市営バスを利用すると遺跡へアクセスできる。

青森港は、陸奥湾最奥部に位置し北海道と本州を結ぶフェリーの発着地としての役割を担っている。北海道函館港と青森港を所要時間約4時間で結んでいる。また、中央埠頭等には外国からの大型クルーズ客船等も寄港する。

青森空港は青森市内の南方10kmほどに位置している。国内線のほか、中華人民共和国天津、大韓民国仁川及び台湾（台北）との国際線が就航している。

4 土地利用

（1）特別史跡指定地内の土地利用状況

特別史跡指定地は全域が公有地化されている。



図 10 交通アクセス図

(2) 特別史跡周辺の土地利用状況

特別史跡の周辺は、青森市都市計画道路、青森市道、送電鉄塔等の各種人工物が位置するほか、都市公園、遊水地等に利用されている。

周辺の土地利用状況についての詳細は、次のとおりである。

ア 北側

沖館川遊水池があり緑地公園や運動施設、青森県運転免許センター等の公共施設が立地する。

イ 北東側

青森市三内清掃工場の跡地が大部分を占め、三内西小学校、三内中学校も所在する。一部に民有地を含む。

ウ 東側

第1種低層住居専用地域であり、住宅地になっている。

エ 南側

都市公園区域内に青森県立美術館や青森県総合運動公園が整備され、青森県の芸術文化・スポーツの拠点地域として施設が立地している。

オ 南西側

畑があるほか、住家もまばらにある。

カ 西側

特別史跡の保存管理、調査・研究、公開・活用の拠点となる縄文時遊館及び駐車場が整備されている。

キ 北西側

東北新幹線の橋梁^{りょう}が位置している。この橋梁については、遺跡からの景観への影響を最小限とするため、橋梁の高さを低くするなど、景観に配慮した工法により建設されている。

5 観光

青森市には、十和田八幡平国立公園（八甲田山など）、浅虫夏泊県立自然公園（北限の椿が自生する夏泊半島）などに代表される豊かな自然がある。歴史遺産では、特別史跡三内丸山遺跡、史跡小牧野遺跡、史跡高屋敷館遺跡、史跡浪岡城跡、青函連絡船八甲田丸と可動橋、重要無形民俗文化財青森のねぶた等がある。また、青森市出身の版画家、棟方志功の作品を所蔵する棟方志功記念館、同じく青森市出身でウルトラマンの生みの親、成田亨の作品や、弘前市出身の奈良美智の作品等を所蔵する青森県立美術館等、様々な観光スポットが存在する。

青森市の観光入込客数は、平成30年の統計で620万人弱を数える。年間の入り込みピークは、青森ねぶた祭の行われる8月で92万人弱が訪れている。

6 見学者の動向

本遺跡の年間見学者は、平成7年度約27万人、平成8年度約51万人、平成9年度には約56万人を数え、平成10年度48万人の後、30万人前後となった。縄文時遊館開館の翌年の平成15年度には東北新幹線八戸駅開業もあり約48万人に増加した。平成18年度には県立美術館開館の影響もあり30万人代後半に回復したが、その後は30万人前後で推移した。

平成25・26年度は30万人を割り込み、平成27年度には東北新幹線新函館北斗駅開業の効果もあり平成28年度まで30万人を超えたものの、東日本大震災の影響により平成29年度には再び30万人を割り込んでいる。平成30年度には、縄文時遊館の増築工事が終了し、11月から一般公開を開始した（24p表3）。

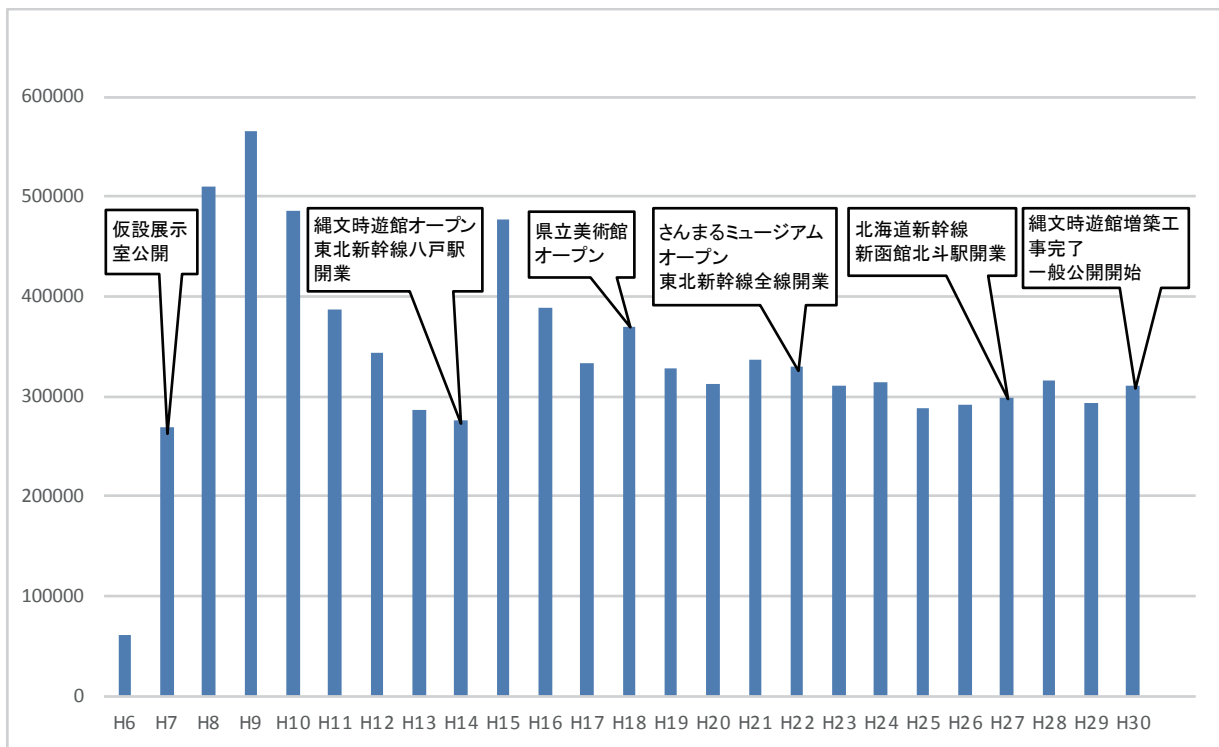


表3 三内丸山遺跡の見学者数の推移

第3章 特別史跡三内丸山遺跡の概要及び現状と課題

三内丸山遺跡は、第1章第1節に記したとおり、平成9年に史跡指定、平成12年に特別史跡指定、平成26年に近野地区の追加指定がなされている(30p 図11)。以下に指定内容等の概要を記す。

第1節 三内丸山遺跡の概要

1 史跡指定

(1) 指定年月日 平成9(1997)年3月5日(官報第2089号)

(2) 種別 史跡

(3) 名称 史跡三内丸山遺跡

(4) 所在地 青森県青森市大字三内字丸山・大字安田字近野

(5) 面積 243,340.11 m²

(6) 地域

① 青森県青森市大字三内字丸山

215番、216番、217番、218番ノ1、218番ノ2、219番ノ1、219番ノ2、219番ノ3、219番ノ4、219番ノ5、219番ノ6、220番、221番、222番ノ1、222番ノ2、223番、224番、225番、226番ノ1、226番ノ3、227番ノ1、227番ノ2、228番ノ1、228番ノ2、229番ノ1、230番ノ1、230番ノ2、230番ノ3、230番ノ4、230番ノ5、230番ノ6、230番ノ7、230番ノ8、230番ノ9、230番ノ10、230番ノ11、230番ノ12、230番ノ13、230番ノ14、230番ノ15、230番ノ16、230番ノ17、231番ノ1、232番ノ1、232番ノ2、233番ノ1、233番ノ2、233番ノ3、233番ノ4、233番ノ5、233番ノ6、234番ノ1、234番ノ2、234番ノ3、234番ノ4、234番ノ5、234番ノ6、234番ノ7、234番ノ8、234番ノ9、234番ノ10、234番ノ11、234番ノ12、234番ノ13、234番ノ14、234番ノ15、234番ノ16、234番ノ17、235番ノ3、235番ノ4、238番ノ4のうち実測101.57 m²、238番ノ5のうち実測20.43 m²、238番ノ10、238番ノ12、238番ノ13、239番、249番ノ10、249番ノ11、249番ノ12、249番ノ13、249番ノ14、249番ノ15、249番ノ17、249番ノ18、249番ノ23、249番ノ24、249番ノ25、251番ノ2、251番ノ3のうち実測616.85 m²、251番ノ4、252番ノ1、252番ノ2、252番ノ3、253番ノ1、253番ノ2、253番ノ5、253番ノ6、253番ノ18、253番ノ19、253番ノ21、253番ノ22、254番、255番ノ1、255番ノ2、255番ノ3、255番ノ4、255番ノ5、255番ノ6、255番ノ7、255番ノ8、255番ノ9、255番ノ10、255番ノ11、255番ノ12、255番ノ14、255番ノ15、255番ノ16、255番ノ17、255番ノ18、255番ノ19、255番ノ20、255番ノ21、255番ノ22、255番ノ23、255番ノ24、255番ノ25、255番ノ26、255番ノ27、255番ノ28、255番ノ29、255番ノ30、255番ノ31、259番ノ1、259番ノ2、259番ノ3、259番ノ4、259番ノ5、260番ノ1、260番ノ2、260番ノ3、260番ノ4、260番ノ5、260番ノ6、260番ノ7、260番ノ8、260番ノ9、260番ノ10、260番ノ11、260番ノ12、260番ノ13、263番、264番ノ1、264番ノ2、265番、266番ノ1、266番ノ2、267番、268番ノ1、268番ノ2、268番ノ3、269番、270番ノ1、270番ノ2、271番、272番、273番、274番、275番ノ1、275番ノ1に接する無番地のうち実測6016.05 m²、275番ノ2、275番ノ3、275番ノ4、275番ノ5、276番ノ1、276番ノ2、276番ノ3、276番ノ4、276番ノ5、276番ノ6、276番ノ7、276番ノ8、276番ノ9、276番ノ10、276番

ノ 11、276 番ノ 12、276 番ノ 13、276 番ノ 14、276 番ノ 15、276 番ノ 16、277 番ノ 1、277 番ノ 2、278 番ノ 68 のうち実測 127.78 m²、278 番ノ 71 のうち実測 939.33 m²、279 番ノ 1、279 番ノ 2 のうち実測 1020.29 m²、279 番ノ 3、279 番ノ 4、280 番ノ 1、280 番ノ 2、280 番ノ 3 のうち実測 26.80 m²、280 番ノ 4、281 番、282 番、283 番、284 番ノ 1、284 番ノ 2、285 番、286 番、287 番、288 番、289 番、290 番、291 番、292 番、292 番ノ 2 のうち実測 262.73 m²、293 番のうち実測 3671.43 m²、294 番、295 番のうち実測 1258.31 m²、296 番のうち実測 2037.37 m²、297 番、298 番、299 番、300 番、301 番のうち実測 1525.79 m²、302 番のうち実測 783.07 m²、303 番、304 番ノ 1 のうち実測 1497.74 m²、304 番ノ 3 のうち実測 10.50 m²、306 番のうち実測 1700.71 m²、307 番ノ 1 のうち実測 23.20 m²、311 番のうち実測 228.79 m²、320 番のうち実測 1494.75 m²、395 番ノ 121、416 番ノ 1、416 番ノ 2、416 番ノ 3、417 番、418 番ノ 1、418 番ノ 2、418 番ノ 3

② 青森県青森市大字安田字近野

195 番のうち実測 26.56 m²、199 番ノ 1 のうち実測 9511.22 m²、199 番ノ 2、200 番、201 番、202 番のうち実測 1073.64 m²、203 番ノ 1 のうち実測 1813.17 m²、205 番のうち実測 488.32 m²、219 番のうち実測 5606.63 m²、220 番ノ 1、220 番ノ 2、223 番ノのうち実測 1039.77 m²上の地域に介在する道路敷を含む

・指定説明

三内丸山遺跡は、青森市の中央部を北東へ抜けて青森湾に注ぐ沖館川の右岸台地上に営まれた 35 ヘクタールに及ぶ縄文時代前・中期の大規模な集落跡を中心とした遺跡である。

古く江戸時代から菅江真澄などの紹介によって知られていたが、戦後になって慶応義塾大学考古学研究室が小規模な学術調査を実施した。昭和 48 年から 51 年には、県営運動公園の建設にともなう発掘調査が県教育委員会によって行われ、その後も継続的に開発事前の調査が青森市教育委員会や青森県教育委員会によって実施されてきた。平成 4 年に至って遺跡全体の範囲を超える大規模な運動公園の整備拡張が計画され、県教委によってまず北側の北地区で野球場の建設部分 5 ヘクタールについて事前調査が開始された。2 年後の平成 6 年 7 月になって重要性が確認されるに及び保存が決定された。現在は遺跡の内容や性格を確認するための発掘調査が実施されている。

本遺跡は、陸奥湾西部の青森湾の南岸に広がる青森平野に向かって南から延びる八甲田山の北麓に位置し、沖館川が形成した標高 10 メートルから 18 メートルのほぼ平坦な中位段丘に立地している。北西を流れる沖館川とは比高 7 メートルから 8 メートルの急崖をなし、北東からは大きな谷地が樹枝状に入り込み、その一部は北地区の南や遺跡南東側に延びて谷頭を形成している。また沖館川に面した北斜面と中央谷と呼んでいる北斜面中央に入る小さな谷には、下位の低湿地部分に有機物を多く含む泥炭質シルト土壌が堆積している。なお周辺には沖館川左岸の三内沢部遺跡や三内壺園遺跡、北西側の谷を挟んで三内遺跡が所在するなど、三内丸山遺跡と並行する時期の生活痕跡をもつ遺跡が隣り合わせで集中している。

遺跡が本格的に営まれ始めたのは、縄文時代前期中葉で、北地区の中央谷から台地中央にかけて堅穴住居・土坑墓・埋設土器が配置され、中央谷から北斜面に廃棄場が形成され始めた。中央には大型堅穴住居が設置され、中央谷の西側にかけて居住域が営まれ、その北側には誕生前後から幼少時に死亡した子どもたちの墓と考えられる埋設土器が密集している。おとなの墓と推定できる土坑墓は、中期の南盛土に覆われているため詳細は不明であるなど、保存が決定されたため調査が及んでいない部分も多い。また、とくに中央谷には、谷に沿った東側に土留め用杭列が路肩に打ち込まれた幅 1 メートルから 2 メートルの道が、約 90 メートルにわたって沖館川に延びていると推定されている。

中央谷と北斜面の前期に属する低湿部からは、土器や石器のほかにも木器・編物製品・骨角器および多量の動植物遺体などが発見されている。木器には、鉢・漆塗り台付皿・掘棒・櫛状木製品・ヘラ状木製品・漆塗り堅櫛・柱材などがある。編物製品は、イグサの仲間で編まれた小型カゴ（※注）、蔓のようなものを組んだ紐などがある。骨角器には、釣針・銚・ヤスなどの漁撈具、縫い針・ヘアピン・管玉・牙製の垂飾品や腕輪などの装身具、鯨骨製の骨刀などがある。植物遺体には、ニワトコ・ヤマブドウ・ヤマグワなどの種子や割られたクルミ殻やクリ果皮片などが発見され、栽培植物と考えられるゴボウ・ヒョウタンの仲間・マメ科の種子などが少量ながら確認されている。また縄文時代には一般的なシカやイノシシが少なく、ムササビやノウサギなどの小型獣、ガン・カモ類やウ・アビなどの鳥類も相対的に多い。魚類には、カツオ・マダイ・ブリ・アジ・サバ・ヒラメ・カレイとイワシ・ハゼ類などの小型魚も多く発見されている。

中期になると集落は拡大し、北地区全体に広がる。住居は引き続き中央谷の西側と東斜面に構築され、大型竪穴住居は台地中央部から北側に位置し、台地中央部には列状の土坑墓が出現した。新たに貯蔵穴が中央谷の東側の沖館川に面した台地の縁辺部に密集し、東西棟の掘立柱建物が台地中央に10棟近く縦列し、西側には数棟が横列して出現した。さらに台地北西端のやや高いところに、太さ1メートル前後のクリの巨木を間隔4.2メートルで6本の長方形に配置した遺構があり、これを大型掘立柱建物とする見解がある。この周辺にはやや小規模ながらほぼ同様な遺構が、数回建て替えられている。いわゆる「盛土遺構」も南北と西側の三か所に形成され始めた。

やがて中期半ばになると北地区ばかりでなく、野球場部分の南側の谷を挟んだ南側の南地区、さらに谷を挟んだ南東のかつて近野遺跡と呼んだ近野地区に遺跡範囲が広がった。北地区の「盛土遺構」はますます大型化し、埋設土器や列状墓も中期後葉になるまで引き続き構築され、この時期のものが最も多い。

列状墓を含む北地区の土坑墓は合計155基が発見され、ヒスイ製の装飾品1点や石鏃10点や、磨石・敲石・凹石等が副葬された場合がある。列状墓は、長軸約1.4メートルの楕円形や隅丸長方形が主体で、平均約15メートル幅の道に長軸を直交させ、北地区の中央部から北東に210メートル以上にわたって道に沿って2列に延びる。

中期の埋設土器は、北地区から約760基が発見され、磨石・敲石や石鏃など土坑墓と共通する副葬品が入れている。また粘土採掘穴が、北地区の谷の東側と南斜面に掘られたのは中期後葉である。さらに先の運動公園建設時や現在実施している確認調査では、南地区には中期後半を中心として北東斜面に竪穴住居や柱穴群が営まれ、一段高い尾根上には南北2列に並ぶ土坑墓、西側斜面には土坑墓や配石遺構が築かれた。さらに近野地区では、大型竪穴を含む中期の竪穴住居群が確認されている。しかし、中期終末に集落は急激に縮小し、北地区の中央谷の西側に住居や土坑だけとなり終焉を迎えた。

「盛土遺構」は、炭化物・焼土・地山土などが厚さ約5センチメートルから10センチメートルで径1メートルから2.5メートルほどに広がる単位が累積したもので、南北約70メートルで東西35メートル前後の範囲にうずたかく積まれて遺物を多量に含んでいる。土偶・ミニチュア土器・各種の土製品や石製品が非常に多い。土偶は遺跡全体から約700点発見されているが、その約9割は「盛土遺構」から発見されている。なお本遺跡周辺では調達しえない黒曜石・アスファルト・ヒスイやコハクなどは、遠隔地との交流を物語っている。

本遺跡は、東北部から北海道南部における縄文時代前期半ばから中期末に及ぶ大規模で拠点的な集落の実態と変遷の様相を良好に示す。とくに35ヘクタール以上にも及ぶ範囲に約1,500年も営まれ、道を軸にして掘立柱建物や列状の土坑墓などの各種の遺構が計画的に配置された集落の様相は、当時の組織化された社会構

造をあわらしている可能性さえうかがわせる。また北の斜面や中央谷の低湿部には有機質の道具類や動植物遺存体が良好に保存され、当時の道具類の全体像や生業・食生活さらには自然環境に関する豊富な情報を内包している。膨大な量の遺物も合わせて、わが国の縄文文化の様相を雄弁に物語っている。よって史跡に指定し、その保存を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』平成8(1996)年12月号 第399号)

(※注) 平成6年の分析により、小型カゴの素材はイグサ科の植物として展示解説及び発掘調査報告書等にその旨を記載してきた。しかし、平成23年、東北大学の鈴木三男教授(植物系統学・植物解剖学・古植物学)による資料組織の顕微鏡観察により、「針葉樹のヒノキ科の樹皮製」であることが判明した。

2 特別史跡指定

(1) 指定年月日 平成12(2000)年11月24日(官報第3002号)

(2) 種別 特別史跡

(3) 名称 特別史跡三内丸山遺跡

(4) 所在地 青森県青森市大字三内字丸山・大字安田字近野

(5) 面積 243,340.11 m²

(6) 地域 史跡指定時に同じ

史跡指定時の官報(平成9年3月5日 第2089号)

・指定説明

三内丸山遺跡は、青森市の中央部を北東へ抜けて青森湾に注ぐ沖館川の右岸台地上に営まれた35ヘクタールに及ぶ縄文時代前・中期の大規模遺跡である。

江戸時代から知られていたが、平成4年に開始された野球場建設に伴う発掘調査が進められる中、平成6年に遺跡の重要性が判明し、保存が決定された。それに引き続き、遺跡の範囲や内容を確認する発掘調査が青森県教育委員会によって行われた。これらの調査は調査面積8万3238m²に及び、本遺跡が東北北部から北海道南部における縄文時代前期半ばから中期末に及ぶ大規模で拠点的な集落であり、竪穴住居、土坑墓、埋設土器、貯蔵穴、大型掘立柱建物、盛土遺構などの各種遺構が計画的に配置されていたことが明らかにされた。また、当時の生活、生業、交流、自然環境などを示す多種多様な遺物が検出された。

このことから、わが国の縄文文化の様相を雄弁に物語る遺跡として、平成9年3月に史跡に指定されるとともに、建物復元や遺構展示等による整備も図られてきた。

指定後、青森県教育委員会により、調査面積約1万2200m²に及び内容確認調査が継続して行われている。平成9年度には両側に土坑墓列を配置する幅約12mの基幹道路跡が集落中央から東に約420m以上に及ぶことが確認された。また、平成10年度から12年度には集落西南で環状配石墓・配石墓・土坑墓からなる墓域と集落中央からこの墓域に向かう長さ170mの道路跡などが調査された。これらの調査の結果、集落の内容や社会組織を解明する上での重要な手がかりが得られた。また、発掘調査と並行して、出土種子の遺伝子分析、高精度年代測定、花粉分析、動・植物遺存体分析、土偶の胎土分析、黒曜石などの蛍光X線分析など、さまざまな自然科学的分析が体系的に行われている。こうした分析からは、クリやウルシが栽培されていた可能性が高いこと、集落の存続期間が5500～4000年前前後の約1500年間に及ぶことや土器型式の時間的幅の詳細、遺跡周辺の自然環境・生態系、

縄文人の資源利用や交流・交易の実態など、従来の想定をはるかに超えるものが明らかにされてきた。以上のような調査や分析の結果は、毎年刊行される調査報告書や『史跡三内丸山遺跡年報』で公開されるとともに、さまざまな媒体を通じて、学界のみならず一般の人びとの縄文文化に対する見方、考え方に大きな影響を与えている。

このように三内丸山遺跡は代表的な縄文遺跡として、規模がきわめて大きく、存続期間も非常に長い。また、豊富な内容を有し、さまざまな情報を発信しており、縄文文化の実態を総合的に解明する上で、欠かすことのできないきわめて高い学術的な価値をもつ。よって特別史跡に指定しようとするものである。

(『月刊文化財』平成12(2000)年12月号 第447号)

3 特別史跡追加指定

- (1) 指定年月日 平成26年3月18日(官報 号外第55号)
- (2) 種別 特別史跡
- (3) 名称 特別史跡三内丸山遺跡
- (4) 所在地 青森県青森市大字三内字丸山・大字安田字近野
- (5) 追加指定面積 8,453.59㎡

(6) 地域

① 青森県青森市大字三内字丸山

255番ノ13、261番、262番

② 青森県青森市大字安田字近野

203番ノ1と219番ノ1に挟まれ、206番ノ3に南接するまでの池沼部分、203番ノ1のうち実測239.57㎡、203番ノ2のうち実測130.52㎡、203番ノ3のうち実測1.72㎡、203番ノ5のうち実測118.68㎡、203番ノ6のうち実測140.60㎡、206番ノ1のうち実測79.18㎡、206番ノ3、211番ノ1のうち実測83.32㎡、217番ノ1のうち実測888.69㎡、217番ノ3、218番のうち実測1415.91㎡、219番ノ1のうち実測277.89㎡、219番ノ2のうち実測1921.09㎡、219番ノ4

・指定説明

三内丸山遺跡は、陸奥湾の南西部3.5キロメートルに位置し、八甲田連峰から派生する低位段丘の先端部、標高17～20メートルの平坦部に立地する縄文時代前期から中期にかけての拠点的な大集落跡である。

遺跡は江戸時代から土器や土偶が出土する遺跡として広く知られ、昭和28年から同33年までの慶應義塾大学の発掘調査、昭和42年以降は青森県や青森市による数度の発掘調査を通じて、大規模な集落遺跡であることは早くから明らかになっていた。

そうした中、平成4年度から始まった県営の新運動公園建設事業(野球場建設)に伴い青森県埋蔵文化財調査センターによって行われた発掘調査により、東西約700メートル、南北約600メートルの範囲で、大型竪穴建物群、竪穴建物群、掘立柱建物群、土坑墓群、埋設土器群、貯蔵穴群、三か所の大規模な盛土等が確認された。特に、直径1メートルに及ぶクリ材を柱として使用した梁行1間、桁行2間の大型掘立柱建物、2列に分かれた土坑墓列、そして、大量の遺物を包含する盛り土はほかに例がない。また、土偶をはじめとする祭祀遺物、ヒスイなど交流を示す石製品、谷部から出土する各種動植物遺存体等は質量ともにほかの遺跡を圧倒している。さらには、これまでの縄文時代像を変える発見としてDNA分析によりクリの大々的な栽培が想定される等、北海道・北東北のみならず日本列島を代表する縄文時代の拠点的な大規模集落跡として位置づけられた。これにより平成6年度に

は遺跡の全面保存が決定され、平成9年3月には史跡に、平成12年11月には特別史跡に指定された。なお、出土遺物は平成15年5月に重要文化財に指定された。

今回、遺跡の東端部で確認された集落跡と水場遺構等を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』平成26年2月号第605号)

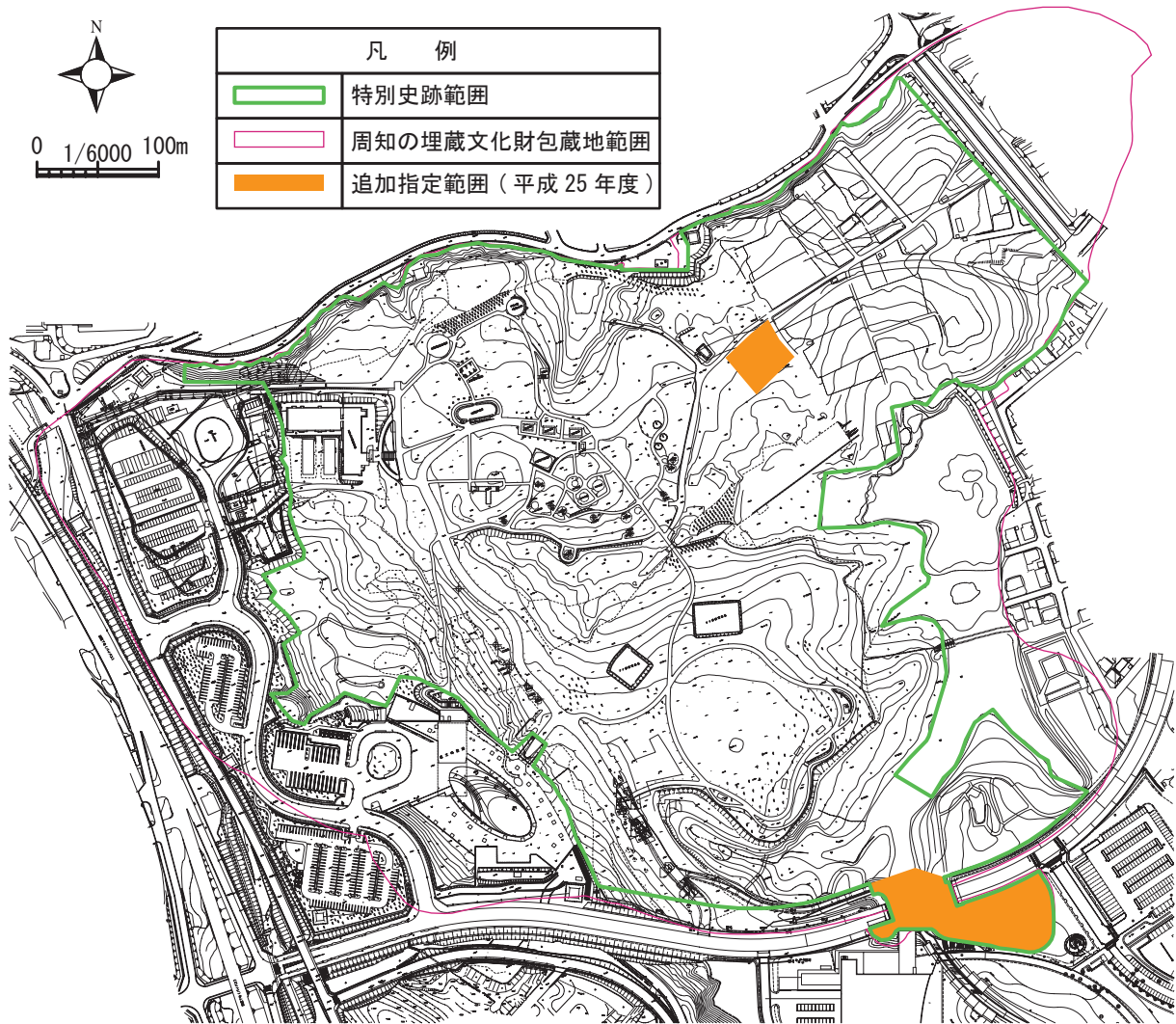


図11 追加指定の範囲

4 特別史跡三内丸山遺跡の本質的価値

三内丸山遺跡は、北海道南部から東北北部における縄文時代前期中葉から中期末葉にかけての大規模で拠点的な集落の実態と変遷の様相を良好に示す遺跡である。その本質的価値には、以下に記載する縄文時代の集落の様相を具体的に示し、当時の環境・生業活動を復元することのできる遺構や地形、それと密接な関わりのある遺物、さらに、良好に遺構・遺物が埋蔵されている状態を含む(32p 図12～35p 図15、36p 表4)。

(1) 本質的価値を構成する枢要の諸要素

本遺跡における本質的価値を構成する枢要の諸要素は、遺構、遺物、縄文時代の地形に分けられる。

ア 遺構

竪穴建物跡、大型竪穴建物跡、掘立柱建物跡、大型掘立柱建物跡、柱穴、屋外炉、焼土遺構、土坑、土坑墓、環状配石墓、埋設土器、道路跡、配石遺構、粘土採掘坑、盛土遺構、遺物包含層、杭列、水場遺構、溝状遺構がある。

イ 遺物

土器、石器、土製品、石製品、木器、編組製品、漆塗製品、骨角器、動植物遺存体などがある。

ウ 地形

特別史跡を構成する台地、谷、低地、傾斜面や崖地形などがある。

(2) 本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の諸要素

縄文時代の所産ではないが、遺跡を理解するために必要であり、本質的価値を構成する枢要の諸要素に準じて重要なものを含む。

ア 古代以降の遺構

竪穴建物跡、溝、土坑等の遺構は、縄文時代以降の土地利用の実態を示すものであり、本質的価値を構成する枢要の諸要素ではないが、それに準じる要素である。

イ 復元展示

見学者の三内丸山遺跡の理解の助けとなる施設であり、大型竪穴建物1棟、大型掘立柱建物1棟、竪穴建物15棟、掘立柱建物3棟、土坑墓41基がある。

ウ 植生

縄文人が利用した食用や道具類の素材となったクリ、コナラ、クルミなどの落葉広葉樹やニワトコ、ヤマブドウ、サルナシなどの漿果類等は、三内丸山遺跡を理解するために必要な要素であり、それらは遺跡内の園路脇や林間や南地区に整備された縄文植物園に現在見られる。

(3) その他の諸要素

上記のほか、露出展示遺構の保護や見学者の安全性の確保のため必要な施設等を含む。



竪穴建物跡の検出状況（中期）



第 422 号竪穴建物跡（前期）



第 166 号竪穴建物跡（中期）



第 315 号土坑（中期）



第 435 号土坑



第 1 号道路跡と大人の墓（中期）



第 3 号埋設土器（中期）



掘立柱建物跡（中期）

図 12 三内丸山遺跡の枢要なる諸要素（1）



北盛土 土器出土状況（露出展示部分 中期）



南盛土 土層断面（露出展示部分 中期）



第91号竖穴建物跡（大型竖穴建物跡 中期）



第26号掘立柱建物跡（大型掘立柱建物跡 中期）



大型掘立柱建物跡検出の木柱検出状況（中期）



北西地区掘立柱建物跡検出状況（中期）



北西地区掘立柱建物跡 木柱検出状況（中期）



第6鉄塔地区 土層断面（前・中期）

図13 三内丸山遺跡の枢要なる諸要素（2）



第 11 号環状配石墓（中期）



第 2 号道路跡（中期）



西盛土 土層堆積状況



溝状遺構（前期～中期）



北の谷 調査風景



北の谷 木杭検出状況（前期）



北の谷 遺物出土状況（前期）



粘土採掘坑 壁面掘削状況（中期）

図 14 三内丸山遺跡の枢要なる諸要素（3）



円筒土器（前・中期）



ヒスイ製大珠（中期）



漆製品出土状況（前期）



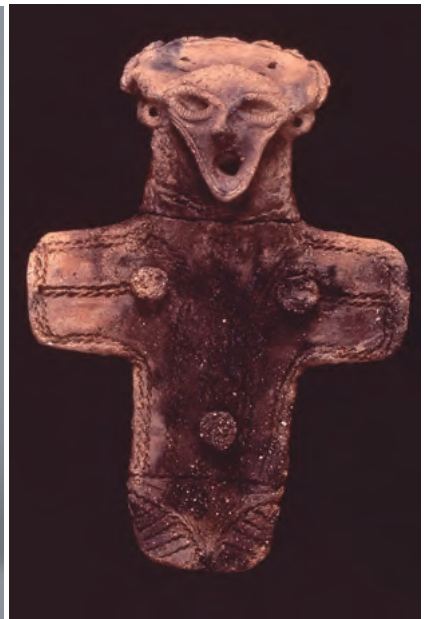
骨角器（重要文化財 前期）



編籠（縄文ポシエット）
（前期 重要文化財）



埋設土器（中期）



大型板状土偶
（中期 重要文化財）

図 15 三内丸山遺跡の枢要なる諸要素（4）

要素	地区名	諸要素類	現状と課題	保存管理方法	
本質的価値を構成する概要の諸要素	北地区	竪穴建物跡・大型竪穴建物跡・掘立柱建物跡・大型掘立柱建物跡・柱穴・屋外炉・焼土遺構・土坑・土坑墓・配石土坑墓・埋設土器・配石遺構・道路跡・粘土探掘坑・盛土遺構・遺物包含層(低湿地を含む)・杭列	盛土による保護。	専門職員による定期的な観察と警備員による毎日の巡視。異変発見時には専門職員が迅速に対応。	
		露出展示遺構	南盛土・北盛土・子供の墓・大型掘立柱建物跡(柱穴)	空調付覆壁による保護。遺構表面が露出状態にあり、塩析析出・カビ・藻類繁茂、凍結・融解等により、劣化進行の可能性あり。	専門職員による定期的な観察と警備員による毎日の巡視。異変発見時には専門職員が迅速に対応。熟練作業員による定期的な遺構清掃を行い、年1回、専門家による遺構保存処理を実施。
			大人の墓(土坑墓)	換気機能付ガラスケースによる保護。日差しを浴びる状態であり、通常の露出展示以上に植物繁茂の可能性あり。	
	南地区	竪穴建物跡・柱穴・屋外炉・焼土遺構・土坑・土坑墓・配石土坑墓・埋設土器・配石遺構・道路跡・遺物包含層	盛土による保護。	専門職員による定期的な観察と警備員による毎日の巡視。異変発見時には専門職員が迅速に対応。	
	近野地区	竪穴建物跡・掘立柱建物跡・柱穴・土坑・埋設土器・遺物包含層(低湿地を含む)・水場遺構(トチの水さらし場)			
本質的価値を構成する概要の諸要素以外の諸要素	北地区	復元展示 大型竪穴建物復元展示・竪穴建物復元展示・大型掘立柱建物復元展示・掘立柱建物復元展示・土坑墓復元展示	風雨および経年変化による劣化進行の可能性あり。	専門職員による定期的な観察と警備員による毎日の巡視。軽微な破損・劣化発見時には即対応し、重度の破損・劣化発見時には知事部局との協議の上対応。	
		縄文時代に類する植生(クリ・カミ・コナラ・ウルシ・クワ・ニトコ・ヤマブドウ)	現状保全。縄文の雰囲気を感じられる植生に対する外来種の影響。	外来種の分布域の監視と除去。	
	南地区	縄文時代に類する植生(クリ・カミ・コナラ・ウルシ・ニトコ・ヤマブドウ)		定期的な除草、外来種の除去	
		縄文植物園(ヤマブドウ・サルナシ・カラムシ)クリ・ブナ林造成試験区			
	近野地区	水場遺構復元展示	露出展示中。設計通り沢水が流れる時は大丈夫だが、水の流入が止まると木の葉が溜まるなど見学困難となる。	県立美術館が清掃。	
その他の諸要素	北地区	露出展示遺構の覆屋類	劣化進行部あり。	劣化場所を確認し補修。	
		多言語対応遺跡解説板	現状維持。		
		園路 擬木柵	現状維持。		
		旧展示室 仮設プレハブ	劣化進行部あり。		
	南地区	高圧鉄塔と電線	高圧鉄塔を結ぶ電線に、干渉しそうな樹木がある。	鉄塔所有者の東北電力が状況を確認し、電気設備に干渉しそうな樹木は、所定の手続きを行って、当課専門職員立会いの上、枝払いや伐採を行う。	
		外来植物	数か所にニセアカシアが繁茂。	分布域の監視と除去。	
		園路	現状維持。	劣化場所を確認し補修。	
		園路	現状維持。	劣化場所を確認し補修。	
近野地区	保存竪穴建物跡 遺跡解説板	現状維持。見学者の立入りは無し。	専門職員が年に数回訪れて、現況を確認。		
	橋梁	県道里見・丸山線の橋梁が遺跡の一部を跨いでいる。	青森市が管理。		
近野地区	外来植物	数か所にニセアカシアが繁茂。	分布域の監視と除去。		

表4 特別史跡内の諸要素の現状・課題と保存・管理方法(『保存管理計画』より転載)

第2節 現状と課題

1 全体計画及び地区区分（ゾーニング）

特別史跡三内丸山遺跡は、青森県総合運動公園の遺跡区域にある。基本計画の土地利用ゾーニングでは、史跡西側に主入口施設区が、北東側に副入口施設区が設定され、それ以外の遺跡区域は、主に地形により北地区・南地区・近野地区に区分されている（図16）。

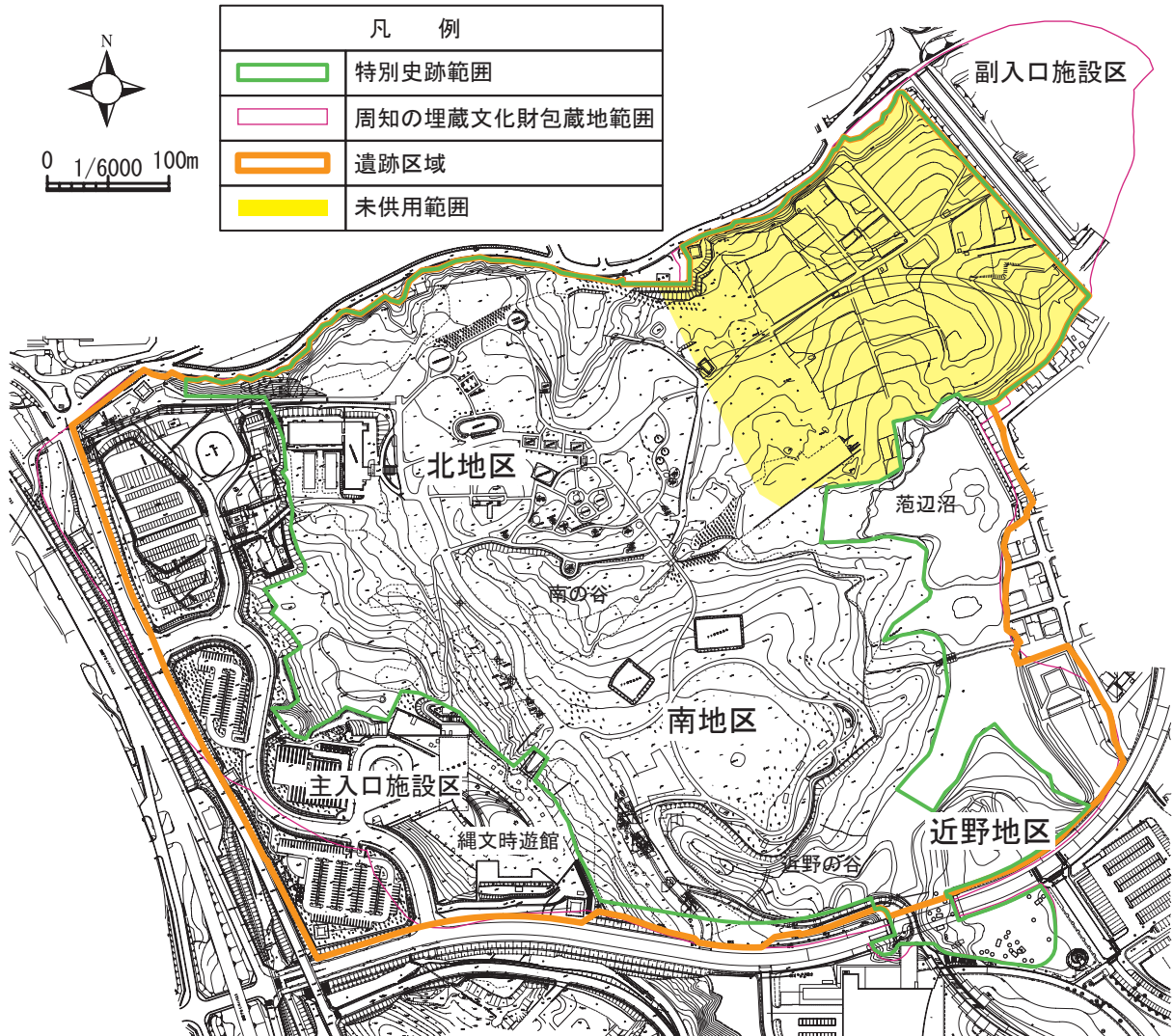


図16 地区区分図

(1) 史跡全体

【現状】

- ア 平成7・8年度の短期整備と、平成13～16年度の第1期整備で、北地区と南地区（38p 図17の赤枠内）と主入口施設区を整備した。
- イ 平成21・28・29年度には縄文時遊館の一部改修と増築を行い、展示・収蔵機能を強化した。
- ウ 副入口施設区は、用地取得のめどが立たなかったため未整備である。また、近野地区は、一般の出入りができない状況である。
- エ 整備後20年以上経過し、施設の老朽化が進んだ。

【課題】

- ア 安全性確保のため、老朽化した施設の改修が必要である。
- イ 基本計画で予定された子供の墓域や北盛土などの整備が必要である（表5）。
- ウ 基本計画策定後に蓄積された新たな調査・研究の成果が整備に反映されていない。



図17 園内における第1期整備の予定範囲（赤枠内 遺跡区域実施設計より転載）

(2) 主入口施設区

【現状】

- ア 基本計画では、遺跡ゾーンへの主たる出入口とされている。第1期整備で利用者へのサービス施設として駐車場やトイレを、遺跡入口での情報提供施設及び管理棟として公園センターである縄文時遊館を整備した。
- イ 平成21年度には、縄文時遊館の一部を改修し、平成22年度に三内丸山遺跡出土の重要文化財の展示が可能な常設展示室「さんまるミュージアム」がオープンした。
- ウ 平成28・29年度には、縄文時遊館を増築し、基本計画に示された（仮称）縄文センターの機能を満たすため、重要文化財を収蔵可能な特別収蔵庫を含む出土品の収蔵庫、国宝や重要文化財を展示可能な企画展示室、出土品の整理作業を公開しながら実施する整理作業室等を整備した。
- エ 平成31年度からは、青森県三内丸山遺跡センター条例により、遺跡と縄文時遊館を合わせた教育機関三内丸山遺跡センターが設置された。

(3) 北地区

【現状】

- ア 三内丸山遺跡を特徴付ける遺構が発見されていることから、基本計画では、建物等の復元

整備により縄文の「むら」の様子を公開していくことを主とする地区とされた。

イ 短期整備と第1期整備で竪穴建物 15 棟、大型竪穴建物 1 棟、掘立柱建物 3 棟、大型掘立柱建物 1 棟、大人の墓 41 基を復元整備した。また、大型掘立柱建物跡、子供の墓、大人の墓、盛土を覆屋内で露出展示している（表5）。

ウ 北地区の東側には未整備の区域（未供用範囲）があり、来場者の立入りを制限している。

【課題】

ア 過去に整備した施設（復元建物・展示覆屋等）の老朽化対策

イ 未整備案件（遺構復元、植生復元等）の取扱い

ウ 新たな調査成果（環状配石墓等）を反映した整備の検討

区域	基本構想・基本計画で 予定された整備項目	短期整備 実績	第1期整備 実績	現状
供用 区域	環状配石墓			解説板設置
	大人の墓	(復元) (露出展示)	41基復元 覆屋整備	マウンドが見えにくい 覆屋内で露出展示中
	南の谷			整備実施
	北の谷		埋戻し保存	
	子供の墓	(露出展示) (復元)	覆屋整備	
	北盛土	(露出展示) (復元)	覆屋整備	
	大型掘立柱建物	(復元) (露出展示)	1棟復元 覆屋整備	1棟展示中 覆屋内で露出展示中
	南盛土	(露出展示)	覆屋整備	覆屋内で露出展示中
	西盛土			
	園路			整備実施
	公園施設 (水道・電気)	(北地区) (南地区)		整備実施
	史跡外周の保全			部分的に実施
	修景植栽		メタセコイヤ植栽	
	植生復元			整備実施
	縄文植物園			整備実施
	案内・看板		実施	整備実施
	住居域	(復元)	5棟復元	11棟整備実施
	掘立柱建物群域1	(復元)	3棟復元	
	大型竪穴建物	(復元)	1棟復元	
	掘立柱建物群域2	(復元)		
	旧仮設展示室等		展示室等整備	
	住居域(南の谷南側)	(復元)		
	貯蔵穴	(復元)		
	粘土採掘坑	(復元)		
	小ピット群	(復元)		
	捨て場	(復元)		
未供用 区域	住居域	(復元)		
	大人の墓	(復元)		
	第1号道路跡			
	植生復元			
	公園施設			
園路				

表5 短期整備・第1期整備の内容と現状の一覧

(4) 南地区

【現状】

ア 基本計画に基づき、各種体験学習等、多目的に利用できる広場的な地区として、第1期整備において、南の谷の地形復元、クリやブナの試験植栽を含む植生復元、縄文植物園を整備した。

イ 現在は、地区の大半がピクニック広場として、飲食可能地区として供用され、四季の祭りなど、各種イベント等での利用もされている。公園施設として排水施設・散水栓が敷設されたが、基本計画で予定されていたトイレ等の整備は行われていない。

ウ 平成21年度に供用範囲内のニセアカシア伐採を実施したが、その後の植生の管理が不十分だったため、再び外来種や針葉樹などの樹木が繁茂し、復元した植生や谷地形、縄文植物園等が覆われている。

【課題】

ア 植生の継続的な維持管理が必要

イ 活用や維持管理に必要な給水・給電施設が未整備

(5) 近野地区

【現状】

ア 基本計画では、現状のまま保全する地区とされた。

イ 総合運動公園内に遺跡復元コーナーとして整備されていた部分を含む大半の部分が、現在立ち入れない状況である。

【課題】

ア 現状保全する地区であり、適切な維持管理が必要

2 動線

【現状】

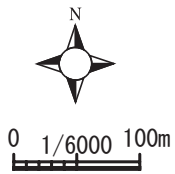
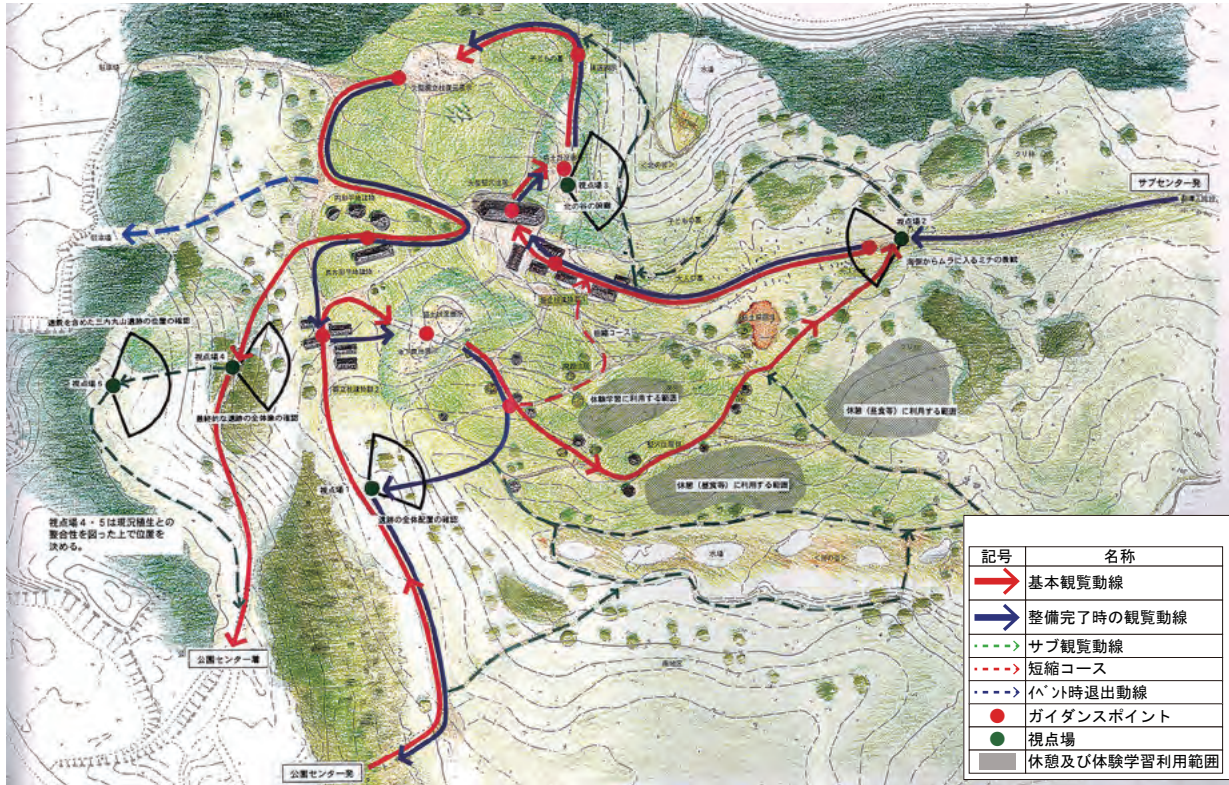
ア 管理運営計画においては、主入口施設区（現在の時遊トンネル）を出て園内を周遊した後、現在の縄文時遊館2階出入口を通じ館内へ戻り、遺跡の映像や館内の展示を利用する動線が設定された（図18上段）。また、副入口施設区（図18上段サブセンター）側からの動線も設定された。

イ 資材搬入、維持管理、緊急車両等の進入確保のための管理動線も設定された。

ウ 現在の主な観覧動線は、縄文時遊館内で縄文シアターの映像やリーフレット等により情報を得た後、時遊トンネルから道路跡を通り、主に北地区を周遊し、時遊トンネルか2階出入口から館内に戻り、展示を見学するようになっている（図18下段）。ホームページでは、見学のモデルコースとして所要半日、70分、40分の3つのコースを提案している。

エ 隣接する県立美術館の開館後、2館を連絡する園路が作られたが、有料化に伴い現在は閉鎖している。

オ 遺跡内は、冬期積雪時でも園路の除雪により年間を通じて見学可能であるが、2階出入口への園路の除雪は行っていない。



凡 例	
■ (green)	特別史跡範囲
■ (orange)	遺跡区域
■ (yellow)	未供用範囲
→ (blue)	現状の推奨観覧動線
→ (red)	現状の管理用出入口

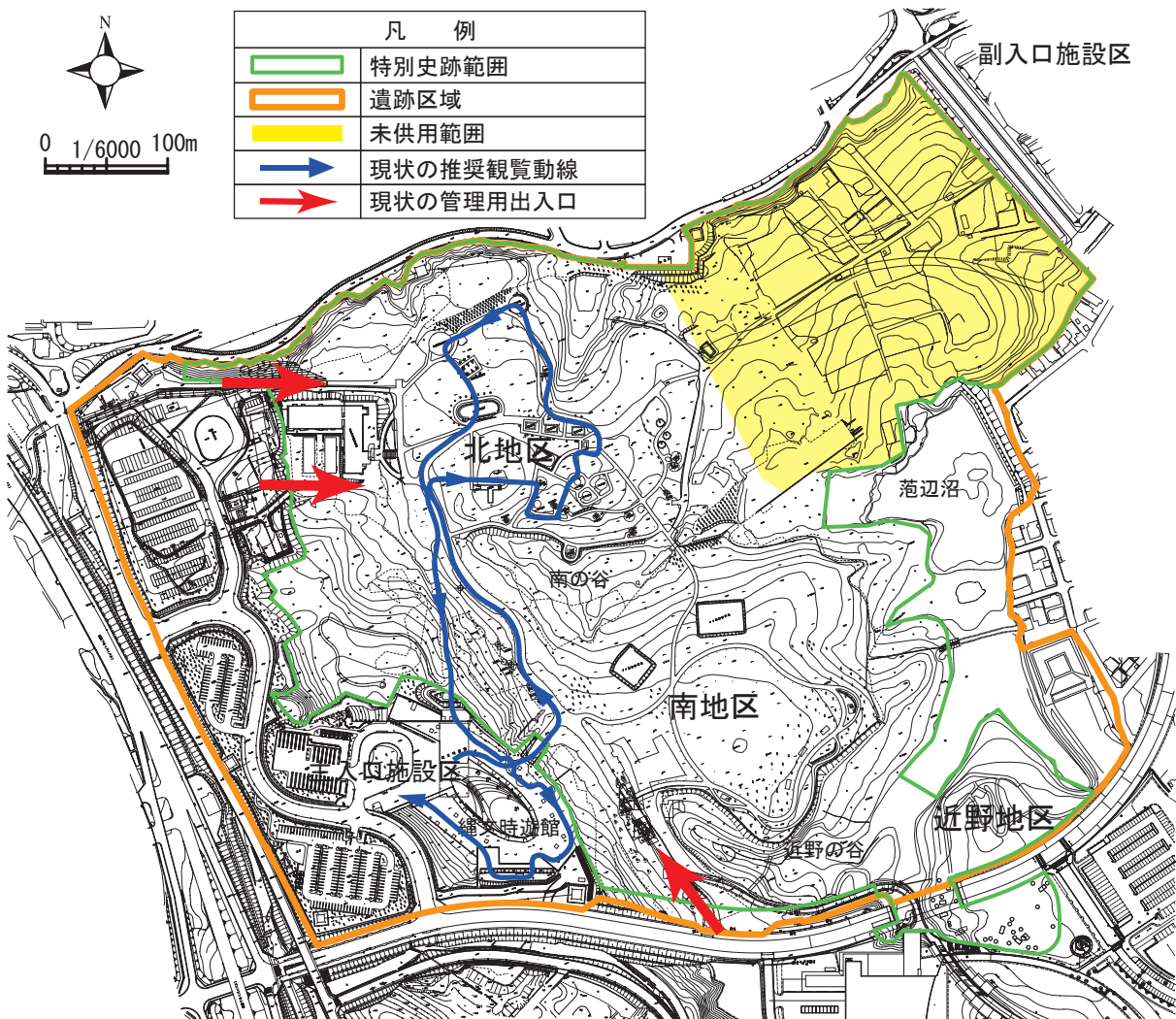


図 18 管理運営計画における観覧動線（上段）と現状の観覧動線・管理動線（下段）

【課題】

ア 現在の観覧動線のほか、発掘調査を行った西盛土付近からの眺望を生かすため、新たな動線を検討する必要がある。

3 遺構等の保存・保全

保存管理計画に基づき、史跡の本質的価値（縄文時代の遺構・露出展示遺構・縄文時代の遺物・地形）のうち地下に埋蔵された遺構については、現状保存のほか、覆屋内で露出展示しながら保存・管理している。

(1) 現状保存

【現状】

ア 平成6年度までに調査した部分は、地形を大きく改変せず遺構面を山砂で埋め戻した上に、60～100cmの厚さ（凍結深度以上）の黒土（埋戻土）主体の土層による保護盛土を施し保存している。

イ 平成7年度以降に発掘調査を実施した部分は、山砂により遺構面を保護した上で地表面まで埋め戻している。

ウ 第1期整備では、地形復元も行っているが、2m以上の盛土は行っていない（試験植栽調査経緯）。

(2) 覆屋内の露出展示

【現状】

ア 大人の墓、子供の墓、南盛土、北盛土及び大型掘立柱建物跡を展示している。発掘された遺構の生の迫力を見学者に感じてもらうことができるため好評であるが、覆屋は雨漏り等の経年劣化が各所に見られる。

イ 覆屋内で湿潤環境を保ち、遺構面の乾燥・崩落等を防ぎながら展示しているが、カビやコケなどの発生が恒常的に見られる。

ウ 定期的な清掃実施と温湿度の継続的な測定に加え、カビ・コケ防止や遺構面強化のため遺構面の保存処理を委託で実施している。

【課題】

ア 覆屋の老朽化による展示・保存環境の悪化を防ぐ必要がある。

(3) 地形の保全について

【現状】

ア 史跡西側では、崖面で凍結・融解等による小規模な土砂崩れや、表土直下の土壌流出等が発生している。

イ 史跡東側の通称「^{やちべ}菟辺沼」には、排水^{ます}枡が設置されており、土砂の流入により定期的な^{しゅんせつ}浚渫等を行っている。

ウ 史跡北側の北の谷では、雨や雪解け水が谷をせき止めた土のうを越え、史跡外（運転免許センター側）にあふれ出ることがある。

【課題】

- ア 史跡西側の崖面の保護を急ぐ必要がある。
- イ 北の谷の土のうについては、今後検討する必要がある。

4 遺構表現・展示

(1) 全体

【現状】

- ア 基本計画では、整備対象時期を三内丸山遺跡の集落が最も拡大した縄文時代中期中葉の円筒上層e式期及びその前後と設定している。
- イ 基本計画の縄文時代の「むら」のたたずまいを感じさせる景観をつくり出すために、掘立柱や竪穴等の建物を立体表示する方針の下、短期整備と第1期整備が行われた(図19)。
- ウ 遺構表現として、立体表示、複製展示及び露出展示を行っている。短期整備で設置した大型の立体表示2棟(大型掘立柱建物・大型竪穴建物)は、教科書等で紹介されるなど、遺跡のシンボリックな存在となっている。また、「さんまるミュージアム」では、南盛土の断面はぎとりや環状配石墓の立体模型の展示を行っている。

【課題】

- ア 老朽化への対応が必要である。

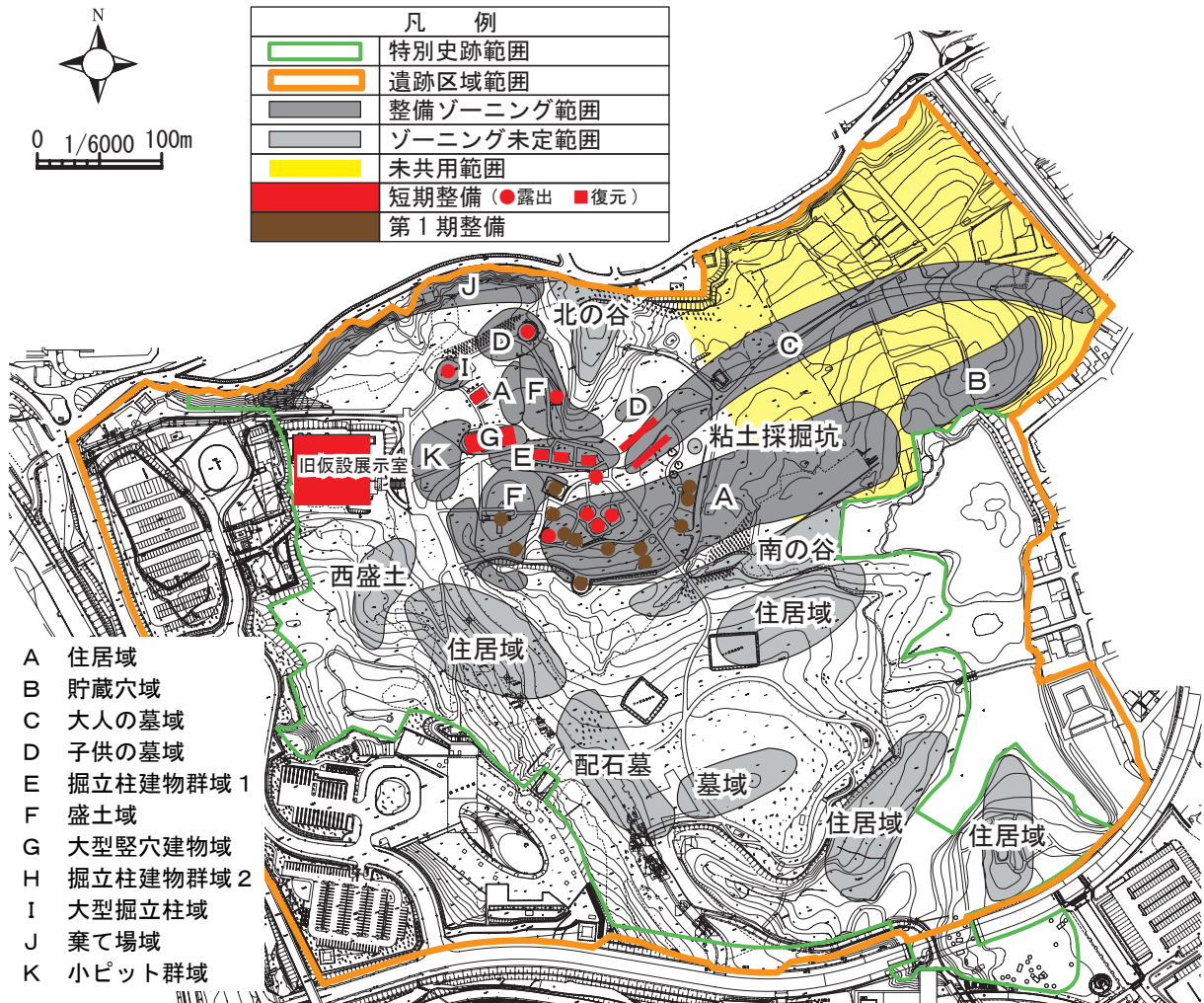


図19 『基本計画』による集落復元ゾーニングと過去の整備状況

(2) 住居域

【現状】

- ア 基本計画では、南の谷の北側一帯（Aゾーン）と南側の一部を住居域として設定している（43p 図19）。
- イ Aゾーンでは25棟、南側では6棟の竪穴建物の復元を予定しており（39p 表5）、短期整備（4棟）と第1期整備（11棟）でAゾーンに合計15棟が復元された（図20）。Aゾーンの未供用範囲と南側に復元予定であった竪穴建物は未整備である。
- ウ 集落復元設計では、炉・柱の配置等から、屋根の構造と屋根材の種類を決定し、屋根は、土葺き（5棟）、茅葺き（5棟）、樹皮葺き（5棟）の3種類とした。
- エ 建物の燻蒸や柱の防腐処理を、年3回、毎年実施している
- オ 第1期整備の11棟のうち、倒壊寸前であった土葺き3棟と樹皮葺き3棟の合計6棟を、平成24・25年度に実施した体験活動で修復した（詳細は青森県教育委員会2014年『縄文の家づくり体験の記録』に掲載）。それ以外の5棟は倒壊及びその過程にあり（平成31年4月現在）、管理が不十分であったことが原因と考えられる。

【課題】

- ア 整備後長期間が経過し、倒壊したもの、また、部材の経年劣化、風雨、積雪等の影響で傷んでいるものが多いため、対応が必要である。

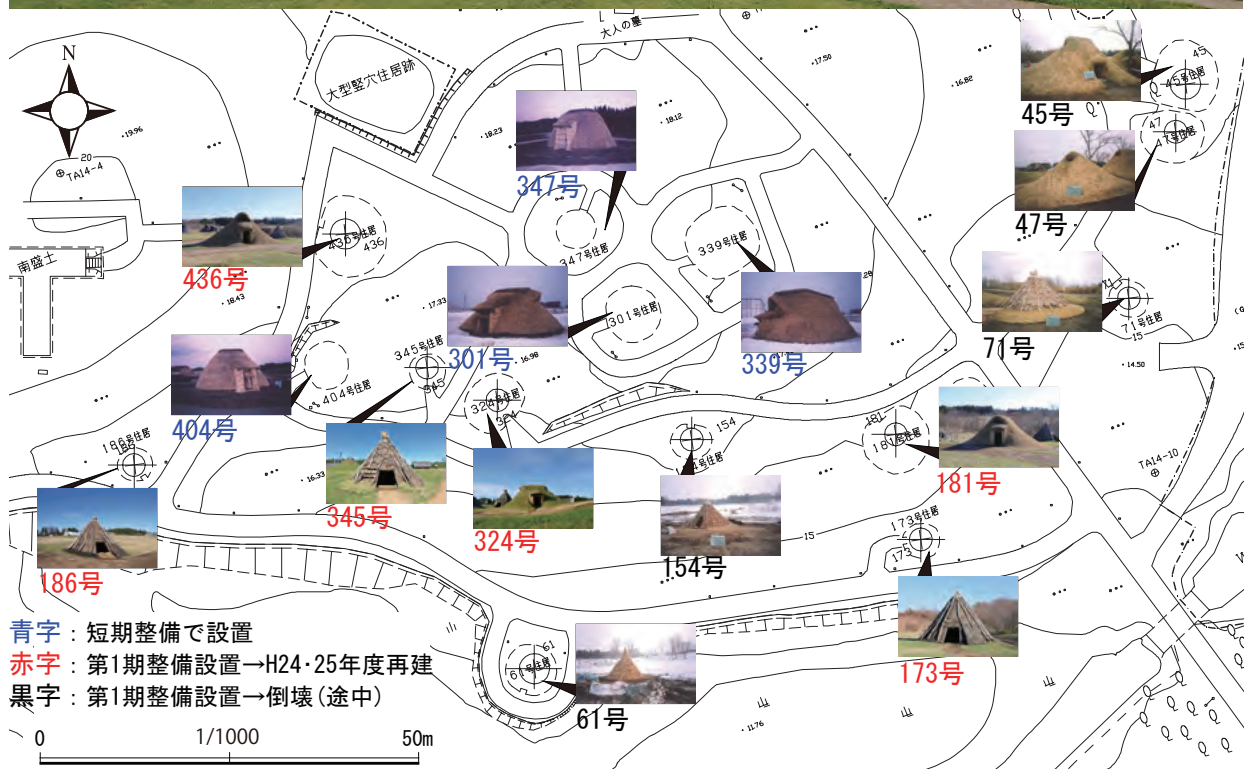


図20 住居域の現況と復元建物の竣工時外観と位置

(3) 貯蔵穴域（Bゾーン）

【現状及び課題】

ア 未供用範囲に存在し、未整備であるため次期計画での整備を検討する。

(4) 大人の墓域（第1号道路跡）（Cゾーン）

【現状】

ア 短期整備で復元表示 41 基と 1 基の露出展示（第 435 号土坑）を実施した。

イ 基本計画で、第 1 号道路跡沿いで発見された 220 基の土坑墓全てを対象とした。

ウ 集落復元設計では、土坑墓のマウンドの復元だけではなく、墓坑を掘った状況など、様々な段階を復元すると記載している。

エ 立体表示については、整備後雑草の繁茂や雨水、雪解けなどにより、マウンド土壌が流出し位置が視認しにくくなっているものが多い（図 21）。



図 21 大人の墓（立体表示）の現況 黄枠内：マウンドが比較的残っている。

赤枠内：マウンドの土が流出し視認できない。

オ 試験的に行っている露出展示は、遺構の周囲に基礎を設置し、最上部をガラス窓で覆い公開している（図 22）。覆屋内部の結露を軽減するため、太陽光発電で稼働する換気扇で冬期以外常時換気を行っているが、結露は発生しやすい状態である。また、^{せんたい}蘚苔類や雑草等が発生するため、毎月行う維持管理作業時に除去しているが、以前より頻繁に発生している。塩類の発生も恒常的になった。



図 22 大人の墓（露出展示）の現況

【課題】

ア 立体表示は、マウンドの形が崩れにくい材質での整備と適切な維持管理が必要である。

イ 露出展示遺構については、覆屋の改修により展示環境を改善する必要がある。

(5) 子供の墓（Dゾーン）

【現状】

- ア 短期整備で覆屋を整備した。復元は実施しておらず、白色を基調としたドーム状の外観を呈した覆屋内で露出展示を行っている。公開遺構面は、見学者の立つレベルから約1m下に位置し、埋設土器の平面的な確認状態や、一部で断面を公開している（図23）。
- イ 基本計画では、北盛土北西側を整備対象範囲とし、範囲内全ての遺構を対象として検討するとしている。また、集落復元設計では地表面を浅くくぼませることによる分布状況の表現や、レプリカによる土器埋設状況の展示を行うとしている。
- ウ 覆屋内には、夏場の来場者の快適性や冬場の遺構面凍結防止対策のため空調設備がある。これまでの温湿度の計測値によると高湿度を維持しているが、覆屋そのものが外気温の影響を受けやすい状況である。また、融雪や降雨後の地下水流入も見られる。
- エ 遺構面や埋設土器には、塩類・カビ・菌（キノコ）類・^{せんたい}蘚苔類などの発生が確認されている。日常の維持管理による除去や、委託業者による強化処理や防腐剤の散布を行っている。特に、土壇状に盛り上がっている部分では塩類の析出が顕著である。

【課題】

- ア 覆屋の老朽化による遺構面の展示・保存環境の悪化を防ぐ必要がある。
- イ 色調・形状・規模等、覆屋の外観自体に、景観的な観点からの違和感がある。
- ウ 塩類等の発生状況を考えると、現状のまま露出展示を続けることは遺構面保存の観点から難しい。他の展示方法を考える必要がある。



図23 子供の墓露出展示の現況（左：覆屋概観 右：露出展示の状況）

(6) 掘立柱建物群域1（Eゾーン）

【現状】

- ア 短期整備で3棟を復元した（図24）。
- イ 基本計画、集落復元設計では、合計5棟を復元する予定としていた。
- ウ 屋根や壁の茅材や軸組の劣化を防ぐため、毎年3回の燻煙処理、防腐処理に加え、差し茅や芝棟等の部分的な修繕を必要に応じ行っている。
- エ 平成29年度に劣化具合の調査を外部に委託して行い、壁や装飾用の藤づる等の脱落が見られるなど修繕すべき部分も指摘されている。

【課題】

- ア 道路跡の両側に列状に並ぶのが特徴であるため、必要な棟数を整備する必要がある。
- イ 現存する3棟の継続的な維持管理が必要である。

(7) 盛土域 (Fゾーン)

【現状】

- ア 短期整備で南盛土と北盛土を露出展示している。
- イ 基本計画では、盛土の最終形態を整備対象とし、形態や規模を感じ取れる復元整備と、発掘当時の検出状況公開の両立が望まれるとしている。
- ウ 南盛土では、調査時のトレンチを利用して、かまぼこ型の屋根をかけた内部で実物の盛土断面を露出展示している。覆屋外観は、屋根部分が地表面に見える程度である。(図25)。展示空間は地表面下に存在するため覆屋内部は高湿度を維持している。



図24 復元掘立柱建物の現況



図25 南盛土露出展示の現況 (左：覆屋外観 右：露出展示の状況)

- エ 北盛土では展示範囲周辺に設置した基礎に屋根をかけ、覆屋を設置した内部で土器などが平面的に出土している状況を露出展示している。外観は、地表面から基礎が立ち上がっているものの、斜面地にあるため集落中心部からはあまり目立たない(図26)。内部では展示空間が狭く、他の覆屋より遺構面が乾燥しやすい状態であり、塩類等の発生が顕著である。



図26 北盛土露出展示の現況 (左：覆屋外観 右：露出展示の状況)

オ 両盛土とも遺構表面にカビや菌類の発生が見られ、日常の維持管理によりこれらの除去や、委託業者による強化処理や防腐剤の散布等を行っている。

【課題】

ア 覆屋自体の老朽化により展示・保存環境が悪化している。

イ 色調・形状・規模等、覆屋の外観自体に、景観的な観点からの違和感がある。

ウ 北盛土では、湿潤な状態と乾燥した状態が繰り返されることが多いため、現状のまま展示を継続することは難しい。他の展示方法等を考える必要がある。

(8) 大型竪穴建物域（Gゾーン）

【現状】

ア 短期整備で第91号竪穴建物の立体表示と、第422号竪穴建物跡の複製展示を実施した（図27）。

イ 基本計画では、第91号竪穴建物跡の直上に立体表示を実施することとしている。

ウ 毎年3回の燻蒸^{くん}及び防腐処理を実施しているほか、各部の修繕を適宜行っているが、整備後20年以上経過し老朽化が進んでいる。平成29年度に劣化度の調査を業者に委託して行ったところ、主要軸部等には腐朽・破損や全体のゆがみ等は認められなかったが、芝棟^{かや}や茅壁には補修が必要であると診断された。

エ 第422号竪穴建物跡は、発掘遺構面を型取りした複製を埋戻し土の上で公開している。整備後長期間にわたり屋外に露出し、表面の擬土の劣化が進行していたため、平成29・30年度で擬土を張り替える修繕を行った。

【課題】

ア 立体表示は、公開を継続するため、屋根や壁材の定期的な修繕や継続的な維持管理が必要である。



図27 復元大型竪穴建物（左）と大型竪穴建物跡複製展示（右）の現況

(9) 大型掘立柱域（Iゾーン）

【現状】

ア 短期整備で第26号掘立柱建物跡をモデルとした立体表示（図28）と、同遺構の複製を露出展示する覆屋（図29左）を整備した。

イ 立体表示は整備後長期間経過し劣化が進行しており、平成22年に柱の根元部分に腐朽防止措置を実施した。また、平成29年度に劣化度の調査を行った結果、早急に改修すべき箇所が多数指摘されたため、平成31年度から修復に着手した。

ウ 露出展示は、検出された6基の柱穴の表面を擬土等で覆い公開している（図29右）。

エ 地下水の^{しん}滲出が顕著なため、6基の柱穴のうち4基については、底面に排水ポンプを設置し、定期的に排水している。他の2基については、ポンプを設置していないため、必要に応じ水中ポンプで排水を行っている。

オ 覆屋の老朽化が進んでおり、平成30年度に屋根の雨漏り等を修繕した。

【課題】

ア 覆屋の老朽化が進んでおり、早急に対応が必要である。

イ 色調・形状・規模等、覆屋の外観自体に、景観的な観点からの違和感がある。



図28 復元大型掘立柱建物の現況



図29 大型掘立柱建物跡複製露出展示の現況（左：覆屋外観 右：露出展示の状況）

(10) 北の谷・南の谷

【現状】

ア 基本計画で集落復元平面図に谷の範囲が図示され、埋蔵されている有機質遺物を含む遺物の保存と、水場としての景観を考慮した整備を行うとしている。

イ 現在は、谷頭から北側付近に樹木が繁茂し、下流域では史跡境界でせき止められ沼地となっている（50p 図30）。平成7年～14年度にかけては、有機質遺物の保存状況を知るため地下水位の観測を行っていたが、水位が安定していることから観測をやめることとした。平成31年度からは地下水位観測を再開し、併せて水質も観測している。

ウ 南の谷は、集落復元設計で水場の景観を復元するとされており、第1期整備で地形復元と一部の植生復元が行われた。ミズバショウが咲き、水質環境は良いと思われる。

エ 現在は、両箇所とも整備後の維持管理が行き届かなかったことにより自生したヤナギや



図30 北の谷の現況（左：谷頭付近 右：下流の帯水状況）

針葉樹等が繁茂し、遺跡内の眺望や地形の特徴を視認することができない（図31）。

【課題】

ア 縄文のたたずまいに必要な樹木を除去し、谷地形を示すとともに、水辺の憩いの空間として整備する必要がある。

イ 地下に埋蔵される有機質遺物の適切な保存を継続する必要がある。

(11) 環状配石墓（基本計画ゾーニング未定範囲）

【現状】

ア 基本計画策定時には、環状配石墓の内容や分布が不明であったため未整備で、現在は遺構付近に解説版を設置している（図32）。集落復元平面図に「配石墓」の記述とおおよその範囲が図示されているだけである（43p 図19）。

イ その後の調査により、全長370mの道路跡（第2号道路跡）の脇に22基（時遊トンネルより北側に8基、南側に14基）発見し、その内容が明らかになった（図33）。

ウ 三内丸山遺跡を特徴付ける遺構の一つとして重要である。

【課題】

ア 縄文の「むら」の風景や構造を理解する上で重要な遺構であり、遺跡入口から北地区へ誘う導入部分にも位置するため、整備が必要である。



図31 南の谷の現況



図32 環状配石墓検出区域一帯の現況（黄枠内は解説版）



図33 環状配石墓の発掘状況

(12) 西盛土（基本計画ゾーニング未定範囲）

【現状】

ア 基本構想では、将来構想の図に展望台が描かれている。基本計画では、盛土域として示されている。また、管理運営計画では、西盛土付近に視点場の記載がある。

イ 遺跡内で最も標高が高い場所であることを生かした整備が予定されていたが、未整備である。

ウ 平成 27 年度までの発掘調査で、盛土、竪穴建物跡、掘立柱建物跡、埋設土器、溝状遺構、道路跡、土坑墓及び環状配石墓などの遺構がまとまって発見された。

エ 現在は、コナラ、クルミ主体の落葉広葉樹林となっている（図 34）。

【課題】

ア 現在、遺跡内には全体を俯瞰できる良い視点場がないため、西盛土付近に園路を新設し視点場として活用する必要がある。



図 34 西盛土付近の現況（左：北東上空から 右：西盛土から北地区をのぞむ）

5 地形復元に関する計画

【現状】

ア 基本構想では、地形は発掘調査の成果を踏まえ、縄文時代の地形の保全を原則とし、大きな造成は行わないとしている。

イ 第 1 期整備では、主に南地区で縄文時代の地形を復元している。短期整備で設置した旧仮設展示室周辺域（図 35）は、旧野球場地区の発掘残土等により造成した地形である。

【課題】

ア 次期整備計画に向け、必要な情報を得る必要がある。



図 35 旧仮設展示室周辺の現況

6 植栽及び修景に関する計画

(1) 植栽

【現状】

ア 基本計画では、縄文人が人為的な生態系をつくり出し、維持していたことに着目し、遺跡ゾーン全体を対象に植生を復元整備すると記載している。具体的な整備方針として、植生復元のゾーニング（図 37 上段）、クリを含む資源植物の植栽と縄文植物園、針葉樹林等の広葉樹への林相転換、植栽材料や植栽方法及び管理方法等としている。

イ 平成 8・9 年度には植生調査を実施し、植生復元設計に詳細をまとめている（図 37 下段）。平成 10・11 年度には、クリとブナの試験植栽が行われた。平成 14 年度には、試験植栽調査経緯において、整備に先立って平成 12～14 年度に行われた試験植栽調査の結果と、専門部会と整備委における検討結果等についてまとめている。

ウ これらに基づき、第 1 期整備では南地区の一部（縄文植物園周辺等）で整備が実施されたが、北地区では植生復元に関する整備は行われていない。

エ 現在、整備後 15 年程度が経過し、整備後の維持管理が行き届かなかった未供用範囲や谷部等に、外来種や針葉樹等の樹木が繁茂している（図 36）。

【課題】

ア 植栽の維持管理体制の構築が急務である。

イ 不要な外来種等の恒常的な除去が必要である。

(2) 修景

【現状】

ア 特別史跡の北側を中心に、史跡外の現代的な施設を遮蔽するため、スギ・カラマツ等の針葉樹林を残している。北の谷から東側の史跡北側においては、平成 7 年度に遮蔽のためメタセコイアを植栽した。（54p 図 38 左）。

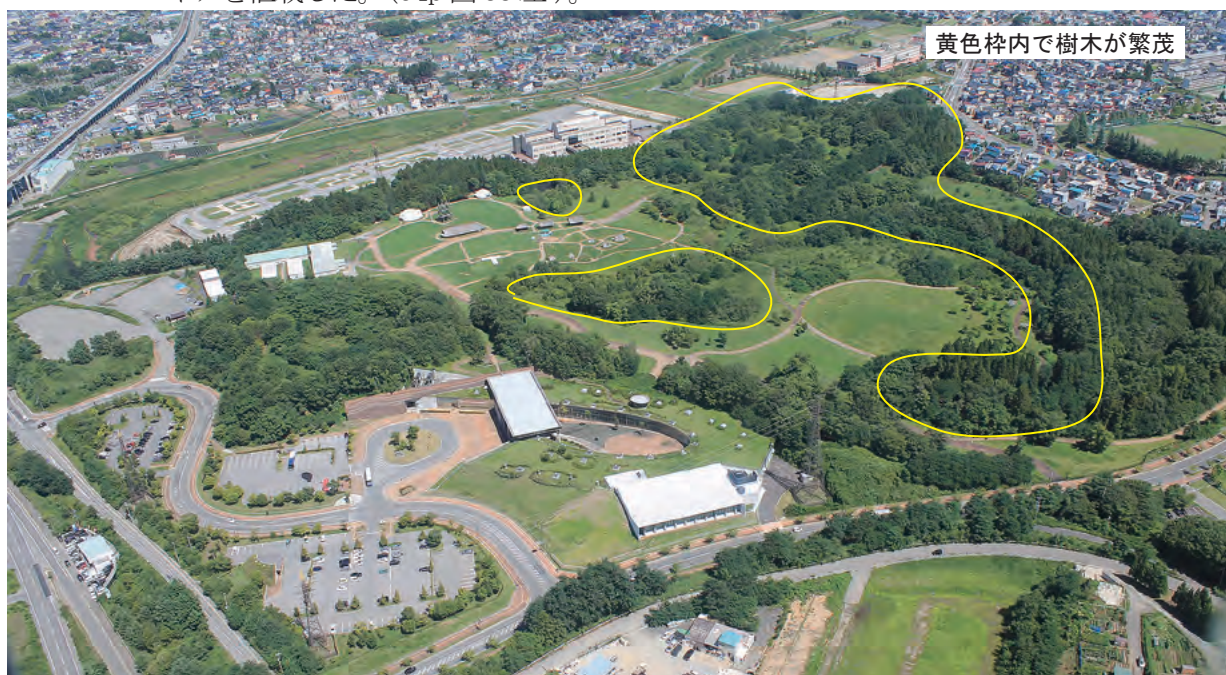
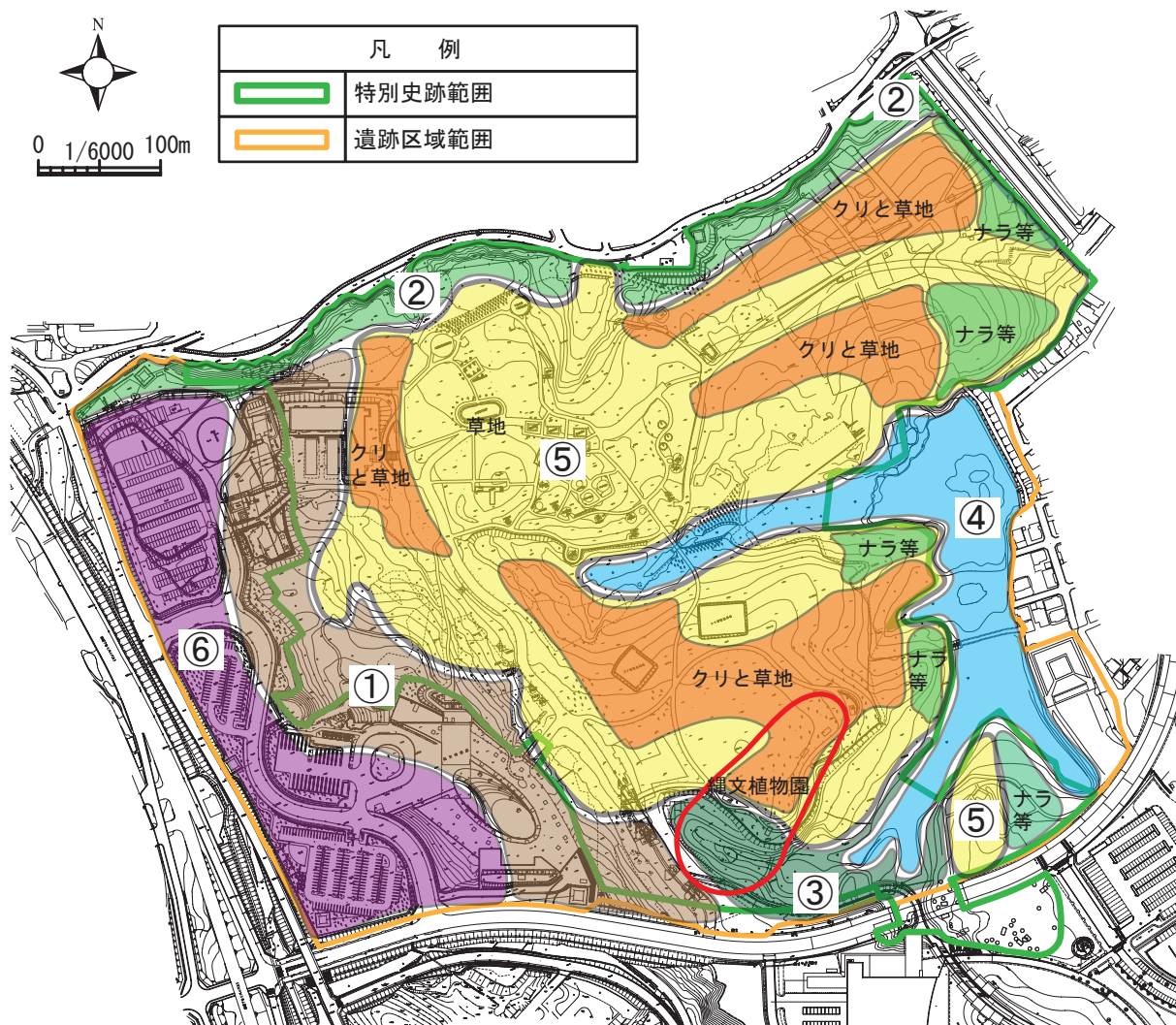


図 36 園内の植生の現況（平成 30 年度撮影）

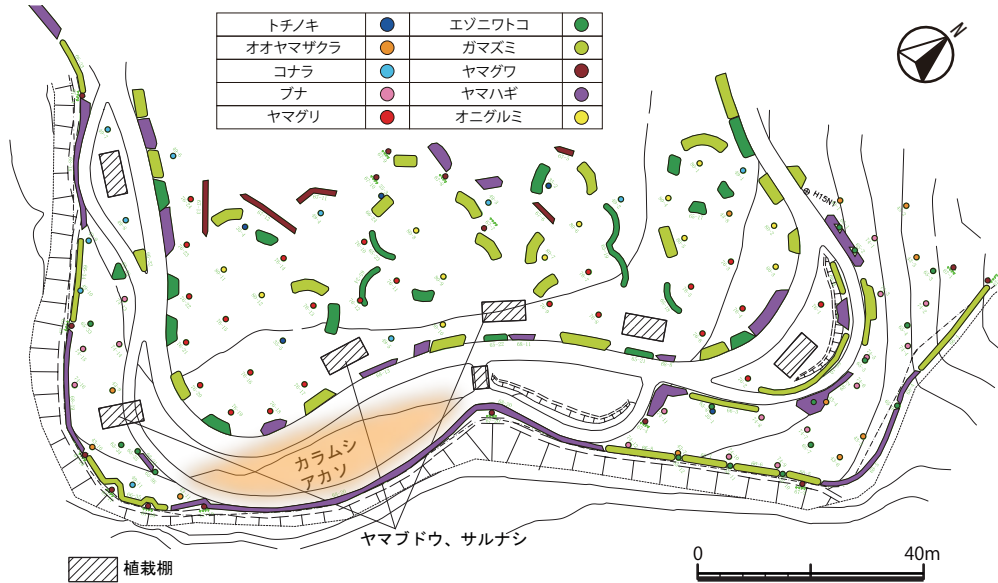


区分	主な現況植生	主な復元植生	課題等
①丘の樹林区	<ul style="list-style-type: none"> ・ススキ草地 ・ヨモギ草地 ・カスミザクラ・コナラ林 ・ニセアカシア林 ・アカマツ林 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブナ、ナラなどの林 ・ナラ、クリなどの林 ・ススキ草地 	<ul style="list-style-type: none"> ・丘の地形の復元 ・造成法面の処理
②段丘斜面の樹林区	<ul style="list-style-type: none"> ・スギ植林 ・ニセアカシア林 ・オニグルミ林 ・ススキ草地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミズキ、ヤマボウシ、カエデなどの林 ・オニグルミ林 ・林縁群落 	<ul style="list-style-type: none"> ・捨て場遺構の保全・公開と樹林形成の関係 ・視覚的な遮蔽効果の発揮
③谷の樹林区	<ul style="list-style-type: none"> ・スギ植林 ・ハンノキ林 ・ヨシ草地 ・スゲ草地 ・ススキ草地 	<ul style="list-style-type: none"> ・トチノキ、サワグルミなどの溪畔林 ・コナラ、クリ、カスミザクラなどの林 	<ul style="list-style-type: none"> ・縄文植物園の設置(林内活用)
④湿地の植生区	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨシ草地 ・ハンノキ林 ・開放水面 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤナギなどの湿地林 ・コナラ、クリ、カスミザクラなどの林 ・カサスゲ草地 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨシの繁茂抑制 ・ミツガシワ、ミズバショウ等の保全・創出 ・生き物の保全
⑤集落区	<ul style="list-style-type: none"> ・ススキ草地 ・ヨモギ草地 ・吹付草地 ・スギ植林 ・アカマツ林 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリ林 ・コナラ、クリ、カスミザクラなどの林 ・草地(栽培地含む) ・縄文植物園 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリ林のあり方 ・住居域等の景観のあり方 ・体験学習や憩いの場の提供
⑥主入口施設区	<ul style="list-style-type: none"> ・造成裸地、舗装面 ・ススキ草地 	<ul style="list-style-type: none"> ・外周植栽(緩衝機能、修景機能) ・園路植栽(並木) 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備計画との整合 ・地区外との緩衝

図 37 植生復元ゾーニング図 (植生復元設計より作成)



図 38 遺跡外周の針葉樹による修景現況 (左：北側 右：東側)



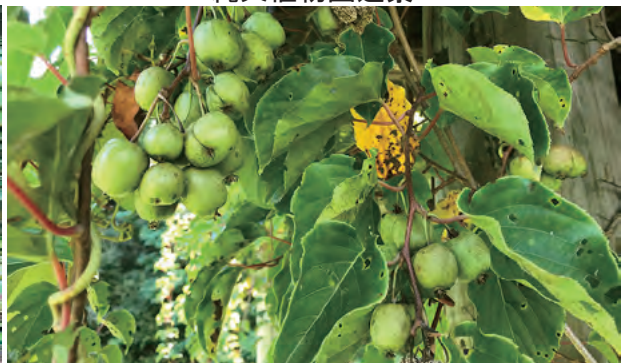
縄文植物園遠景



縄文植物園近景



アカソ・カラムシの生育状況



サルナシの実

図 39 縄文植物園の平面図 (上図) と現況 (下写真)

イ 史跡東側ではスギ・アカマツと広葉樹の混交林により史跡東側に広がる住宅地等を遮蔽している（図 38 右）。

【課題】

ア 縄文時代にはない針葉樹等の樹木は、落葉広葉樹など縄文時代の植生に置き換えていくべきであるが、一気に更新することは難しい。また、北側の針葉樹は斜面地に生育しているため、地形を保全しながら植栽と地形復元を行う必要がある。

イ スギなどの針葉樹は常緑であり、冬期間においても修景機能を果たすという利点があるため、それぞれの利点等を見極めた上で植栽を検討することが必要である。

(3) 縄文植物園について

【現状】

ア 基本計画では、三内丸山遺跡から出土した植物種のほかに、広く縄文時代の注目される植物を栽培・展示・解説することとしている。

イ 以下の整備方針の下、第 1 期整備で縄文植物園を整備した（図 39）。

(ア) 縄文時代の栽培植物等を展示栽培し、自然利用の知恵や工夫を体験学習できる。

(イ) 屋内展示や体験プログラムと連携し、植物材料を供給するほか、実際に触ったり摘んだりできるコーナーを設ける。

(ウ) 管理施設の設置や栽培管理の専門職員の配置を検討する。

ウ 上記について、つる植物をからませる棚 7 棟や、クリ、トチ、オニグルミ等の高木の植栽が整備されたが、それを利用したプログラム等は実施されていない。また、管理施設等の設置は実施されていない。

エ 南地区の南側に位置し、主要な観覧動線から離れており、利用者は少ない。

【課題】

ア 維持管理を徹底し、植物を利用した体験学習やイベントの開発と継続的实施が必要である。

7 案内・看板（サイン）に関する計画

【現状】

ア 短期整備では、復元建物と露出展示等の展示物全てに解説板を設置し、第 1 期整備では、園路や施設の案内板を追加した。平成 25 年度に現在の解説板に更新した（56p 図 40）。

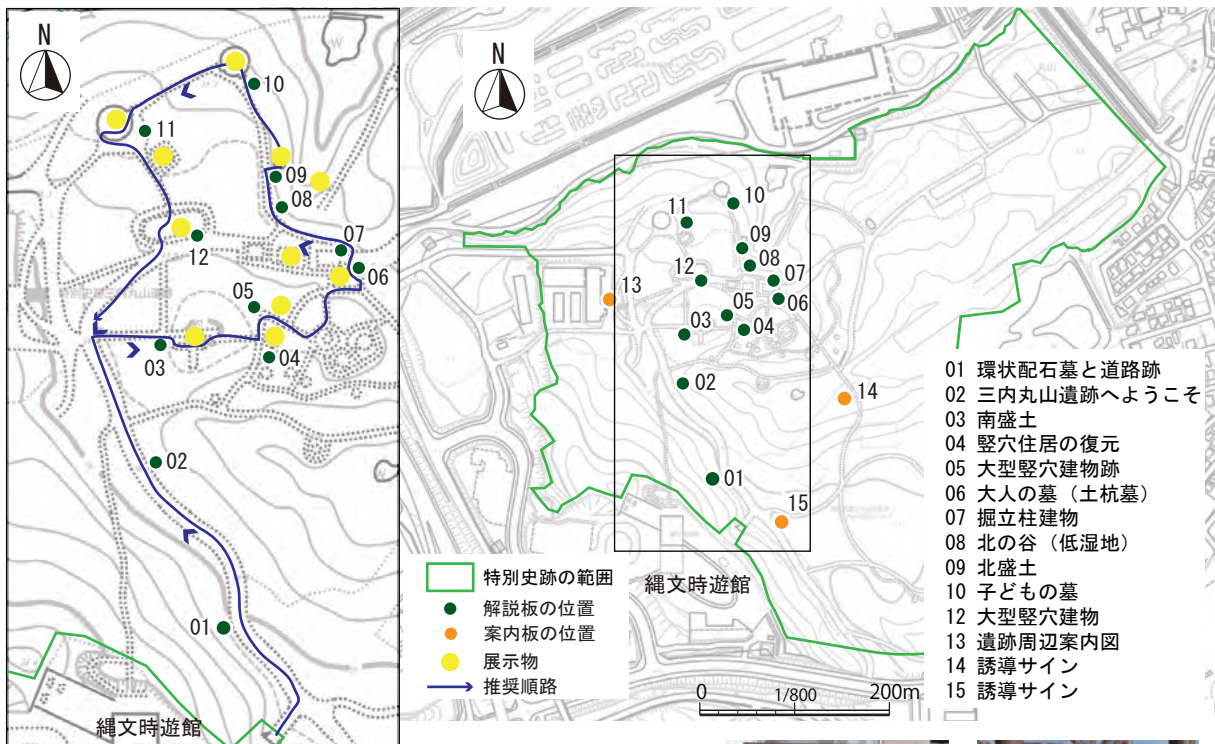
イ 基本計画では、縄文のたたずまいを損ねないように、入口施設で総合的な説明を提供することで、史跡内でのサイン設置は必要最小限とした。

ウ ホームページや館内では、見学モデルコースについて周知を図っており、これらにより見学者の滞在予定時間に合わせたコース取りを事前に検討できるようにしている。

エ 平成 25・30 年度に解説板の多言語化を実施し、リーフレット・解説板については英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・タイ語の 5 か国語に対応した。多言語化に伴い、案内板が煩雑になるため、QR コードを利用した解説アプリも平成 30 年度に導入している。

【課題】

ア 遺跡内のサインについては、設置主体やデザイン等の異なるサインが混在しているため（図40）、デザインに統一性を持たせるとともに、目に付きやすく景観を阻害しない位置への設置等を検討する必要がある。



01～12の解説版(写真は06、赤丸内はタイ語・繁体字QRコード)



13(左)、15(右)の誘導サイン
 (県立美術館による設置)

図40 サインの位置と外観

8 公園設備・便益施設に関する計画

【現状】

ア 基本計画では、史跡内の各所に園路、トイレ、水道、電気、駐車場等の整備を予定し、第1期整備で園路、トイレ、水道、電気、駐車場、史跡標識等を整備するとした。

イ 園路は、第1期整備で平成16年度に設置した。一部を除き、車椅子の見学者に対

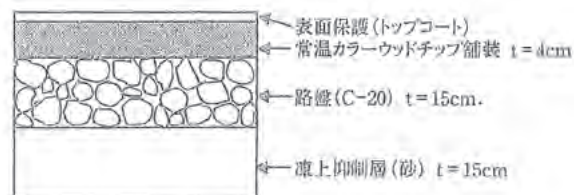


図41 現園路の断面構造

応しバリアフリーとなっている。路面は、ウッドチップを混ぜ着色したアスファルト舗装が施工されている（図 41）。管理車両や救急車両の通行を想定し、4トントラック程度の車両が通行可能である。設置後 15 年程度が経過し、経年劣化と除雪作業による破損及び表面の凹凸が目立つ（図 42）。



図 42 園路表面の状況（左：平成 21 年 右：平成 30 年）



図 43 トイレ、配電、排水施設及び散水栓の設置状況図（主要なもののみ）

- ウ 園内における電気設備は、主に照明用として設置している。北地区にはイベント等の際に使用できる電源を一部に設置したが、南地区には電気設備は整備されていない(57p 図 43)。
- エ 短期整備で旧仮設展示室に給水施設を設置した。南地区には整備していない。旧仮設展示室出入口付近に水飲み場も設置した(57p 図 43)。
- オ 短期整備及び第1期整備において、供用区域内に排水施設を整備した(57p 図 43)。
- カ 短期整備で旧仮設展示室内に、第1期整備で第1駐車場にトイレを整備した。南地区には設置していない(57p 図 43)。
- キ 旧仮設展示室入口付近は休憩スペースとして供用しているが、将来は撤去する方針である。
- ク 第1期整備までに3か所の駐車場を整備し、大型バスを含む最大512台の駐車スペースを確保している。身がい者用駐車スペースも用意している。
- ケ 基本計画では、遺跡内には縄文のたたずまい^{あずまや}を損ねる施設(四阿、休憩舎、テーブル等を含む。)は基本的に設置しないとしており、設置の際は景観、形態、デザインに配慮し林地内に設置することとしているが、来場者から座れる場所が必要との声もあり、休憩用のベンチを縄文時遊館2階出入口、旧仮設展示室前と第2号道路跡脇に設置している。冬季はベンチを撤去している。
- コ 史跡標識は、遺跡西側管理用通路付近に設置した。見学者の撮影スポットにもなっている。

【課題】

- ア 劣化した園路については、冬期の除雪による破損部分の修繕等を行う必要がある。
- イ 園内の給水施設は仮設のものしかいないため、南地区と合わせて体験活動や維持管理に供する水道が必要である。電気についても同様である。

9 調査等

(1) 発掘調査

【現状】

- ア 三内丸山遺跡では、遺跡の内容を把握するための発掘調査を平成7年度から継続的に行っている。現在は、調査の空白域を解消すべく第3期発掘調査計画に基づき発掘調査を進めている。

【課題】

- ア 今後の整備に必要なデータを得るための調査が必要である。

(2) 観測等

【現状】

- ア 遺構展示環境の調査(覆屋内部の温湿度観測)を実施している。
- イ 北の谷において有機質遺物の保存状況に影響があると考えられる地下水位の観測を平成14年度まで行っていたが、平成31年度から水質調査も併せて再開した。

【課題】

- ア 露出展示遺構に影響を与える地下水の調査が必要である。
- イ 有機質遺物を包含する湿地性堆積層の水位・水質調査の継続が必要である。

10 公開・活用

(1) 公開

【現状】

ア 基本計画及び公開活用計画では、実物の遺構と出土遺物の展示に加え、調査研究や整理作業、遺跡の管理運営についても公開することとされている。

イ 調査期間中は、毎日、調査担当職員が調査現場を案内する発掘ガイドを行うほか、発掘調査現地説明会、遺跡報告会等における調査成果の公表を行っている。また、平成31年4月からは、増築部分に整備した整理作業室の公開も開始した。

(2) 活用

【現状】

ア 公開活用計画では、屋内外の臨場感あふれる展示や、定期的に行われる祭り等のイベントや学術的なシンポジウム等を通じて、自然と共生した縄文人の知恵や環境利用の在り方を、史跡を利用し楽しみながら学ぶことができるよう、市民活動団体との協働や総合的な企画・運営が行える体制づくりが必要であるとしている。

イ 平成7年度から16年度まで、東京や県内各地でシンポジウムやフォーラム等を開催した。また、出土品を題材にした体験学習メニューも継続して実施している。そのほか、四季折々のイベント等も実施し、地元の高校生や一般市民がサポートスタッフとして参加している。

【課題】

ア 様々なニーズに応じた魅力的なイベント等を実施する必要がある。

11 管理運営体制

【現状】

ア 基本計画には、管理運営に関する基本方針として、以下の記載がある。

(ア) 遺跡ゾーンの公開・活用の計画を円滑に行う体制を整える。

(イ) 公開・活用の具体化を立案・実施していく運営管理の方法は、企画性に富み、柔軟かつ総合的な視点に立ち、体制の一体化を図るものとする。

(ウ) 管理運営に市民参加を促す計画とする。

イ 上記(ア)及び(イ)については、管理主体の変遷を経て、平成30年4月からは供用区域の管理が教育委員会に移管され、平成31年4月からは、三内丸山遺跡センターの管理となっている。

【課題】

ア 管理運営体制の充実を図る必要がある。

第4章 基本理念と整備の基本方針

本計画では、以下のとおり基本計画における基本理念と整備の基本方針を継承することとした。

1 基本理念

三内丸山で生活を営んでいた縄文人の「むら」の跡を貴重な歴史遺産として保存し、縄文の「むら」のたたずまいを体感・体験できる場として整備することによって広く活用を図り、縄文文化の解明とその世界的規模での見直しを行うと共に、縄文が現代へ投げかけている諸問題を、様々な活動を通して発信する文化交流の拠点とする。

2 整備の基本方針

①縄文の「むら」の風景づくり

縄文時代の「むら」のたたずまいを感じさせる景観をつくり出すために、掘立柱や竪穴等の建物を復元すると共に、植生をはじめとする総合的な環境整備を行い、「むら」の雰囲気を感じ・体験できる場を創出する。

《内容》 ・「むら」のすがたを示す。

- ・自然環境を再現する。
- ・縄文時代の臨場感ある生活の展示。

②遺跡の魅力を実物で公開

縄文の「むら」のたたずまいを守りながら、三内丸山の魅力を示す特色あるものは、保存方法を検討の上、実物を公開展示する。

《内容》 ・発掘調査の公開展示。

- ・実物現地展示。
- ・出土遺物の展示。

③企画性に富んだ開かれた遺跡の活用

縄文の「むら」の生活を体感・体験しながら縄文の知恵を知り学ぶ活用をはじめ、企画性に富んだ各種活用事業を積極的に実施し、様々な楽しみ学べる場としていく。

《内容》 ・縄文を核とした新しい文化事業の創出。

- ・企画性に富んだイベントの実施。
- ・史跡観光の推進。

④憩いの場としての遺跡

四季を通じて利用者が憩い楽しめるような環境づくりを行うと共に、充実した各種サービスを提供できる場とする。

- 《内容》 ・ 緑と水辺の整備。
・ 柔軟な運営・管理と適切な施設整備。
・ レクリエーション環境の整備。

⑤ 縄文文化交流の拠点として

三内丸山遺跡及び縄文文化に関する調査・研究・展示を行う（仮称）縄文センター（※）を設置し、縄文研究の中心としていくと共に、ここを拠点に学术交流や縄文を核とした各種文化交流を積極的に実施する。また、縄文を現代に活かした新しい文化の創造とネットワークの形成に取り組み、文化の香り高い青森県の発展に寄与できる場としていく。

- 《内容》 ・ （仮称）縄文センターの設置（※）。
・ 姉妹遺跡、姉妹博物館の締結。
・ 研究者・市民交流の促進。
・ 巡回展示の企画・推進。
・ 内外関連施設との人交流の促進。
・ 資料の収集と情報提供。

⑥ 保存・活用計画の段階的推進

整備は、発掘調査結果に基づきながら、段階的に実施していくものとする。

- 《内容》 ・ 植栽の整備。
・ 主人口施設区の整備。
・ 集落の復元と発掘調査。

※ 平成 31 年 4 月に三内丸山遺跡センターが設置されている。

第5章 整備計画

第1節 全体計画及び地区区分計画（ゾーニング）

1 整備の対象範囲及び期間

本計画では、第3章で示した現状と課題を基に、（1）老朽化した施設の修繕・更新及び史跡保全のための対策実施、（2）基本計画に記載されたが未整備の案件の整備実施、（3）新たな調査成果の整備への反映、について取り組むこととする。

ゾーニングは、基本計画のものを生かし、環状配石墓（L）、西盛土（M）等はゾーンを追加することとした（図44）。

本計画の整備範囲は、現在供用中の区域内とし、期間はおおむね10年間とする。

なお、第3章で示した供用範囲内での課題のうち、今回の整備対象としないものは、未供用範囲の課題及び近野地区とともに今後更に検討することとする。



図44 整備対象範囲と整備内容の位置

2 北地区での整備

- ・道路に沿った環状配石墓（新たな調査成果の反映）や大人の墓の立体表示
- ・北の谷や南の谷の水辺の空間の整備及び植栽整理
- ・西盛土周辺の眺望を活用した新たな動線整備
- ・子供の墓、北盛土等の立体表示、大型掘立柱建物跡の複製展示
- ・老朽化した覆屋や復元建物・園路等の改修
- ・公園施設（園路・給電、給排水施設等）の改修・整備
- ・史跡西側境界崖面の^{のり}法面保護

3 南地区での整備

維持管理や活用事業に資する給排水施設・給電施設等の整備
植生復元や縄文植物園の整備・活用

第2節 動線計画

1 観覧動線

現在の動線を基本とし、新規に整備する園路は縄文時遊館2階出入口に接続するものとする。
基本設計の際に、屋外の展示と縄文時遊館内の展示をバランスよく見学するコースの検討を行う。

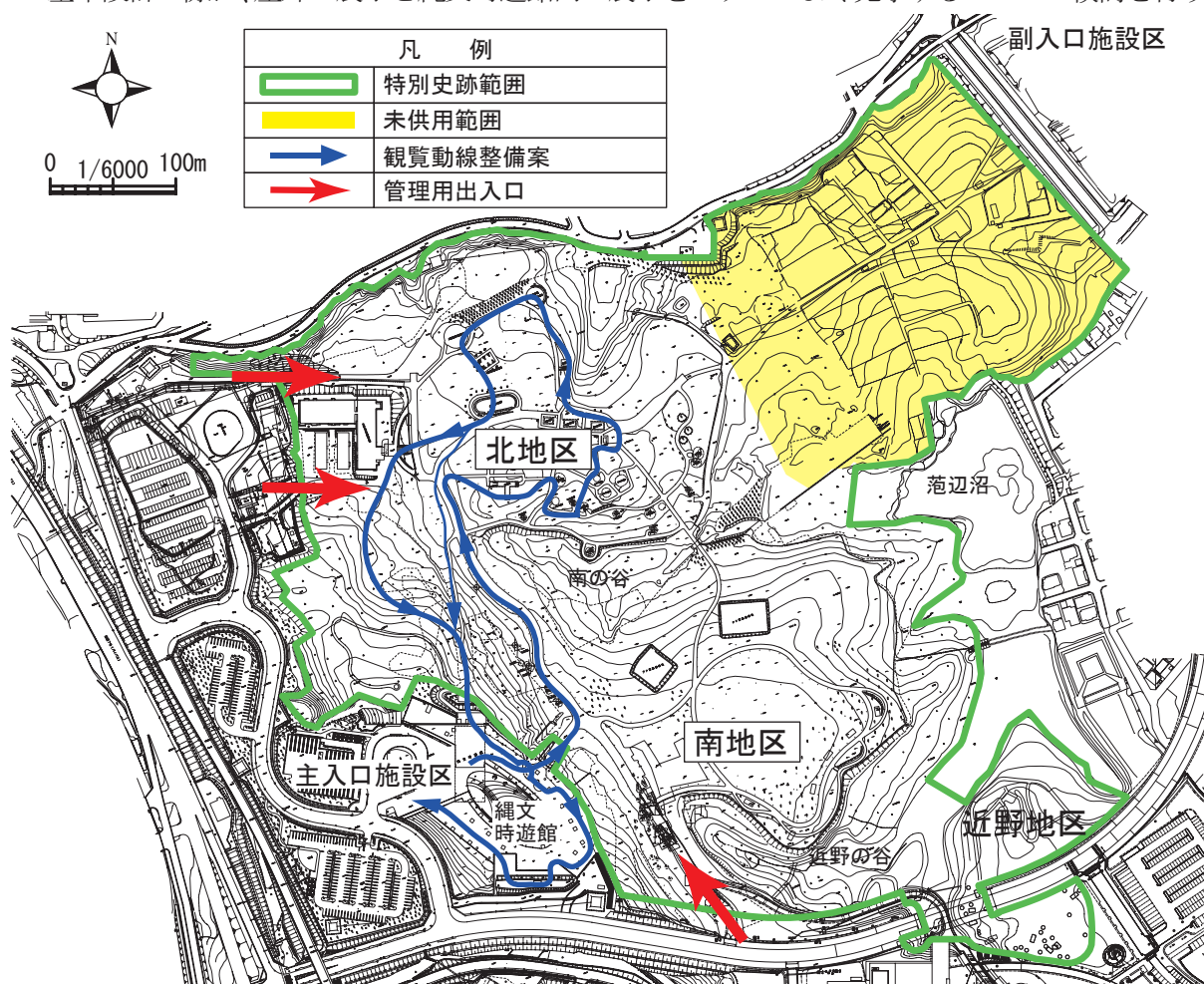


図 45 動線計画案

2 管理動線

現状と同様の3か所を管理用車両の出入口とする(63p 図45)。

第3節 遺構等の保存・保全に関する計画

1 遺構の保存

保存管理計画に基づき、発掘調査で検出した遺構の保存は保護盛土による保存とする(図46)。

2 露出展示遺構

大人の墓と南盛土は、覆屋を整備し、内部で遺構断面等の露出展示を継続する。覆屋の規模や外観は、景観に調和するよう高さや素材・色に配慮する。構造・機能については、第3章で示した課題に対応するため、下記に留意し、詳細については基本設計時に検討する。

- (1) 外気温の影響を緩和するため覆屋の断熱性を高める。
- (2) 外気との直接的な接触を緩和するため、前室や空調設備を整備
- (3) 直射日光が遺構面に当たるのを避けるため、窓は必要最小限で設置
- (4) 遺構に影響を及ぼす地下水への対策を実施
- (5) 出入口及び覆屋内の観覧路はバリアフリーに対応
- (6) 遺構に関連する映像などを含む情報を覆屋内で提供

子供の墓、北盛土及び大型掘立柱建物跡については、露出展示を継続しない。

3 地形保全

地形の毀損等を防止するため、以下について実施する。

- (1) 西側崖部の崩落防止のため法面^{のり}保護工事を実施
- (2) 南の谷下流の^{やちべ}菟部沼から園外へ沼の水があふれ出ないように、^{ます}排水枡を適切に管理
- (3) 北の谷付近で、史跡外へ水があふれないよう管理

第4節 遺構表現・展示に関する計画

1 遺構表現全般

基本計画に示された、縄文の「むら」の風景づくりを推進する。

- (1) 遺構表現は、実物及び複製の露出展示と立体表示により実施する。
- (2) 「むら」の姿を示すため、環状配石墓等の整備を行う。
- (3) 「むら」のたたずまいを守りながら特色ある実物の遺構を公開展示するため、覆屋の規模や外観等に配慮し整備を行う。

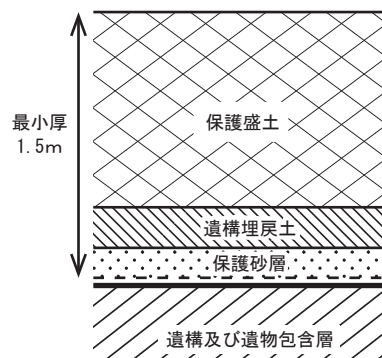


図46 保護盛土の断面模式図

2 住居域（Aゾーン）

現状で倒壊している5棟の立体表示を修復する（図47）。構造や屋根の素材・形状は、集落基本設計や縄文の家づくり体験等を参考とする。

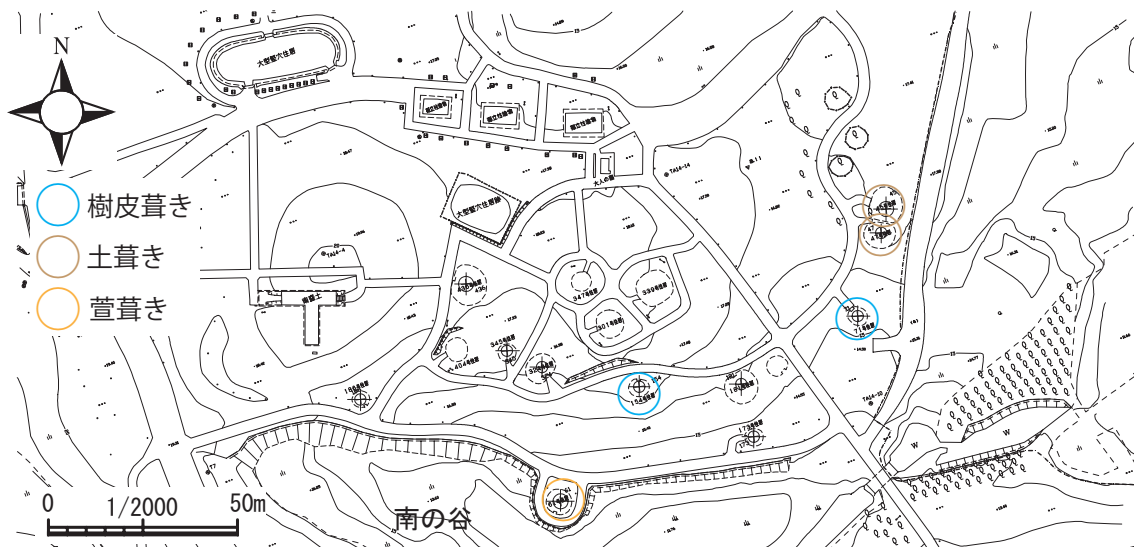


図47 修復予定の復元竪穴建物の位置

3 環状配石墓（Lゾーン）

平成11～15年度と平成19・20年度の調査で判明した遺構の広がりや構造を基に、環状配石墓の立体表示を行う（図48・66p 図49）。

対象とする遺構や整備手法については、基本設計の段階で検討する。

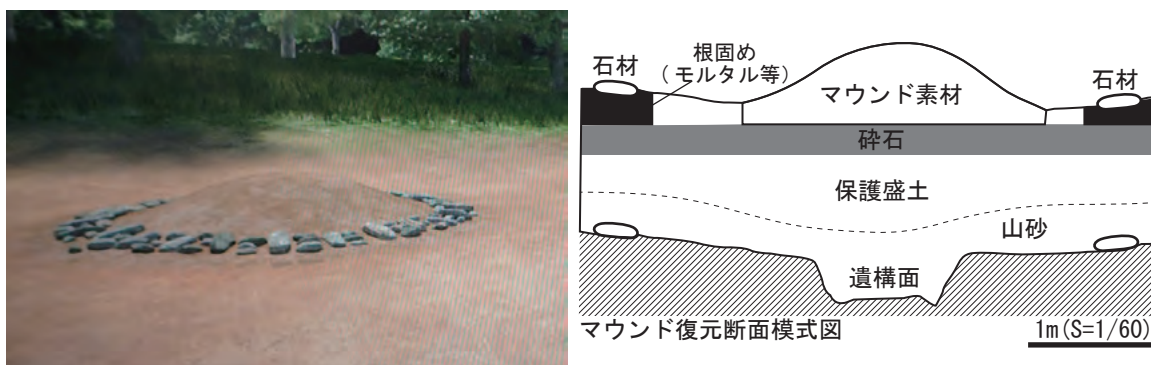


図48 環状配石墓整備イメージと断面模式図

4 大人の墓（第1号道路跡）（Cゾーン）

立体表示と露出展示覆屋の改修を実施する。

(1) 立体表示

短期整備で整備した41基を対象とし、外観・素材等については基本設計時に検討する（66p 図50、66p 表6）。

(2) 露出展示

現在の露出展示を継続するが、覆屋については改修し、雨水の進入を防ぐため、ガラスを支える基礎の高さを上げるなどの対策を講じることとする（67p 図51）。

併せて、ガラス面の結露対策や遺構面の強化処理、防菌処理なども行う。

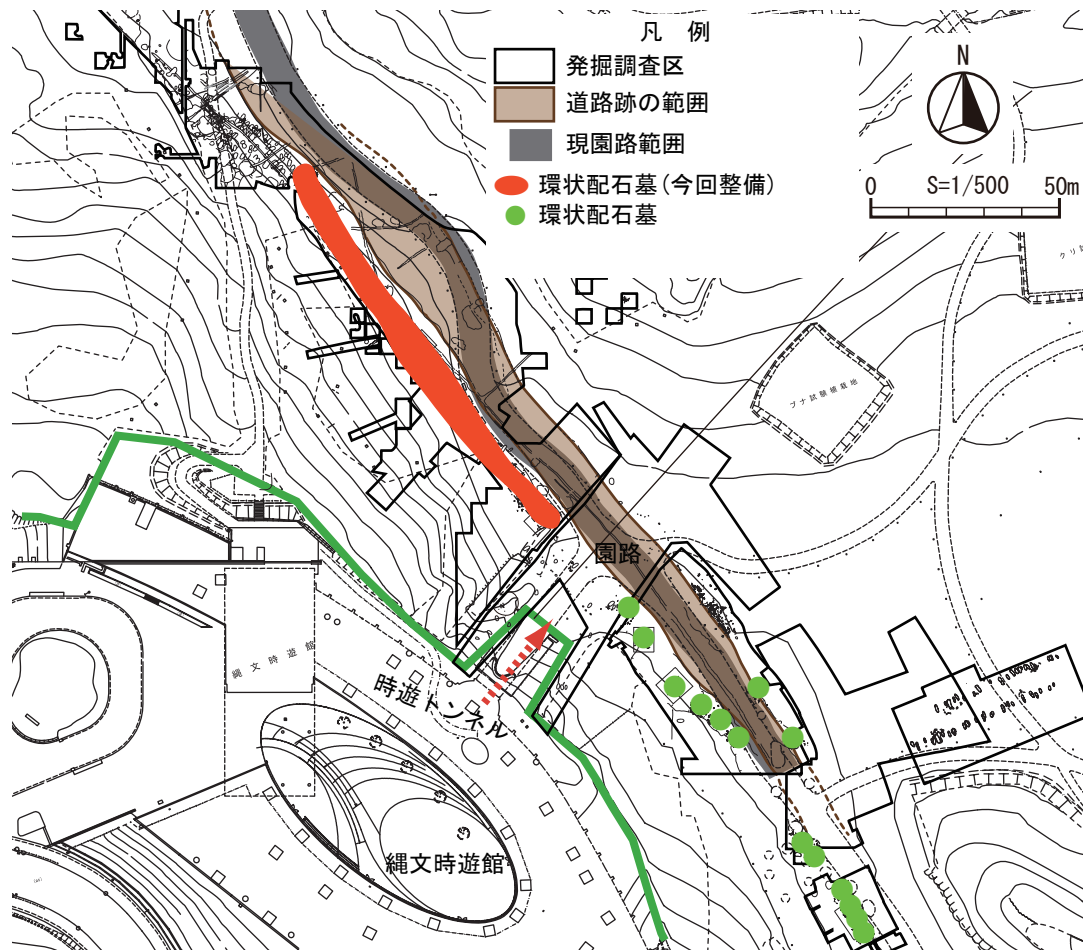


図 49 環状配石墓整備予定範囲

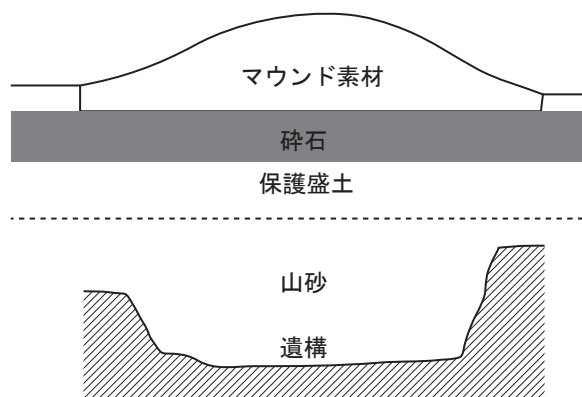


図 50 大人の墓の整備イメージ（左：短期整備時の状況、右：復元断面模式図）

	マウンド整備手法	素材等	土壌流出	維持管理	質感	コスト
ア	構築土壌に強化剤混入	芯部:粘質土 表面:黒色土 +強化材(樹脂)	ある程度	草が生える 維持管理は必要	良い	やや高
イ	固形の芯材に擬土被覆	芯材: コンクリートや強化プラスチック等 表面:仕上げ モルタル等を混ぜた土壌	しない	長期間劣化しない 補修コスト高	土壌より落ちる	高
ウ	樹脂製レプリカ	FRP等による型抜き整形 表面は着色か擬土貼り付け	しない	破損しやすい 補修コスト高	土壌より落ちる	高
エ	土壌で構築	芯部:粘質土使用(礫等も考慮) 表面:黒色系土壌使用	する	草が生える こまめな維持管理	良い	安価

表 6 大人の墓マウンド素材の比較表

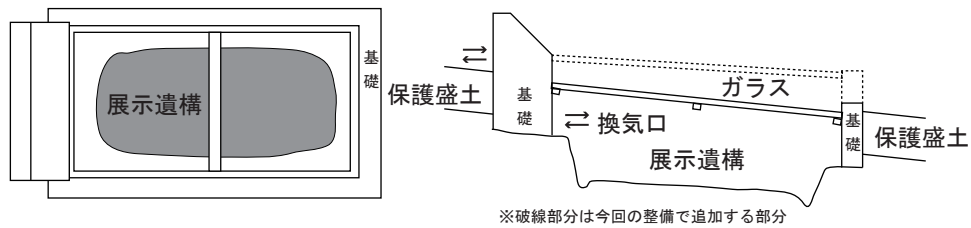


図 51 大人の墓露出展示覆屋の模式図

5 南の谷・北の谷

見学者が縄文の「むら」の地形・景観を視認しやすいよう、谷部に繁茂する外来植物等を除去する。

6 子供の墓（Dゾーン）

基本計画に基づき現在の覆屋を撤去し、土器の埋設状態の立体表示を行う（図 52）。

屋外での展示となり、冬季間は見学ができないため、バーチャル・リアリティなどによる復元映像等を携帯端末などで提供することも検討する。

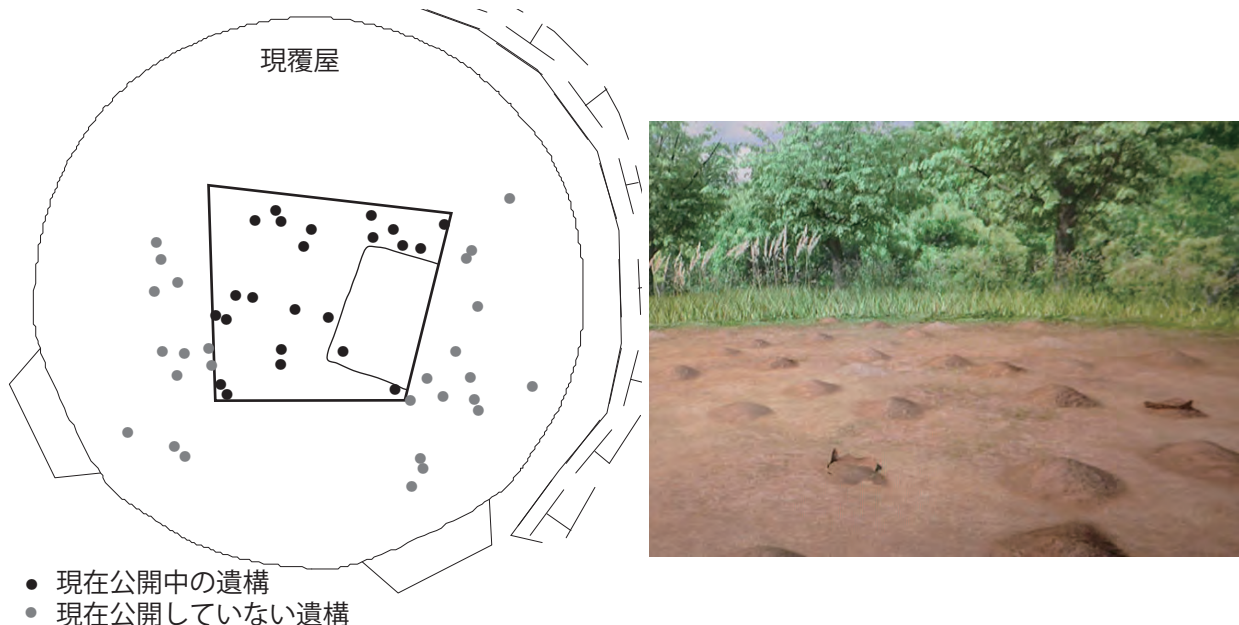


図 52 子供の墓立体表示の範囲（左）と整備イメージ（右）

7 北盛土・南盛土（Fゾーン）

(1) 北盛土（F 1）

基本計画に基づき、盛土の立体表示を行う（68p 図 53）。現在の展示部分は埋め戻し、覆屋を撤去する。

(2) 南盛土（F 2）

基本計画に基づき、露出展示の範囲を拡大し覆屋を整備する（68p 図 54）。整備実施前には、発掘調査を実施する。

覆屋は、空調・断熱などの機能を備え、遺跡内の景観に与える影響を最小限に抑えた外観で整備する。規模や外観等、詳細については基本設計時に検討する。

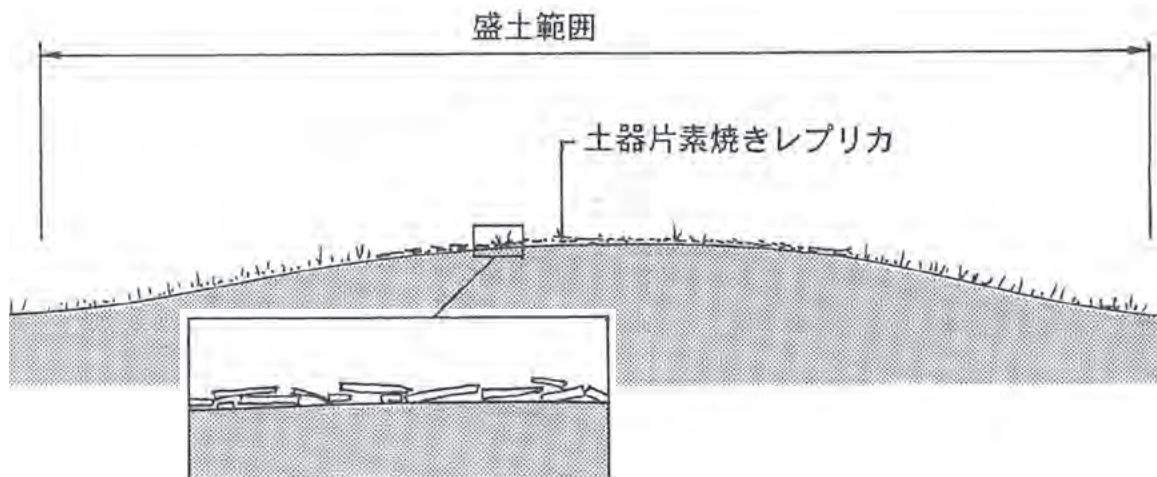


図 53 北盛土整備イメージ（集落復元設計より転載、加工）

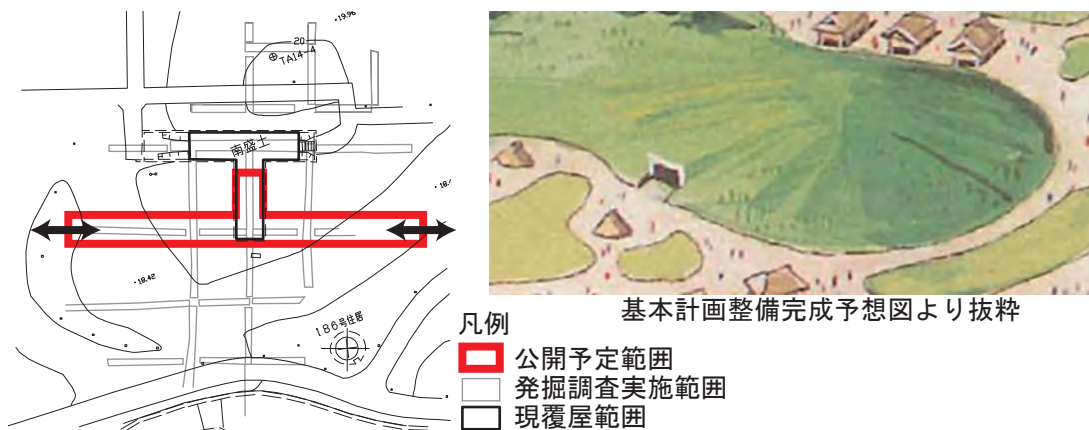


図 54 南盛土整備イメージ

8 大型掘立柱建物（Iゾーン）

基本計画に基づき、展示中の遺構を埋め戻し、覆屋を撤去する。実物遺構の複製等を地表面に展示する。

9 西盛土周辺（Mゾーン）

眺望を生かし、集落の広がり歩いて実感できるように、新たな園路を設置するとともに（63p 図 45）、林間から北地区が見えるよう、植栽の管理を検討する。

園路整備に際しては、園路周囲の最低限の範囲に保護盛土を設けることとする。

第5節 植栽及び修景に関する計画

1 植生復元

基本計画、植生復元設計を基に、花粉分析等の成果から得られた縄文時代の三内丸山遺跡の植生の一部を遺跡内で表現することを目標とする。

- (1) 現在の植生のうち、縄文のたたずまいに不必要な外来植物と針葉樹は伐採する（図 55）。
- (2) 谷及び低地部は、樹木を密集させないように維持管理を行う。
- (3) 樹木が高木化しないよう適切な管理を実施する。

2 修景

遺跡外周の現在の植生は、特に北側と東側において針葉樹林が遺跡外を視覚的に遮蔽する役割を担っているため、当面これらを生かすこととする。

3 縄文植物園

縄文時代の植物利用の実態や植生などの理解を促すような状況を目指し、樹木の^{せん}剪定、施肥、周辺の除草等、維持管理の徹底により利活用が可能な状態とする。



図 55 植栽整備範囲位置図

第6節 案内・看板に関する計画

遺跡内の案内・解説板については、来館者の視線を意識し、整備の進捗に合わせ統一的なデザインで適切な位置に設置することとする。

解説板と、現在運用中の IT ガイド、スマートフォンのアプリ等との併用も検討する。

第7節 公園設備・便益施設に関する計画

1 園路

整備後約20年が経過し、全体的に舗装面が劣化しているため補修する。園路の構造・仕様については、既存のものを参考にする。

2 北地区の施設・設備

露出展示遺構の覆屋は、整備に伴い順次撤去する。

新たに整備する覆屋への給電・給排水等の設備を整備する。

3 南地区の施設・設備

南地区では、縄文植物園及び地区全体の維持管理や体験活動などで必要な給電・給排水等の設備を整備する（図56）。

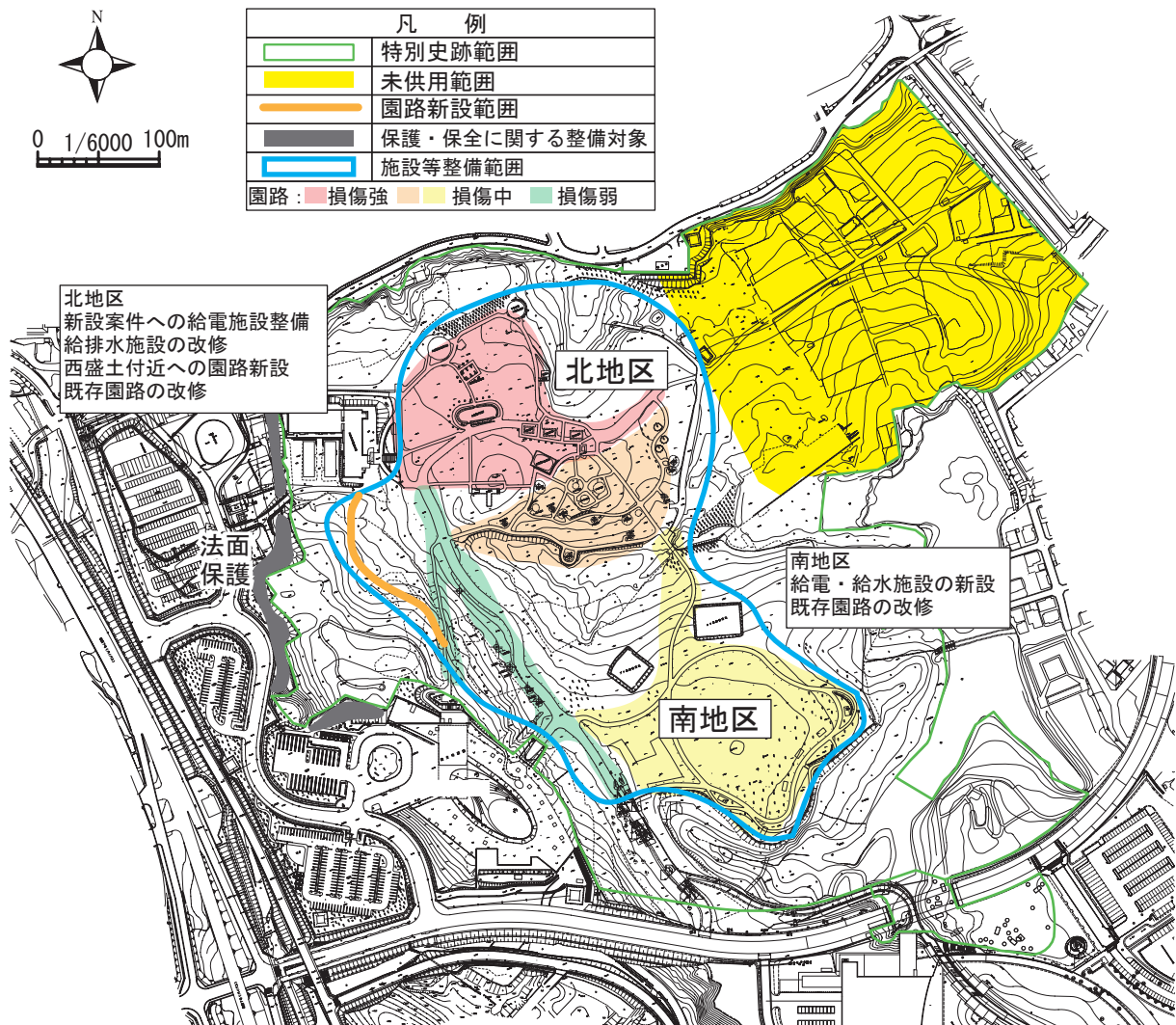


図56 園内施設整備予定範囲図

第8節 調査等に関する計画

1 発掘調査

現在、第3期発掘調査計画に基づいて調査を進めているが、必要に応じて整備のための発掘調査も実施することとする。

2 環境調査

露出展示遺構の保存管理や有機質遺物の保存状態維持に資するため、地下水の水位・水質や流れについて、調査を継続する。

第9節 公開・活用に関する計画

1 公開

縄文の「むら」の風景づくりにより、縄文文化を体感し、理解を深めてもらうため、引き続き遺跡内において露出展示や立体表示、復元植生等を整備・公開するとともに、調査研究の状況等についても現地やホームページなどで積極的に公開する。

2 活用

これまで、基本計画の方針に沿って実施してきた展示・ガイダンス、体験活動、調査研究、情報発信等を継続するとともに、地域住民の参加を促進することで、地域に愛される遺跡を目指す。

(1) 屋内外の展示が一体となった企画の実施

見学者が、屋外の露出展示や立体表示等と縄文時遊館内の「さんまるミュージアム」等の展示により、楽しんで史跡についての理解を深められるよう、屋内の展示と連動・タイアップした屋外での体験や講座などの企画を実施する。遺構の立体表示を活用した体験等も実施し、遺跡への理解と愛着を深める。

(2) 遺構の立体表示・植生復元の維持管理と連動したイベントや体験活動の実施

遺構の立体表示の維持管理や植栽管理の一部を、市民が縄文人の知恵や技術等に触れる体験（例えば、ニセアカシアを石斧^{せきふ}で伐採する体験等）として市民参加で行う。

(3) 公開・活用事業への市民活動団体の参加促進

三内丸山遺跡では、保存決定当初から遺跡のボランティアガイドを三内丸山応援隊（現 一般社団法人三内丸山応援隊）が行ってきた。今後も地域住民等の参加が得られるよう取り組む。

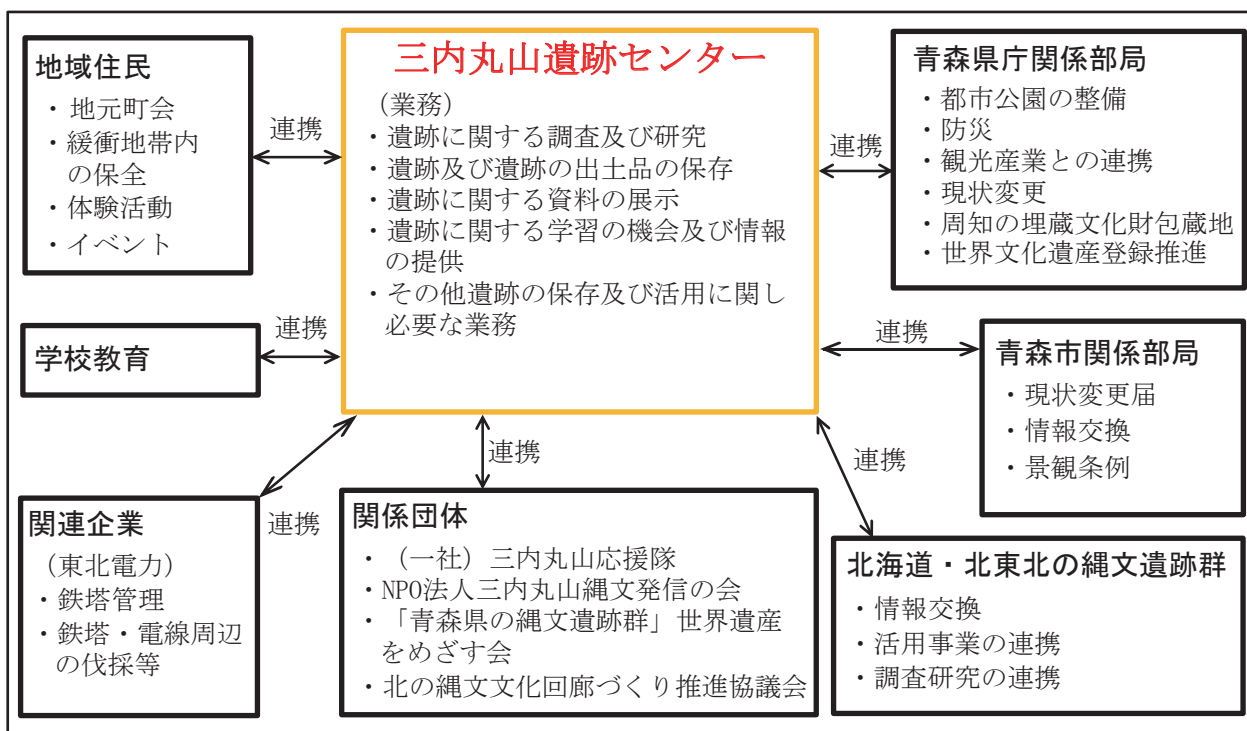
第10節 管理運営体制に関する計画

平成30年度から、遺跡区域内の供用区域が青森県教育委員会の所管となり、基本計画にある遺跡の管理・運営の一体化に大きく近づいた。また、平成31（令和元）年度からは、三内丸山遺跡センターが管理・運営を担っている。

今後も、国、青森市、地域住民、関係団体等と連携して遺跡の保存管理を行う。

また、三内丸山遺跡は都市公園でもあり、青森市地域防災計画により青森県総合運動公園全体（66haの供用区域面積）が指定緊急避難場所に指定されているため、関係部局と連携し緊急時に対応する。

主な関係機関・団体等については、次のとおりである（図57）。



第11節 事業計画

1 事業内容

- (1) 老朽化した施設の修繕・更新及び史跡保全のため、南盛土、大人の墓の覆屋を更新し、大人の墓の立体表示、園路、谷部の植生復元、史跡外周の法面保護等を実施する。
- (2) 基本計画に記載された子供の墓と北盛土の立体表示、大型掘立柱建物跡複製展示の整備を行う。
- (3) 新たな調査成果を整備へ反映させるため、環状配石墓の整備を行う。

2 スケジュール

10年という長期間にわたる事業（図58）となるため、計画の進捗状況を確認の上、必要に応じてスケジュールの見直しを行うことで着実に整備計画を実施に移すこととする。

本計画終了後には、旧仮設展示室周辺や掘立柱建物の復元など、供用範囲で今回対象とならなかった部分の整備に加え、未供用範囲を含めた次の整備計画策定に向けた検討を行う。

	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	
環状配石墓(立体表示)											次期整備計画の検討
大人の墓(立体表示)											
南の谷											
北の谷											
大人の墓(覆屋改修)											
子供の墓 (覆屋撤去→立体表示)											
北盛土 (覆屋撤去→立体表示)											
大型掘立柱建物跡 (覆屋撤去→複製展示)											
南盛土(覆屋改築)											
西盛土周辺 (園路・視点場設置)											
園路・排水溝・電気											
史跡境界法面保護											

実施設計

既存覆屋撤去

整備工事

図58 整備スケジュール

第 12 節 完成予想図

本計画による整備後の姿（10 年後を想定）を完成予想図として示す（図 59）。



图 59 10 年後の整備完成予想図

参考資料

参考文献

(年度・刊行機関・報告書名の順)

- 1994 青森県『青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本構想報告書（三内丸山遺跡）』
- 1996 (社)日本公園緑地協会『青森県総合運動公園遺跡ゾーン植生復元調査基本設計報告書』
- 1997 青森県『第1200号 青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画報告書』
- 1997 青森県・(社)日本公園緑地協会『第2416号 青森県総合運動公園 公開・活用計画報告書』
- 1997 青森県・(社)日本公園緑地協会『第1001号 青森県総合運動公園植生復元基本設計報告書』
- 1997 青森県・(社)日本公園緑地協会『三内丸山遺跡集落復元基礎調査報告書』
- 1998 青森県・(社)日本公園緑地協会『第1005号 青森県総合運動公園管理運営計画報告書』
- 1998 青森県・(社)日本公園緑地協会『第1006号 青森県総合運動公園集落復元基本計画・基本設計報告書』
- 1998 青森県『平成10年度 青森県総合運動公園遺跡ゾーン整備検討委員会報告書』
- 1998 青森県・(社)日本公園緑地協会『第1001号 青森県総合運動公園植生復元試験植栽調査報告書』
- 1999 青森県『平成11年度 青森県総合運動公園遺跡ゾーン整備検討委員会報告書』
- 1999 青森県・(社)日本公園緑地協会『第1300号 青森県総合運動公園植生復元試験植栽調査報告書』
- 2000 青森県『平成12年度 青森県総合運動公園遺跡ゾーン整備検討委員会報告書』
- 2000 青森県・(社)日本公園緑地協会『第1002号 青森県総合運動公園集落復元（竪穴住居）詳細設計報告書』
- 2000 青森県・(社)日本公園緑地協会『第1300号 青森県総合運動公園植生復元試験植栽調査報告書』
- 2001 青森県・(社)日本公園緑地協会『第1007号 青森県総合運動公園遺跡ゾーン実施設計報告書』
- 2001 青森県『平成13年度 青森県総合運動公園遺跡ゾーン整備検討委員会報告書』
- 2001 青森県・(社)日本公園緑地協会『第1004号 青森県総合運動公園集落復元竪穴住居実施設計報告書』
- 2001 青森県・(社)日本公園緑地協会『第1001号 青森県総合運動公園植生復元試験植栽調査報告書』
- 2001 青森県『青森県史 別編 三内丸山遺跡』
- 2002 青森県『国特別史跡「三内丸山遺跡」地形・集落復元工事に伴う整備計画（現状変更）資料』
- 2002 青森県・(社)日本公園緑地協会『第7002号 青森県総合運動公園植生復元試験植栽調査報告書』
- 2002 青森県・(社)日本公園緑地協会『青森県総合運動公園植生復元試験植栽調査の経緯』

- 2006 青森市都市整備部都市政策課『青森市景観計画』
- 2008 青森県教育庁文化財保護課『三内丸山遺跡展示・収蔵機能のあり方』
- 2013 教育庁文化財保護課『世界遺産登録を見据えた三内丸山遺跡の施設整備計画（展示・収蔵）について』
- 2015 青森県教育委員会『特別史跡三内丸山遺跡保存管理計画書』
- 2015 福島市教育委員会『史跡宮畑遺跡 環境整備事業報告書』
- 2016 青森県教育委員会『青森県埋蔵文化財調査報告書第 588 集 三内丸山遺跡 44 総括報告書第 1 分冊』
- 2017 三内丸山遺跡魅力づくり検討委員会『三内丸山遺跡の魅力づくりに関する報告書』
- 2017 青森県教育委員会『青森県埋蔵文化財調査報告書第 588 集 三内丸山遺跡 44 総括報告書第 2 分冊』

整備に関する過去の委員会や報告書等の名称及び本書での略称一覧

委員会等の名称	本書での略称	報告書等の名称	本書での略称	年度		
青森県総合運動公園 遺跡ゾーン基本構想検討委員会	基本構想委	青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本構想報告書 (三内丸山遺跡)	基本構想	H6		
青森県総合運動公園 遺跡ゾーン 基本計画検討委員会	基本計画委	第1200号 青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画報告書	基本計画	H9		
		第1001号 青森県総合運動公園植生復元基本設計報告書	植生復元設計	H9		
		第1203号 青森県総合運動公園遺跡ゾーン主入口施設区基本設計説明書	主入口施設区基本設計	H9		
		第2416号 青森県総合運動公園 公開・活用計画報告書	公開活用計画	H9		
		第1006号 青森県総合運動公園集落復元基本計画・基本設計報告書	集落復元設計	H10		
青森県総合運動公園 遺跡ゾーン 整備検討委員会	整備委	第1005号 青森県総合運動公園管理運営計画報告書	管理運営計画	H10		
		第1002号 青森県総合運動公園地形復元基本設計説明書	地形復元設計	H11		
		第1005号 青森県総合運動公園集落復元予備設計報告書	集落復元予備設計	H11		
		第1002号 青森県総合運動公園集落復元(竪穴住居)詳細設計報告書	竪穴住居詳細設計	H12		
		第1004号 青森県総合運動公園集落復元竪穴住居実施設計報告書	竪穴住居実施設計	H13		
		第1007号 青森県総合運動公園遺跡ゾーン実施設計報告書	遺跡区域実施設計	H13		
		青森県総合運動公園植生復元試験植栽調査の経緯	試験植栽調査経緯	H14		
		青森県		国特別史跡「三内丸山遺跡」地形・集落復元工事に伴う 整備計画(現状変更)資料	地形・集落復元整備計画	H14
		三内丸山遺跡有料化検討懇話会	有料化懇			H15
三内丸山魅力づくり会議	魅力づくり 会議			H16		
三内丸山遺跡 展示・収蔵機能検討委員会	展示収蔵委	三内丸山遺跡展示・収蔵機能のあり方	展示収蔵機能あり方	H19		
縄文時遊館管理運営体制 検討委員会	時遊館管理 運営体制委			H21		
遺跡ゾーン管理運営体制 検討委員会	遺跡ゾ管理 運営体制委			H22		
三内丸山遺跡 施設整備検討委員会	施設整備委	世界遺産登録を見据えた三内丸山遺跡の 施設整備計画(展示・収蔵)について	展示・収蔵施設整備計画	H24		
		特別史跡三内丸山遺跡保存管理計画書	保存管理計画	H27		
三内丸山遺跡 魅力づくり検討委員会	魅力づくり 委	三内丸山遺跡の魅力づくりに関する報告書	魅力づくり委報告	H29		
三内丸山遺跡 史跡整備検討委員会	史跡整備委	特別史跡三内丸山遺跡整備計画		H30		

青森県三内丸山遺跡センター条例(平成30年3月青森県条例第2号)

(設置)

第一条 三内丸山遺跡(以下「遺跡」という。)の保存及び活用を行うことにより、県民の文化の振興に資するため、青森市に三内丸山遺跡センター(以下「センター」という。)を設置する。

(業務)

第二条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 遺跡に関する調査及び研究に関すること。
- 二 遺跡及び遺跡の出土品の保存に関すること。
- 三 遺跡に関する資料の展示に関すること。
- 四 遺跡に関する学習の機会及び情報の提供に関すること。
- 五 その他遺跡の保存及び活用に関し必要な業務

(職員)

第三条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(使用の承認)

第四条 別表第二号に掲げる場合において、センターの施設を使用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(使用料)

第五条 センターの施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の規定により納入した使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由によりセンターの施設を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

(使用料の免除)

第六条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限等)

第七条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者のセンターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- 一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 センターの施設、設備等を毀損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

2 教育委員会は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの使用を制限することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(平成三十一年条例第五五号)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第四条、第五条関係)

(平三一条例五五・一部改正)

一 遺跡に関する資料の観覧のための使用の場合

区分		金額(一回につき)		
常設の展示の観覧	個人	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	二百円	
		一般	四百十円	
	団体(二十人以上のものに限る。)	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一人につき	百六十円
		一般	一人につき	三百三十円
特別の展示の観覧		知事はその都度定める額		

備考

- 1 常設の展示の観覧には、遺跡の区域の観覧を含む。
 - 2 特別の展示の観覧に係る使用料を納入した者の常設の展示の観覧に係る使用料は、無料とする。
- 二 企画展示室等の使用の場合

区分		九時から十二時まで	十三時から十七時まで	九時以前、十二時から十三時まで及び十七時以降(一時間につき)
使用者が入場料を徴収しない場合	企画展示室	四千三百五十円	五千八百円	千四百五十円
	展示準備室	千二百三十円	千六百四十円	四百十円
	ギャラリー	四千七百七十円	六千三百六十円	千五百九十円
使用者が入場料を徴収する場合	企画展示室	八千七百円	一万千六百円	二千九百円
	展示準備室	二千四百六十円	三千二百八十円	八百二十円
	ギャラリー	九千五百四十円	一万二千七百二十円	三千百八十円

三内丸山遺跡の魅力づくりに関する報告書（概要版）

1 三内丸山遺跡魅力づくり検討委員会からの提言の概要

(1) 縄文時遊館の活用

① 縄文時遊館の展示室等を活用し、遺跡の価値の理解を促進するとともに積極的な情報発信を行う必要がある。

- ・三内丸山遺跡の調査・研究の成果や、縄文遺跡群全体の価値や魅力を積極的に情報発信。
- ・展示の質の維持、向上を図り、魅力ある企画展を開催するため、予算や人員を確保。

② 縄文文化に対する関心を高めるための体験学習等の充実を図り、青森を理解し青森を発信できる人づくりに繋げる必要がある。

- ・大人向けや長期間かけて取り組むものやアクティブラーニングに対応したもの、縄文遺跡群を視野に入れたもの等。

(2) 縄文のむらの風景づくりの推進

① 復元建物や覆屋等の適切な維持・管理が必要である。

- ・特に大型掘立柱建物と大型竪穴住居については遺跡の顔であるので、可能な限り長期間活用。

② 遺跡の復元建物や植生等については、一層の整備充実が必要である。

- ・仮設展示室の撤去・地形復元や環状配石墓等の復元、縄文植物園の整備などの史跡の整備について検討。
- ・遺跡（野外）と展示室（屋内）を一体として、役割分担を意識した整備。

(3) 来場者サービスの充実

① 見学者へのわかりやすい説明や情報提供を充実させる必要がある。

- ・触れる展示（ハンズオン）や新たなデジタル技術の活用、多言語への対応等。

② 企画性に富んだ活用を充実させる必要がある。

- ・多様な見学プランや年間を通して核となるイベントの設定等。

③ 多様な遺跡見学者の受入環境を充実させる必要がある。

- ・外国人や家族連れ、学校の校外学習等。

④ 三内丸山遺跡を取り巻く環境の変化を踏まえ、遺跡へのアクセス等に関する対応が必要である。

- ・駅から遺跡までの散策コース（仮称「縄文の道」）、案内の多言語化等。

⑤ 他の遺跡等との連携が必要である。

- ・縄文遺跡群構成資産と連携、モデルコースの設定等。

(4) 管理運営体制の充実

① 効率的・効果的な管理運営体制について検討する必要がある。

- ・遺跡の一体的な管理体制。
- ・遺跡の管理に専門的な知識・技能の活用による効率化。

② 魅力づくりを進めていくためにも、有料化は避けて通れないであろう。

- ・企画展示室は、魅力的な企画展を実施していくために有料化。
- ・遺跡と縄文時遊館（レストラン・売店を除く）の有料化は、その範囲、時期、料金体系等を検討することが必要。

2 三内丸山遺跡における魅力づくりの確実な実行に向けて

当検討委員会では、三内丸山遺跡が我が国を代表する縄文遺跡として、これまで以上に国内外から多くの人々が訪れ、縄文の「むら」のたたずまいの中で、縄文文化を知り、体感し、親しむ姿を思い描きつつ検討を行い、提言をとりまとめた。

この提言を実行するためには、多くの時間と労力が必要と思われるので、着実に進めるために、優先順位を付けて年次計画を立てながら計画的に実行するとともに、魅力づくりを持続させるための体制を整備することが必要となる。

魅力づくりを持続させるために、有料化は避けられない課題だが、開設以来長く「無料」であったことも三内丸山遺跡の特色・魅力の一つであることは確かであり、有料化が一時的にせよ見学者数に影響を与えるであろうことも踏まえ、丁寧な説明と一層の魅力づくりへの努力が前提である。

また、三内丸山遺跡に対しては、その保存にあたり多くの県民の理解と支援があったばかりでなく、県民等からの寄付金を原資の一部として遺跡の保存・活用のための基金が設置されてきた、という経緯があり、それが「我々市民の遺跡」という意識につながっていることも尊重すべきであろう。

三内丸山遺跡は、世界遺産たるべき北海道・北東北の縄文遺跡群の中核として、その価値を発信し、構成資産である遺跡群の情報を統括する機能を果たしていくことが、その使命としてますます求められている。そして将来にわたり、三内丸山遺跡を訪れる人々の、考古学、歴史、文化への興味関心を喚起し、これまでの発掘調査や整理作業の中で得られた成果を踏まえて、特別史跡三内丸山遺跡の特徴をわかりやすく表現し、殊に縄文文化の価値や魅力の理解に資するような取り組みが、着実に推進されることを期待するものである。

特別史跡 三内丸山遺跡
整備計画

発行日 令和2年3月31日

発行 青森県教育委員会

編集 三内丸山遺跡センター

〒038-0031 青森市三内字丸山 305

TEL 017-781-6078

FAX 017-781-6103

印刷 社会福祉法人 青森県コロニー協会

青森コロニー印刷

〒030-0943 青森市幸畑字松元 62-3

TEL 017-738-2021

FAX 017-738-6753

